

第11回平成19年9月与謝野町定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成19年9月21日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後8時22分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 野村生八 | 10番 | 赤松孝一 |
| 2番 | 畠山伸枝 | 11番 | 勢旗毅  |
| 3番 | 上山光正 | 12番 | 多田正成 |
| 4番 | 廣野安樹 | 13番 | 今田博文 |
| 5番 | 小林庸夫 | 14番 | 森本敏軌 |
| 6番 | 家城功  | 15番 | 谷口忠弘 |
| 7番 | 伊藤幸男 | 16番 | 有吉正  |
| 8番 | 浪江郁雄 | 17番 | 服部博和 |
| 9番 | 井田義之 | 18番 | 糸井満雄 |

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

|             |      |        |      |
|-------------|------|--------|------|
| 町長          | 太田貴美 | 代表監査委員 | 足立正人 |
| 副町長         | 堀口卓也 | 教育長    | 垣中均  |
| 総務課長        | 大下修  | 教育委員長  | 白杉直久 |
| 企画財政課長      | 吉田伸吾 | 商工観光課長 | 太田明  |
| 岩滝地域振興課長    | 小林哲也 | 農林課長   | 浪江学  |
| 野田川地域振興課長補佐 | 長島栄作 | 教育推進課長 | 土田清司 |
| 加悦地域振興長     | 和田茂  | 教育次長   | 鈴木雅之 |
| 税務課長        | 日高勝典 | 下水道課長  | 小西忠一 |
| 住民環境課長      | 藤原清隆 | 水道課長   | 芋田政志 |
| 会計管理者       | 金谷肇  | 保健課長   | 佐賀義之 |
| 建設課長        | 山崎信之 | 福祉課長   | 岡田康利 |

## 5. 議事日程

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  | 議案第 77号  | 与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の制定について<br>(質疑～表決)          |
| 日程第 2  | 議案第 78号  | 政治倫理の確立のための与謝野町町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について<br>(質疑～表決) |
| 日程第 3  | 議案第 79号  | 与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について<br>(質疑～表決)             |
| 日程第 4  | 議案第 80号  | 与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について<br>(質疑～表決)          |
| 日程第 5  | 議案第 81号  | 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について<br>(質疑～表決)       |
| 日程第 6  | 議案第 82号  | 岩滝子どものセンターの指定管理者の指定について<br>(質疑～表決)                 |
| 日程第 7  | 議案第 83号  | 加悦簡易水道算所浄水場改良(土木)工事の請負契約の締結について<br>(質疑～表決)         |
| 日程第 8  | 議案第 84号  | 町道路線の変更について<br>(質疑～表決)                             |
| 日程第 9  | 議案第 102号 | 町道路線の認定について<br>(質疑～表決)                             |
| 日程第 10 | 議案第 85号  | 平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)<br>(質 疑)                   |

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。

きょうも気象予報を見てみますと大変暑い日になるようでございます。彼岸だというのに、まだまだ夏が続いておりますが、楽な服装で、ひとつきょう一日お願いしたいと思います。

きょうは盛りだくさんの議案が上程されるようでございますので、議事進行につきましてもよろしくお協力のご協力のほどお願い申し上げまして、早速始めたいと思います。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第77号 与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑はありませんか。

小林議員。

5 番(小林庸夫) おはようございます。

せんだってお聞きしまして、医療の関係につきましては田舎に来ていただける先生が少ないという形のことで、こういった条例を京都府がつくられて、それに基づいて与謝野町もつくられるというようなご説明を受けたわけでございますが、京都府医療確保奨学金等貸与を受けるものでという形で、京都府の奨学金を受けられた方が、また与謝野町でも申請されれば受けられると。二重に受けられるという、そういうシステムでございませうか。ちょっとその辺を確認したいんです。

議長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) 失礼します。

今の小林議員さんのご質問に対してお答えしたいというように思います。

ご承知のとおりこの制度については京都府の制度、普通の方でしたら15万円の貸与を受けられる方、また受けられた方に限るということでございませうので、ご指摘のとおり京都府の制度と、それから与謝野町の新しい制度と二重に受けるということでございませう。

議長(糸井満雄) 小林議員。

5 番(小林庸夫) それでは月に30万円というように理解させてもらいたいんですか。

それは貸付期間は2年ということで、たしかそれでいいんですか。

それが1つと、京都府が定める地域医療機関の免除施設というのがありますが、これには前回の説明では、この与謝野町に係る和謝の海病院と、石川診療所という形のものを課長からお聞きしたわけでございますが、京都府が定める地域医療機関免除施設というところには、ちょっとネットで見ましたら石川診療所が入ってないんですが、これはどういうことかなと思って。この近所の大宮診療所であるとか、五十河診療所、間人診療所、野間診療所、佐濃診療所、伊根診療所、本庄診療所、皆それぞれ小さいとも網羅してあるようですが、石川診療所は、京都府については免除機関になってないということの何かわけでもありますのか。それをちょっとお尋

ねしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今ご質問の1点目の貸し付けの期間はということでございます。この期間につきましては、例えば大学6年間、それから大学院2年間、臨床2年、それから専門研修という格好で段階があるわけなんですけれども、これについては基本的に、その間におられたら重複も可能ということになっておりますので、期間的にはずっと足し上げますと12年くらいあるんですけれども、実際そのあたりも京都府としても貸与の期間にはしておりません。基本的には、4年程度ということになっております。したがって、この与謝野町についても、貸付期間については4年程度にさせていただきたいというように思っております。

それと免除施設につきましては、小林議員さんは今ネットの方で調べたということでありまして、私もそのあたりを確認しまして、石川にあります診療所についてがないということをご指摘もしておいたわけなんですけれども、基本的に公的医療機関第31条の規定の中には、この石川にあります与謝野町の診療所についても医療機関にはなっておりますので、その中にはちょっと漏れてたということで、京都府の方には指摘をしておきましたけれども、対象にはなっておりません。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） それを確認できましたら結構でございます。早急に、石川診療所も与謝野町の立派な診療所でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） それでは第77号につきまして、お尋ねをしたいというように思っております。

私は所管の委員会でないんで、ちょっと初歩的な質問で申しわけないんですけれども、ここで掲げてある公的医療機関というのは、与謝の海病院だと思っておりますけれども、中心的なところは、現在、与謝の海病院で小児科とか内科とかいろんな科があると思っておりますけど、その科別のお医者さんの数というのがわかれば、教えていただきたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今、谷口議員さんの方から、科別のお医者さんの数ということをお聞きしたんですが、全体としては与謝の海病院は50人の定員で現在47名ということで、3名ほど府立病院の方から派遣していただいても不足しているということをお聞きしておりますけれども、ちょっと人数はそういったことでお聞きしているんですけれども、ちょっと科別に人数については、外来の当番表なんかはあるんですが、科別については把握しておりませんので、また科別の人数については後日お知らせさしてもらおうということによろしいでしょうか。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） なぜお聞きしたかと言いますと、この奨励金制度にかかわることございまして、元来不足している医師というのは、不足しているんでしょうけども、特に何科のお医者さんが非常に不足してるとか、例えば内科であれば結構なお医者さんの数があるとか、そういうことがあると思っておりますけども、そういう現在の実情にかんがみなくとも、この奨励金制度というのは、

どのお医者さんにも適合すると、こういうことで認識させていただいていいんでしょうか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） お医者さんの適用につきましては、詳細説明でも申し上げておりました歯科医師さんは対象外なんです、それ以外のお医者さんでしたら、この奨学金の対象になるということでございます。なお一番少ない産科については、与謝の海病院さんは現在3名お医者さんで、治療なり診療に当たっていただいております。

15番（谷口忠弘） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは議案第77号について、質問をさせていただきたいと思っています。

ご承知のように奈良県では、マスコミでも取り上げられましたが、医療不足など医療体制の不備といいますか不十分なために、悲惨な事件が多発していることはご承知のことと思います。京都府下でも、同じような事態があるというのが私の認識です。

特に北部の医療現場での医療不足の深刻な実情から、2月議会で知事が医師確保のための施策として6億3,000万円の予算規模で、10月から実施することを表明していたものだと思います。知事はその数カ月前までは、医師確保は市町村の責任だという態度をとっていたことを、医療機関や医師会、患者団体など府民の要望も上がっていたわけですし、それを含めて日本共産党が、この医療問題に対する緊急提案を申し入れる中で、見解を転換したものであります。私どもはこの点では大きな前進だというふうに考えております、評価しているわけです。本来、国民の命にかかわる医療というのは、特にこの医師確保というのは、私も6月議会の一般質問で述べましたように、まさに国が責任を持たなければいけないというものだと思っています。

質問に入りたいと思います。

1つ目の質問は、この条件では公立病院ということで、公立病院以外は対象外というふうになっています。この問題をお尋ねしたいんですが、京都府はこの間、よその町も総じてそういう主張してるわけですが、今回は京都府ですから、京都府は民営化だとか民間活力、このことを非常に強調してきたわけで民間の力を借りるという立場から、今回の公立病院だけという限定には、どうしても私自身が納得がいかない。実情に合わないというふうに思っているんですが、民間についての対応ができないようですけども、その点はどういうふうにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 伊藤議員さんご質問の、民間病院の対応はということで聞かれておりますが、これは京都府の制度としましては、知事が特別に認めた病院についてはOKということを出しております。

したがって、この与謝野町にはお医者さんの人数が多い病院というのは、与謝の海病院がありますけれども、例えばお隣の京丹後市のあたりでしたら、京丹後市の市立の病院というのは弥栄病院と久美浜病院と2つございますけれども、それプラス丹後中央病院も対象に京丹後市はしております。また、舞鶴については共済病院でありますとか舞鶴医療センター、これは国立なり民間の病院なんですけども、そういったことも舞鶴市立病院以外にも対象にしておりますし、

京都府もそれは拡大で認めておりますので、そういったところについても公立の病院オンリーだけでということではなしに、若干広げられております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひそこは要望いかんというニュアンスにも取れるんですけども、現地の本町としても町内でそういう事態が起きたとき、このことも含めて大いに対応を、条件を広げるように申し入れもしていただきたいなと思っています。

そこで2つ目の質問なんですが、奨学金制度をつくることで医師確保の問題は、今度の場合はあるわけですけども、いろんな課題が出てきてると思うんですね、この医療制度にかかわって。この点で町長として今どういうことが求められているかというあたりについては、どのようにお考えでしょうか。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この与謝野町に求められる今後の医師確保についてということでございますけれども、やはり見ておりますと個人病院の中で高齢のお医者さんもおいでます。そういった中で閉院される、またされたお医者さんもありますので、今後については、そのあたりが一番気になるなというようなことは思っております。

それと、前も申し上げましたかもわかりませんが、今後についてはレセプトの請求が、今は紙ベース等々で結構なんですけども、電子媒体で送るということになってきます。そうなりますと高齢者のお医者さんについては、システムを使って、ネットを使って、そして送っていく。これのシステムの導入費用なんか結構、150万円から300万円くらいはかかるだろうと言われておりますので、このあたりを今後京都府全体、また与謝野町としてもこのあたりが、高齢者の医師問題と電子レセプト請求の関係が問題になってくる。またこれについては、検討していかなければならない課題だということの認識を持っております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今も言いましたが、もう1点は一本に絞って、医師確保はこれで大体管内は対応できるということなんですか。すぐにというわけにはいきませんが、そういう見通しなんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この管内の与謝野町内のお医者さんについては、閉院されているお医者さんもあるのかもわかりませんが、一応14院プラス与謝の海病院ということで15院病院がございまして、お医者さんの数が与謝の海病院のお医者さんを含めまして、62名の体制でこのお医者さんとしては従事をしていただいております。また宮津にも20院程度ございますので、こういったことを含めると今の段階ではまずまずの、このままの人数でいけば医師の確保についてはいけるかなというように思っております。

しかしながらご指摘のとおり、診療科にどうしても偏りがあまして、内科等については先生は割と多くおっていただいているんですけども、やはり小児科とか小児救急とか、それから産婦人科とか、そういった部分については、この管内としても弱い部分だということがありますので、この弱い部分については、どうしても公立病院の方で何とか確保していかなければならないということがございますので、そういったことを含めて特に小児科、産科については、奨学金制度

15万円に、さらに5万円の上積みがあるという特別の措置をしまして、何とか確保したいという、このようなことがございますので、今回の提案ということです。

今ご質問のとおり医師の人数については、今のままでは診療科に問題が若干あるものの、医師確保については、ほぼOKかなというように認識をいたしております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう1つは制度上の問題で、ちょっと私自身が理解できないんですが、先ほど説明もありましたが、府は府で金を出す、町は町で金を出すんですね。これはどうなんでしょうね。今までないではなかったと思うんですが、形態としては一本化して、例えば府が与謝野町なら与謝野町に出すことで、そこでまとめて窓口を一元化して対応するということが、すっきりするんじゃないかと思うんですが、この点は制度上の問題としてはどうなんでしょう。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今議員さんがご指摘のとおり、確かに窓口が一本化であれば事務的なことについて、それから決定とか、そういったことについてもスムーズにいくというには思っております。しかしながら制度的なことがございまして、京都府の方としましては、この北部地域すべてが対象地域になります。したがって、福知山であっても綾部であっても与謝の海病院であっても、これは京都府の対象になりますが、この与謝野町の制度では福知山病院とか、それから舞鶴の方に行ってもらったんでは、これは貸し付けの対象になりません。必ずこの与謝野町内の病院に来てもらうということが、もう原則ですので、そういった方についてお貸しをするということになっておりますので、やはりこの分については町と府と制度的には、もう分けざるを得ないという、このような状況になっております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もうちょっとよくわからんですね。それは京都府は制度をつくれればいいし、それは当然つくらんならんだろうし、それから市町村は市町村で、やるべきところはつくったらいんじゃないかと。やらないところはつくらなくていいと思うし、必要ないところは。これは今言ってる答弁ではちょっと納得できんですけど、もうちょっとお願いします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今の質問なんですけども、基本的にこの条例の中にも書いてございますように、予算の範囲内ということがございます。京都府は当初の予算では15名ということで、当初予算を組んでたわけですが、多くの方が応募していただいたということで、35名の今回応募があったようでございます。そのように京都府については35名分については、補正予算対応しましたよということで新聞でもご存じだというように思います。

しかしながら、財政状況の脆弱な与謝野町については、例えば与謝の海病院に10人も20人も来ると言われても、これは財政が追いついていませんので、やはり町独自で本当に例えばもう狭い意味で言えば、この近隣出身で将来的にもこちらの方に帰って、長い年月こちらの方にいてやるかという限られた方に、限られた財源を充てていきたいということがありますので、京都府同じように、すべての方を対象にできるということが約束できないということがありますので、そのように町独自の分で、京都府とは切り離して考えていくということでございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 以上で終わりますが、安心・安全ということが、それこそ京都府政のうたい文句にしているわけですが、住民の皆さんに不安がないように京都府にも、また国にもこういった実情も含めて、この際いろんな要望をしていただけたらというふうに思っています。

以上で終わります。

議 長（糸井満雄） ほかにありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは私も委員会でも少しは聞いておるんですけども、質問させていただきたいというふうに思います。

先ほど広域の話も出ておりましたけれども、私も広域で取り組む方がいいん違うかなというようにおっしゃっておりました。といいますのは、与謝の海病院に行かれる方が与謝野町に何人おられるのか。与謝野町の中で中央病院とか、弥栄病院とか、舞鶴もあるんですけど舞鶴は別にして、結構行かれるわけですね。そういう意味では丹後一円とかというような格好で、取り組んだ方がいいのではないかなと。与謝の海病院に限り宮津市が50%、与謝野町が50%という話も聞かせていただきました。7万5,000円ずつという話も聞かせていただきました。

そこで今回お尋ねするのは、京丹後市については府の制度、プラスこういふ制度をやはり設けておられるのかどうか、その辺お尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この制度につきましては、今ご質問の京丹後市も9月議会の方で提案をしております。また宮津市もこの9月議会で提案、それから舞鶴市さん、福知山についても、9月議会で提案しているということを聞いております。ただ綾部市さんについては、この9月議会には上がっていないというようにお聞きはいたしております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） それとできるだけ広域ということが、いいんやないかということは別にしまして、野田川町時代にいわゆる奨学金制度を設けて、療法士だとか福祉関係の仕事の方々に奨学金を出した経過があります。

今回でもいろいろな免除規定を設けておられるわけですけども、与謝野町の場合に奨学金を出して、免除規定に入らないけども入ってないと、お金が。そういうふうな部分が現在どうなっておられるのか、お尋ねをいたします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） お答えをいたします。

旧野田川町で就学資金の貸与制度を設けておりました。制度をつくったときには、やはり人材の確保、そしてその方がこの地域に戻ってこられて職についていただくということで免除規定を設けました。

野田川町に住んで、そして近くのそういった施設にお勤めになる場合、5年間をクリアすれば免除にすると。また、もう1つはちょっと忘れましたが、2分の1免除するという2つの免除規定を設けて、それを実施をまいりました。

ところが、なかなかそういった資格を取られても、こちらへ戻ってきて職につくということが非常に難しくなっていきました。特に保育士の資格なんかを取られても、こちらでなかなか正



職員の募集がないというようなことがございまして、やむなく都会の方で就職をされるというようなケースがありました。また、特別養護老人ホーム等につきましても、一定そこで職員確保ができたというような状況もございましたので、その免除規定については廃止をさせていただきます。

ところがやはりその当時、貸与するに当たっては、こういう免除規定がございましてということをお願いしての貸与でございましたので、やはりそれをクリアされる方は今でも免除をするという方向で、その規定については継続をしております。

ところが16年度の貸し付けだったと思いますが、そのときに免除規定を廃止をいたしましたので、16年度以降の貸し付けについては、全額お返しをしていただくということで、現在に至っておりますということでございます。申し上げましたように、その免除規定については、いまだに該当される方については、それを該当する場合には該当させるということで継続をしております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 今回の場合でも免除規定なり、それから特別の場合には町長との話し合いとかいうようなことも入ってきておりますので、それなりに事情を聞けば、この方はどうかというのわかるんだろうと思うんですけども。

先ほど私が聞きましたのは、野田川町の中でそういう免除規定には入らない、それは事情によると思うんですけども、そのまま返されてない方がないかどうか。返さなければならぬのに、返されてない方があるかどうかということをお尋ねしたいんです。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

免除規定から外れまして、お返しをしていただくという方も随分ございます。決算書に計上しておりますが、たしか96万6,000円の未収金が発生しておりますということでございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） そこで今回の場合ですけれども、旧野田川町のときよりも金額が大きい。医師ということで金額が多くなって当たり前だと思うんですけども、そういう意味では大変いい制度だなと思うんですが、先ほど言いましたいろいろな事情、特定はできませんけれども、いろいろな事情がある中で、月30万円なり35万円という金額になると、1年間でもすごい金額になりますね。それが4年間ということになると膨大な金額になると。

ところがその方の事情、その方の意思、いろいろなことで町に返済がなされないというようなことが起きると予測されるために、何か保証人というのか、そういう何らかの格好の、例えばそういう事情があっても、半額でも返してもらおうとかいうようなことの制度というのは、考えられなかったのかどうか、その点をお尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今、井田議員さんがご指摘のとおり、本当にこのあたりは金額が大きいということで、これが滞ってしまうと大変なことになります。

この制度としましては、条例の中には書いてございませんけれども規則の中で、2名の保証人をとるということになってございます。そのうち1名は京都府内の方を保証人にするというように

しておりますので、こういった滞った場合については、その保証人の方に返済の方をお世話になると、このように考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） これで終わりますけれども、やはり結構広域というのか、せめて丹後振興管内とかというような格好での、みなまとまった取り組みの方がありがたいというふうに思いますので、その辺はまた今後の検討課題としていただけたらありがたいということを申し上げて、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。  
上山議員。

3 番（上山光正） もう既に議案第77号の関係につきましては、皆さんずっと質疑されておりますので、言うところがないわけですが、この事業は京都府が当初に15名ということで、また申請者がたくさんあって35名に。これは文教委員会の方で課長よりしっかりと資料をいただき、また勉強もさせてもらってよくわかっておりますが、その中での資料の2ページの3ですね、奨学金の貸与を受けた期間に3年を上乗せするというのもよく存じております。しかしながら、その後の町内の公的医療機関、これは伊藤議員もおっしゃったとおり与謝の海病院をまず指しているだろうと思うわけですが、この奨学金の全額の返還を免除することで、その次のところがちょっと気になるんですが、当地方での医師の確保を行うと。これはあくまでも府の事業に乗ったものでありますから、当然、与謝の海病院というのを主に置いて考えられると思うんですが、課長がお答えになるのはちょっと重いかもわかりませんが、こういった制度を終えた医師が民間の病院ですね、こういったものに従事するという場合は、これらの対応についてはどのようなことを考えておられるのかなど。与謝の海病院は当然府立ですので、こういった事業に応じて医院の確保はできるかもわかりませんが、ただいまの質疑の中でもありましたとおり、15の医員、そして65名の医師体制で準備をさせていただいておりますが、この民間の方が開業するということになりますと、これは当地方で医療事業を行っていただくわけですから、当然、奨学金の免除ということは考えられるのでしょうか。ちょっとこの辺のところの考え方をお願いしたい。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 上山議員のご質問です。この免除なり貸し付けの関係につきましては、公的医療機関ということに限っておりますので、ご質問の一般の民間の方に対しては、この制度は適用にならないということになります。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） もう1点お尋ねするんですが、そこで私はこんな顔をしてますけども、おとつかぶれの木をいらってかぶれまして、急遽、与謝の海病院へ行かしてもらったんです。朝、ところが皮膚科は木曜日で休みです。やむなく帰ってきて、岩滝地域の民間の開業医のところへ行っただんですが、たまたま皮膚科は担当しておられる病院が休みと。こういったことで仕方ないんで、近くの病院でお世話になったんですが、これは単純なかぶれということで、4日ほどしたら治るということで、注射や何やかんやで治療を受けたわけですが、この15医療機関があるわけですね。その中心となるのが与謝の海病院、まず。そうすると開設されとる科ですね、これが開業医さんと重複していると、利用者は非常に困るわけですが、こうした開業医と与謝の

海病院とのローテーションですね、科の、こういうのはどういうふうになっておりますか。もしご存じでしたら、お世話になりたいと思います。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 与謝の海病院と民間のお医者さんとの棲み分けということがございまして、ご指摘のとおり患者さんの取り合いということになると、どうしても大病院の方に行くという傾向が、産婦人科なんかでも強い傾向にあります。

しかしながら今の医療制度なり、こういった医療機関の棲み分け方としましては、まず民間の地域の医療機関にかかっていたら、そして、またその先生の紹介があって、ここはもう与謝の海病院でしか対応できないよと言われた方については、紹介状を持って行くというようにしております。今議員さんは与謝の海病院に直接行かれたということでありまして、そういったことは棲み分けとしましては、まず地域の医療機関にかかってもらって、紹介状を持って与謝の海病院にかかってもらう。このようなことで与謝の海病院の方も制度化というか、システム化を組んでおりますので、この民間のお医者さんを圧迫するような経営は、しないというように思っております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） いやいや、それはわかるとるんですが、ただ、科を開業する日にちですね。これはどういうふうにお決めになるとるかなということで、今言いましたように、手順として私は与謝の海病院へ行って、岩滝地域の皮膚科へ行ったら両方とも休みだったということですが、初めから仮に皮膚科へ寄っても与謝の海病院は休みだと。結果は同じことになるんですが、自分は運転ができるで、どこでも行ったんでいいですが、この辺の医院と与謝の海病院とのローテーション関係ですね、開設科の。これはどういうふうにご相談されているのかな、また全然ないのかなということ。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） それぞれの診療科、与謝の海病院とほかの民間の医療機関と、この日については開いてますよという格好の、そういった相談についてはなされておられません。

したがって、それぞれの病院が木曜日の休診であったり、水曜日の休診であったりしますので、そのあたりはもう決まった休診日を設けておられます。町なり、そういった医療機関同士での診療日等の取り決めというのはしてありません。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 最後にちょっと町長にお尋ねしたいんですが、この奨学金制度はあくまでも京都府の事業ですね。これに乗って卒業されて、そして3カ年を経過された時点では、免除になるわけですね。ところがこの方が、仮に与謝野町内で開業しようとおっしゃった方が出てきた場合は、これは返還を求められるのか。また、こうした医師の確保をするということで、15医院があるんですが、高齢の医院もあるということで、そういった特典を与謝野町自体で考えておられるかどうか。その点だけ伺って、質問を終わりたいと思います。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 今のところそれは考えておりません。ルールの中で、条例の中で運営をしていくということですし、実際に奨学金といいますが、これを受けて開業をしたいという方があらわれ

ることがあれば、それはそのときにということになるでしょうけれども、ですけれども開業されて診療をされる中で、一定の返還をするなら返還するというふうな、そういう形になるのではないかなというふうに思っております。一応公のという規定をしておりますので、そうした中での運用になるというふうに理解しております。

3 番（上山光正） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに。

有吉議員。

1 6 番（有吉 正） 今町長のご答弁を聞いて、例えば岩屋には、もうかなりご高齢の先生もおられるわけです。昔の歴史からいえば村立民営といいますか、そういった歴史があって、今もそういった中で先生が活躍していただいとるわけなんです、それこそ地域医療は、府立大病院だけが地域医療を支えとるわけではないわけにして、その辺はこの条例の中では、町長が特に認めた場合というのがありますので、その辺は私は今のご答弁は、一応難しいというふうに判断したんですけれども。

それから保健課長の、例えば小林議員が町の診療所ですね、そういった場合にはどうなのかと。それについてもちょっと厳しいような、出せないようなことをおっしゃられたんではないかなと思います。 ですか、そしたら個人病院についてはだめだと。なぜ個人病院がだめなのか、そこら辺がやっぱりちょっとおかしいんではないかなというふうに私は思うんですが、官営だけが、大きな病院で中央病院とか共済病院はええというような知事の判断もあるというふうにおっしゃっておられたんですが、その辺をもう少し地域医療とは何ぞいやという部分が、抜けているのではないかなというふうに思います。課長なり、町長のご答弁をお伺いしたいと思います。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 議員ご指摘のとおり、本当に個人病院というのは身近な医院としてお世話になっておりますので、これを全く無視するというんでなしに、本当に大事にしていかなければならないというふうに思っております。

しかしながら今回の制度につきましては、京都府の制度に追従した形で制度をつくったということがございますので、今回の制度については公的医療機関に限るということになっておりまして、先ほどご質問の中にもありましたように、野田川町の石川にあります診療所についても、当然公立病院になりますので、これも貸し付けの対象になるということでございます。

言いましたように個人病院の今後についても、この奨学金をすべて貸与するということには京都府の制度としてもなっていないので、先ほども答弁申し上げた中でも言っておりましたように、課題の1つであるというふうに思っております。課題の1つとしては、電子媒体でのレセプト等々、今後個人病院を取り巻く状況も変わってまいりますので、そのあたりは年に応じて検討していかなければならない課題だということで、認識はいたしております。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 今課長が言ったとおりだというふうに思いますし、ただ、この一番最後ですけれども、町長が次に掲げる場合は、奨学金等の全部または一部の返還を免除することができるという中で、前号に定めるもののほか、特別の事由があるときということもございます。

おっしゃったように、岩屋の医院については全くの民間というのとは、また違うというふう

思っております。先ほど言われたように昔村営というような形でしておられたのが、今は一個人の開業というふうな形になっておりますけれども、それらもそのときのケース・パイ・ケースである程度判断する必要があるかと思っておりますけれども、全くの民間ということについては、これは少し問題があるかというふうに思います。運用の中で、考えていくべき問題ではないかというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 有吉議員。

- 1 6 番（有吉 正） ご答弁は結構でございます。そういうふうに弾力的に、将来的には考えていっていただきたいなと。官が官のためにすると。これだけでは、私はいけないんじゃないかなと。今後の時代においては特に、一個人であっても地域のためにやってやるというお医者さんには、やはり手助けが必要なんでないかなと、このように思います。

以上です。

議 長（糸井満雄） ほかに。

多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 1点だけちょっと質問をさせていただきたいんですけども、この制度につきましては全国的に医療不足ということで、それを奨励していこうと、推進していこうという意味でやられとりますので、このことについては何も言うことないんで、制度としては大変結構なことだなというふうに理解しておるんですが、この当町で開業医だとかいう問題もあるんですけども、当町が取り組みをされる場合は、やはりこの町でどの科が、要するに小児科だとか産婦人科だとか、それから内科だとか外科だとかあるんですけども、当町にとってどの科が一番不足で、町民が不安に思っているんだらうということがお聞きしたいんですけど、その辺のデータはとっておられますでしょうか。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この当町での不足している診療科というご質問ですけども、私が思っておりますのは、一般の方でしたら少し次の日まで我慢しようかという格好で我慢できる状態、大人であればできるんですけども、どうしても待たできないという方については、やはり子供さん、小児科の関係と、それと産婦人科の関係だというふうに私は理解をいたしております。そのように思いますと、やはり産婦人科、それから小児科の充実が、この管内でも必要じゃないかなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 今課長に答弁いただきましたように、まさしく町民の声はそこが出ておまして、与謝の海病院でも今産婦人科なんかは3名の先生がおいで。弥栄ではいっぺん閉鎖をしておられまして心配しておりましたけど、2名の医師がまた配属されたということでもありますんですけども、我々は加悦の方に住んでますと、そこまで行くのが緊急の場合、非常に遠いんで、加悦の方に産婦人科でもあった方がいいんでないかというふうなお母さん方の声も聞かれますので、そういうことを全体の医師不足の解消をしていくという意味での奨励金は、それはそれでいいんですが、当町が取り組まれる場合は、やはりその辺を重点的にやっていただけるような施策で、取り組んでいただけたらなというふうに思っております。その辺のお取り組みは、やっぱり考えての施策でしょうか。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） そのあたりの取り組みについては、当然先ほども述べましたけれども、奨学金に5万円の上積みをするというような小児科の先生、それから産婦人科の先生には、そのような特典もつけておりますので、このようなことが全国的に言われておりますけれども、この地域についても起こっておりますので、そこは少し特典をつけて充実をさせたい。またこの地域については、多くのそういったお医者さんに従事をしていただきたいという思いから、京都府と同じような上積みをした制度をつくっておりますので、今後ともそのあたりについては、そういった診療してやろうという気構えのある方については、この制度を使っていただいて来ていただきたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 町長のこの町のトップとして、その辺の思いをちょっと聞かせていただけたら。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 特に産科の場合ですと医師が確保できたとしても、1人ではとても無理な状況です。突発的なことがあった場合にやはり手術をしなきゃならない、麻酔医がいる、あるいは生まれた子供を即診る。そういう新生児の小児科の医師がいる。やはりこれはある程度の施設と規模を持ったところでないと、できないというふうに思います。昔、産婆さんというふうな形で、子供たちを取り上げるそういう助産婦さんも地域にもおられたわけですから、やはりその辺はもう少し考える必要があるかというふうに思います。

人の確保も大事ですけれども、そうした設備をやっぱり整えた上での話になると思いますので、多くの医院が産科をやめていった中には、そういう理由があったわけですので、そういう大きな病院と地域の診療所、あるいは医院とのそういう連携ということが、もうこれは不可欠な問題ですので、それがうまくいってないから、いろんな悲惨な事故や事件が起こってるわけですので、それらも含めて、より与謝野町はということだけではなしに、この地域の医療水準を上げていくという意味で、今回もやはり府との連携の中での対応ということを考えてわけでございますので、努力はする必要はあろうかと思っておりますけれども、あらゆる場面でそういう人の命、子供の命を守れるような体制をつくっていくように、これも府の方にいろいろと要望もしておりますので、そうした中で考えてまいりたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ありがとうございます。

今のところでは何とって、事故を聞いたのはないんですけども、若干そういう不安があるということも町民の中から出ておりますし、町長もそのことも頭に置きながら、今後考えていくということですので、どうぞ今後の施策よろしくお願いいたします。

終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第77号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。  
よって、議案第77号 与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第78号 政治倫理の確立のための与謝野町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第78号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。  
よって、議案第78号 政治倫理の確立のための与謝野町中の資産等の公開に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第79号 与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

有吉議員。

16番(有吉 正) 担当課長に質問をいたします。

資料の5ページにケース1、ケース2、ケース3、ケース4と、このようにありますね。ちょっと私じっくりと、とことん勉強してないので、おかしげな質問するかもわかりませんが、ご容赦いただきまして、勤務時間が20時間から25時間、24時間、20時間となっておりますが、この選択をした場合、給料はどのようになるのか、その辺ちょっとお聞かせいただければと思います。

議 長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) 週40時間が基本でございます、1日8時間の5日間。それで仮に勤務時間が20時間の場合は、40分の20の計算をいたしますし、それから24時間の場合は40分の

24の計算をして支給をいたします。

16番(有吉 正) ありがとうございます。終わります。

議長(糸井満雄) ほかに。

上山議員。

3番(上山光正) 1点だけ確認がさせていただきたいんですが、資料の2、3、4の承認の基準、これについてですが、2、3にいろいろとこうした請求する内容が載っているわけですが、これは理解できます。ところが4の、請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難な場合、この困難な場合というのは、どういうことが想定されるのか。これだけ1点、お尋ねしておきたいと思います。

議長(糸井満雄) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時52分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは答弁を求めます。

大下総務課長。

総務課長(大下 修) 先ほどのご質問の答弁でございますが、この部分につきましては、与謝野町の条例の方には明文で出てこないということなんですが、地方公務員の育児休業等に関する法律という上部の法律がございまして、その第10条の第3項に、その業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならないというふうにあります、それをそのままここに説明として書かせていただいとるんですけども、この意味は、例えば研究所の研究員だとかそういうことで特殊な技術者で、容易に代替の者を雇用することができない職種の方というふうなことでございまして、これを当町に当てはめると、当町ではそういうふうな代替の職員を配置することが困難なような職種はないというふうに考えてますので、当町では該当はないんじゃないかというふうに考えております。

議長(糸井満雄) 上山議員。

3番(上山光正) 今説明をお聞きしたんですが、いまいちちょっと難しいわけなんですが、本町には該当する職種は見当たらないということですね。これは与謝野町の条例ですよ。だからそういったものがないけれども、一応育児関係の法律でこのように明記してあるので添えたということですか。

終わります。

議長(糸井満雄) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。



本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第79号 与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第80号 与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第80号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第80号 与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第81号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9番(井田義之) それでは81号について、質問させていただきます。

今回のいわゆる改正とは直接は関係ないんですけども、参考資料の第3条に、常勤の特別職の職員には別に条例で定めるもののほか、給料、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給するとなっております。特別職の方に私は通勤手当があったのかということもあるんですけども、寒冷地手当というのは、もう既に全職員さんは廃止をされておるのではないかなと。特別職の方だけ寒冷地手当が今も支給されておったのかなということで、ちょっと疑問を感じております。これに対する説明をお願いいたします。

議長(糸井満雄) 大下総務課課長。

総務課長(大下 修) 議案資料の第3条の最後の方に、寒冷地手当を支給するというふうな条文が残っておるということでございますけれども、支給条例であります寒冷地手当に関する条例でございます。これは何回も申し上げておりますが、平成19年3月31日限り、その効力を失うということで、もう失効になっております。

それで、ここの分につきましては特別職の部分だけでなく、一般職といいますが、与謝野町職員の給与条例の方もまだ残っております。それで今回につきましては6月に自治法の改正によります改正のときに、私どもの遺漏をしておりました部分だけの条例改正をさせていただいて、次回に職員の分、それから特別職の分、この寒冷地手当という文言が出てきておる部分を削除するように、同時に行いたいというふうに考えておりました、今回はこの分が出てきておりますが、元と言うか、支給条例はございませんので、書いてあっても支給はされないということでございますので、次回に削除を同時にさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 本来ならば国の法律が変われば、それを地方も合わせなければいけないということで、時には専決処分をしながらもうどんどん変えていくわけですね。この寒冷地についても、もう先ほど言われましたように19年3月31日をもって終わりということ、もう何回も何回も言っておられるわけですね。それをこの次までということではなしに、やはり例えばここでこういう特別職の条例が出るわけですね、一緒に不要な分は外しておくという前提やないと、寒冷地手当の条例とは別に、この条例だと寒冷地手当を払うんだということを我々は認めざるを得ん、認めることになるんですね。私はそういうふうにとります。

ここでも既にやっぱりこの条例を今の時点で、もう3月31日は終わるとるんですから、だからここでやっぱり一定の整理をされるべきじゃなかったかなというふうに思いますけれども、今回こういうことだと、私も賛成しにくいという気がするんですが、次、そしたらいつ職員のも含めた条例の整備をされる予定なのか。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 先ほど井田議員さんが申されました専決処分もあって、改正しなければならないときもあるのという話でございますが、専決処分をする場合、往々にして新法の適用が例えば4月1日からなんで、3月31日付で専決をしていくというものでございますけれども、今回は支給条例がもう失効されておりますので、これ極端な話で残っておっても、執行はされないということでございますので、私どもの判断としては職員の方と一緒にさせていただきたいというふうに考えておりました、その時期につきましては人事院勧告が出まして12月に給与改定等、それから給与の条件等の改正が例年でしたらございますので、そのときに同時にお願いしたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 何遍言っても同じことだと思っておりますけども、一遍こにやらんときでもちょこちょこ落として、これが抜けておりましたということもあるんだね。そういう例もこれまでから出ております。やはりこういうようにどっちが、寒冷地の条例が優先するのか、この報酬等に関する条例が優先するのか、どちらが優先するのかわかりませんが、やはり1つの条例を変えるときには、関係条例はすべていらうべきだと、それが普通だと思います。だれの都合かわかりませんが、また今度給料のときにやりますということでは、私は納得できませんということをおし上げて質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第81号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 賛成多数であります。  
よって、議案第81号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。  
次に、日程第6 議案第82号 岩滝母と子どものセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。  
本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
赤松議員。

10番（赤松孝一） それでは議案第82号の岩滝母と子どものセンターの指定管理者の指定についての議案につきまして質問いたしますが、ちょっとわかりにくいので質問するんですが、この指定管理料の根拠というものが、この議案資料に載ってるわけなんですが、18年度の決算額を見ますと、役務費の電話料なんかは3万8,726円なんですが、いわゆる来年の4月から再来年の3月までの電話料は26万4,000円も内訳に出てあるわけなんです。  
それと需用費の中で、電気料なんかは26万3,000円であるのが、今度こちらの管理費の中では、ガス代、水道料はみてるんですが、電気料はみてありませんし、いわゆる管理費の32万9,000円というものが根拠とされているようなんですが、どうもこの辺の定め方を詳しくちょっと意味がわかりにくいので、説明願いたいと思うんです。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。資料の18ページの方の保守管理関係の内訳なんですが、管理費の電話料13万2,000円、これは半年分なんですが、下のも含めまして「電話料」が「電気料」ということで、電気料の方に訂正をお願いしたいというふうに思います。電話料は本人さんたちの方で払っていただくということでございますので、ここには上がってこないということで、まことに失礼ですが、電気料ということで訂正をお願いしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） ということは、この指定管理料で払う部分は、人件費の15万4,000円と事務費の4,000円と管理費の32万9,000円と、これの合計したものが、いわゆる指定管理料になるわけですか。その下の308万7,000円や、事業外収入18万円、これは今までは反対にもらった分ですけれども、実際の金額は幾らになるのでしょうか。お願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えします。

年間で申し上げますと18ページの下の方になりますが、トータル的に差し引き22万円が指定管理料でございます。

10番（赤松孝一） 質問終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はございませんか。

森本議員。

14番（森本敏軌） それでは議案第82号、岩滝母と子どものセンターの指定管理者の指定について、若干お尋ねしたいと思います。

資料に基づいてお尋ねしたいと思うんですが、この施設の現在の取り組みと申しますが、概要なんです、目的ということで勤労女性及び児童並びに地域住民の福祉増進を図るために設置された施設ということで、これは福祉関係の予算に載ってるのかなと思ってたら、商工観光の予算に載ってまして、この決算を見ても、広域シルバー人材センターが賃貸料を払っておられて、また委託料が49万3,000円。これまたシルバーの管理の方の委託料に振りかわってるのかなということで、商工観光課の部類に入るかなと思うんですが、現在のこの施設の利用状況と申しますが、活用状況についてお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

この母と子どものセンターと、ここにも書いてありますように施設概要ということでうたっておりますが、そもそも昭和49年ごろに労働省と申しますか国の関係から、ここに書いてありますように勤労者、とりわけこの地域は機を織っておられる奥さん方と申しますが、女性の方々が、いわゆる親子で、ここでいろいろと研修していただく施設として、旧野田川町の方にもございました。

最終的に与謝野町におきましては、岩滝の母と子どものセンターを1カ所に定めて、あとの施設については、中央公民館の一角にしたりして活用していただいとるわけですが、この母と子どものセンターにつきましてを申し上げますと、基本的には当初の今申し上げました形ではなくて、現在は49年からの経過がございますので、いわゆる地域のコミュニティの施設、あるいはお花教室だとか、これは1つのビジネスとして教室を開かれるための場所提供とかというような形で、この施設が使われておりました。基本的には、地域のコミュニティ施設として活用されているというのが、現状だというふうに思います。

それから中身でございますが、旧岩滝町からの引き継ぎの段階では、母と子どものセンターの後ろに付随施設として織物技能訓練センターと、小さい施設がございまして、これも与謝野町の段階で、織物技能訓練センターにつきましては、野田川地域の織物技能訓練センターに一括しようということで、裏にありました織機等につきましては、野田川の方に必要なものは移転をいたしまして、一定整理をしております。

その部分を中心として、シルバー人材センターが活用されていた経過がございましたので、そこできょうまでは賃貸料をいただきまして、活用いただいたという経過がございます。1つの岩滝の拠点としてつくられていたということです。今回は与謝郡の施設として、この施設を指定管理の施設として受けながら、活動の拠点にしたいということで調整を図って、現在に至ったと

いうものでございます。

以上です。

議長（糸井満雄） 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） わかりました。

それでは現在、もともとの母と子どものそういった関係のことも活用されておりますし、今おっしゃったように裏には機のそういった関係のこともあるということで、現状としては、いずれもそうした活用が図られているということの認識でよろしいでしょうか。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 失礼いたします。

説明不足で申しわけありませんが、後ろにあります織物技能訓練センターは活用しておりますけれども、織物技能訓練センターとしての活用でなくて、母と子どものセンターの一角として活用いただいているということで、ご理解いただきたいと思っております。

1 4 番（森本敏軌） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありますか。

上山議員。

3 番（上山光正） 確認をさせていただきたいと思うんですが、今、赤松議員さん、森本議員が質疑をされておられましたが、特に森本議員さんの質問の中で、勤労女性及び児童の、これは従来49年だと思うんですが、小室町長のときに建築いたしまして、当時はおっしゃったように地域のコミュニティと、それから織機、織物関係の指導所ということで十分に活用し、さらには下校後の児童の利用もありまして、そこで現在も2階に、ここに明記してありますとおり図書室があると思うんですが、この図書室の利用状況は、ほとんど皆無であったろうと思うんですが、この処理をどうされるのかということと。

それから施設の目的ですね、これとシルバー人材センターと、今度はこういうふう指定管理者が決定するわけですが、今後もこの母子センターというものを児童にも窓口を広げておくのか。もう完全にシルバー人材センターの方に委託をするのか。もしこれがシルバーさんが全館を利用して、児童等が下校後に他の施設へ移って、参加者が少ないということもあろうかと思っておりますけれども、これは京都府の施設でございますので、簡単にはそういうわけにいかんのかなと、事業的に。子供の下校後の指導についての、その辺のところはどういうふうにお考えでしょう。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

母と子どものセンターを前回の条例改正によりまして、指定管理者施設にさせていただきました。何ら当初の目的を逸脱するものではなくて、それを維持していくという形の中で、それを直営ではなくて、指定管理者にゆだねるという改正をさせていただいたものでございます。

したがって、現在、シルバー人材センターに指定管理者としての指定を認めていただく形をとっていただいておりますが、先ほども申し上げましたように、施設の目的につきましては従来どおりということでございまして、それをシルバー人材センターが管理運営を行っていくというものでございます。

したがいまして、シルバー人材センターにつきましても賃貸で、今までは一部を利用してあったわけですが、全体を管理しながら、一部でシルバーの事務をとらせていただくという形で審査会の中では確認をして、今回このように提示をさせていただいているものでございまして、重複しますけれども、従来どおりの形で管理運営をお世話になるというものでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） そうしますと一応シルバー人材センターがご利用なさるのは、従来どおりの後ろに織機があった場所と、それから玄関口の事務所を利用されるわけですか。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） ご指摘のとおりでございます。

加えまして、施設全体の維持管理を、いわゆる掃除、それから受付事務等も並行して、今回からやっていただくということでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） それは従来どおりに施設を利用していくということで、そうであればやはり今は利用者は少ないといえども、やっぱりお母さんや子供が2階等々や調理場もお使いになると思うんですが、これがおっしゃったように49年の築ですね、そうすると耐震ですね、この辺のところは、どうしようにお考えでしょうか。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） ちょっと私も認識不足かもわかりませんが、鉄骨の建物ということでございますので、木造ではないもんですから、一応そういう対象外という認識で現在おります。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 私どもが認識しておりますのは、大体ああした強固な建物は30年ですよ。そうなってくると、そろそろ危険な建物に近づいてくるんじゃないかなと。まして子供の利用率は少ないといえども、地域の人が今までみたいに、同じようにご利用になるということになりますと、やはり安全面についても、もう一度確認をお願いしたいということで終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第82号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第82号 岩滝母と子どものセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第83号 加悦簡易水道算所浄水場改良（土木）工事の請負契約の締結

についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) それでは83号について質問をさせていただきたいと思っています。

入札と落札についてなんですが、今回の場合はご承知のように、最高入札価格と最低入札価格、そしてその結果、どういう結果になったかという概要を、ずっと教えていただきたいと思います。

議長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) 入札事務の担当は総務課で行っておりますので、お答えをさせていただきます。

まず、この工事の指名委員会は8月17日に行っておりまして、そこで町内業者と町外の金下建設株式会社、以上8社で入札をするということを決定をしております、8月29日に午前10時から入札会を開催をしております。

この概要につきましては、既にホームページで公開をしておりますので、ご承知かと思いますが、予定価格につきましては、議案が税込みでございますので、税込みでお話をさせていただきますと、予定価格は5,972万5,050円でございます、公表しております最低制限価格は4,991万3,850円でございます。

それで提案説明にもあったかと思いますが、石本建設株式会社と金下建設株式会社が、今申しあげました最低制限価格での応札をございまして、くじにより石本建設株式会社が落札したものでございまして、落札率は83.57%でございます。

議長(糸井満雄) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) よくわかりました。

次に、それとの関係で1点だけお伺いしときたいと思っています。

請負減と言いますか、予算額と今度の場合は63.57%になったということですし、それから当初予算を組んでた額は、ちょっと今手元に持ってませんが請負減、いわゆる予算額と入札価格との差ですね、これは当然、僕から見ると6月補正に反映されるのではないかというふうに思っておったんですが、今回されておりません。この点での見解をお伺いしたいと思っています。ごめん9月だ、今9月だ。

議長(糸井満雄) 芋田水道課長。

水道課長(芋田政志) 伊藤議員のご質問でありますけど、9月の補正になぜ上げなかったのかということではありますが、9月の補正には入札会が8月の終わりにありまして、補正予算を上程する時間がなかったということもあります。

それと請負差金がありましたので、加悦簡易水道の中で若干石綿管を布設してあるところがありますので、できたらそこも今年度に布設替えを行いたいと思っておりますので、また12月議会かそのあたりに、追加提案をさしてほしいなどは思っております。

ということで9月補正にも上げなかったですし、12月にどのぐらいかかるかちょっとわかりませんので、その金額につきましては精算する段階で、3月の補正でそこら辺は精査をしたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第83号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第83号 加悦簡易水道算所浄水場改良（土木）工事の請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第84号 町道路線の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは路線変更の分について質問させていただきます。

私としては石川区から要望出ておりましたことで、大変ありがたいなというふうに思っておりますが、今回第2号の補正で180万円ほどでしたか、測量と設計ですか出ておりました。その後、あそこは近所の方が洗濯物が干せないというようなこともありまして、特にお願いをしとったと思うんですけれども、舗装はいつごろの予定をされておるのか、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 一般会計の2号補正については、委託料についてはたしか80万円だったと思うんですが、この認定をいただいた後に、あそこは河川管理道と民地との官民界、あるいは登記も含めて用地測量しながら、設計に入っていきたいという思いがあります。できれば20年度の当初予算に、反映させたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 私は登記と両方含めて180万円かと思ったんですが、それはもう結構です。

ただ、今回こうして川沿いに道をつけていただいて、この参考資料にもありますように、この先には与謝の園もあります。できれば今の認定の道路を先までもっていただけないかなというような地元の方の要望も出ております。これを先にもって行って、与謝の園から出られるときにも亀山の信号に出ずにここに出てきて、ずっと町内に回られるという意味では大変利用のいい道路かなというふうに思うんです。最終的には176に接続するのがいいと思うんですけれども、その辺の今後の計画というのか、もしあれだったらやろうというような、そういうような見通しというのはないんですか。



というのは、ここをする以上は、もう真っ直ぐに伸ばしてほしいという気持ちが強かったもので、その点について考え方をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 今回の認定にかかわります内部議論の中では、当然そのことも視野に入れて与謝の園の裏までということがあるんですが、それはかなり遠い将来になるんだらうというふうに思います。

バイパスなんかの交通事情も随分変わってくるだらうと思いますし、その辺の亀山地域の道路の通行量等を見ながらということになるんでしょうが、その先が必要という認識はあるんですが、今すぐということではなく、相当遠い将来かなというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 遠い将来じゃなしに近い将来になりますことをお願いしながら、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第84号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第84号 町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第102号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは町道認定についての質問をさせていただきます。

先ほどの亀山の分については、新しい与謝野町の町道認定基準だらうというふうに思います。

この102号の議案については、野田川町時代からの特例というのか、21年の2月28日までに事業が完了したものについては、なお合併前の告示の例によるということに入っておるんだらうと、認定基準を見ますと思うんですが。それで50メートル以上という基準、これはぎりぎり超えとるわけですね。

この件については、私は結構だと思うんですが、いわゆるこの条例の中では旧加悦町の規定、岩滝の場合には都市計画がありますので加悦町の規定、野田川町の町道認定というのが例外として認められると。新しい与謝野町の基準に合わなくてもということになっただけですけども、これだけなのか、それとも今後まだ旧加悦町、旧野田川町の中で、こうして町道認定を町長の認

めるものとかいうような範囲の中で出てくるのがあるのかどうか、お願いをいたします。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 特に民間の方の分譲地内における道路ということがありまして、合併以前に計画、あるいは旧町の建設課との協議の中でクリアしておいたものについては一定いけると。新町になっても、その経過措置の中でいけるということがあります。そういう箇所が全くゼロではない、僕はちょっと数的には覚えてないんですが、ただしその規定の道路つくっていただく、あるいは水路を設備していただいて、なおかつ復旧をいただくということが大前提になっておりますので、そういう処理ができる箇所が何カ所あるかというのは、今ちょっと持ち合わせてませんが、ゼロではないというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 今課長の答弁なんですけれども、これはやはり旧町のときにある程度、これを町道にするためということで、町の方との打ち合わせあって、その分については新町になっても、ここで書いておられますように、条例の中にありますように、21年2月28日までに事業が完了したときには認めようということなんです。だからもう合併後のやつは別にして、旧町のやつはやっぱりどこどこどこが、こういう可能性があるんだというあたりは、しっかりと私は答弁をいただきたかったなというふうに思います。ただ、今課長が言われたように、まだちょっと不確定ということですので、これ以上は求めません。

以上で質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに。

赤松議員。

10 番（赤松孝一） 議案第102号について質問いたします。

今、井田議員の方から、これは特別のことなんだというふうなことは聞かせていただいたわけですが、1点お尋ねしたいのは、あの現場を見に行きますと突き当たりで、将来的に迂回路ができるめどは全くない道路なんです。今、野田川町のことが出てきましたけど、以前、私の町内で、あのような全く先のない道路のときには、これは迂回路がないので、いわゆる突き当たり道路だから認めませんという当時の見解だったわけですが、今回、全く同じとは申しませんが、同じようなスタイルなんです。これは野田川町時代だったから認める、今の与謝野町の町道認定の基準とは合わないというようなお話ですが、基本的なスタンスとして、あのように実際に、あそこはこれから人が住まれる、確かに5軒ぐらいの方は住まれるように、もう土地が準備してありますので、例えばああいうふうな突き当たり道路でも、5、6軒以上の利用者があれば町道として認定していただけるかどうか、その辺の見解についてお尋ねをしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 先ほども申しましたように突き当たりの道路については、町では6メートルの道路幅員を確保してくださいというお願いをせんならん。それから突き当たり部分には直径8メートルのいわゆるロータリー、回転できるような処置をしてほしいということが新町の基準になっております。

ただ旧町のときには、野田川や加悦につきましては、突き当たりの部分でも道路幅員が4メートル確保できればということで、加悦町の場合は認定もしたりした路線がありますし、野田川の

場合には路線認定までは至らずとも寄附行為は受けると。管理については地元でやっていただくというような、民有道路と町道の認定の間の認定の仕方があったというふうにお聞きしております。そのことを新町の中に持ち込めないということでもありますので、今回はいわゆる3年間の間については、既に旧町で協議した部分については、町道の認定までもっていきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

- 10番（赤松孝一） 今おっしゃるとおり町有地として寄附行為は受けるけど、町道認定はしない路線が実在しています。そういった道路も含めて、また実際には4メートルに一部分欠けるけれども、町道になっている道路もあります。そういった意味で、非常に町民側からすれば、そのときそのときの町の見解によって、いろいろと認定基準が若干緩やかになったり、厳しくなったりしたというのが、私は現実だと思うんです。

今回もこういったことがありますので、ひとつお願いしておくわけですが、やはりもう一度そういった町道のあり方といたしますか、今現存している町道の部分についても、不公平感が生まれないように一度調査をしていただきたいと。そしてこの程度なら町道認定やむなしとか、その部分についてはもう一度町民の方にとっては、このようなことを知っておられない方はたくさんありますわね、こういう事情を。だからもう一度町道と呼ばれるものや、現実に町道と呼ばれないけれども町有地になっている道路、そういったものについてはいま一度、平成21年の2月までにもう一度、私は点検していただきたいというふうにお願いをしておきます。

以上です。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 赤松議員がおっしゃいますように、課内の中では民有道路と町道認定道路との間の道路が野田川町には存在しとるという部分がありますので、その整備については一定議会のご理解をいただきながら、整備はしていかならんというふうに思っております。

業者の方が掘りほかして出られた道路があったり、それからそのことを町が最終的には管理をするんだという、当てにされたような開発されても困るということがありますので、一定、路線路線の事情を見ながら、付近住民の方に大きく迷惑かけてるようなことがあれば、やっぱり町道として認定して管理した方がいいという道路もあると思いますので、その辺については調査しながら、また議会の方をお願いしたいというふうに思っております。

- 10番（赤松孝一） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

上山議員。

- 3番（上山光正） ただいま町道認定につきまして、お二方からご質問があったわけですが、先ほどは町道の変更と、これは仕方がないかなということなんです、今議案これは町道認定ですよ。

今課長さんおっしゃったように寄附行為があれば受けると、そして町道に認定されるわけですよ。そうすると例えば3メートル50のでも、寄附行為があれば受けられるわけですか。違いますよね。もう少し4メートルとか基準が決まってきましたね。旧町のままで町道認定を行えば、また旧岩滝の住民からすると、そうでなくてもとにかくリアカーが通れば家が建つ地域が野田川町と加悦町ですわね、都市計画が引いてないんで。岩滝の場合は絶対ないわけですから、これは家

が建ちませんということで。合併して同じ町になったんですから、これは早急に一つの線を引いてもらわんと、これは不公平感が募ってきますし、この辺のところは担当課として、どのようにお考えでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 先ほどの井田議員、赤松議員のお答えの中でも、いわゆる今回の町道路線の認定については経過措置でお願いしたいと。先ほども言いましたように、新町では岩滝町の例を引き継ぎながら道路幅員等の認定基準を持ちました。

ただし合併までに旧町時代に協議して、その旧町の認定の基準に合う道路が合併後に完成し、寄附を受けられた場合について経過措置として認定をさせていただきたいという、21年2月28日までの経過措置条項ですので、今後も4メートルの幅員の町道がどんどん、突き当たりの道路がふえていくというようなお願いではないというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） そうすると経過措置として町道認定を狭い道路でもされると。その後、仮に都市計画が引かれるのか、当然引いてもらわんと困るんですが、その後の措置として新しいお家を建てられる場合の建てかえですね、それは通常の都市計画でいう4メートル何ぼは絶対あんなあかんと。だから家を建てられる場合は、その線まで引っ込めて建ててくださいとかいう、そういうご指導はされるわけですね。その辺をお尋ねしておきたい。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） それは都市計画区域設定ができれば、旧岩滝町内と同じような形で、そういう指導をしていくと。現実的に旧岩滝地域内でも4メートルの幅員のない道のサイドに家が建ってるわけで、その法ができるまでの措置についてはそのままということになりまして、新しいところで建てるときに、そういう4メートル幅員の町道側でないで建てられませんという建築基準が出てくるということになりますので、加悦谷地域、いわゆる野田川、加悦地域についても都市計画区域設定ができれば、そういうことになるんだろうというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） 今お聞きしましたんで理解はするんですが、今後できるだけ速やかに、旧2町も都市計画街路ができるようにご努力をお願いしたいということを切望して、質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第102号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第102号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

いかがいたしましょう。ちょっとご相談申し上げますが、今15分前です。ちょうどきりがついたところで、昼食休憩に入って、午後補正予算に入りたいというふうに思いますが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) それでは、ただいまより昼食休憩に入ります。再開は1時30分から行いますので、ご参集ください。

(休憩 午前11時45分)

(再開 午後 1時30分)

議 長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、日程第10 議案第85号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議 長(糸井満雄) 服部議員。

17番(服部博和) それでは補正につきまして、質問させていただきたいと思います。

まず最初に、22ページの2款、総務費の野田川駅舎に関してお伺いしたいと思います。

提案説明の中で、野田川駅の整備工事費としまして金額を上げていただいております。私も一般質問の中で、これに関しまして一般質問もさせていただいたような経過がございます。したがって、ここで予算が計上されておりますので詳しくお伺いがしたいと、かように思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

説明の17番のところで公有財産購入費で、官舎を駐輪場へ購入するのだというようなことで説明を受けておるわけでございますけれども、ここは以前、野田川のと時から、いろいろとこの場所の開発なんかでもご提案もさせていただいたり、質問もさせていただいたりしたわけでございますけれども、当時は国鉄清算事業団の管轄にあるために、その部分は全くいらえないんだというようなご答弁をいただいたように思います。その国鉄清算事業団から手が離れて、いよいよこのところがいられるんだなというふうに思っておるんですけども、そのところを詳しくお答え願いたいと、かように思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) 今回の野田川駅の整備事業につきましてご質問がございましたので、お答えをしたいと思います。

別にお配りをしております議案資料、25ページをお開きいただきたいと思います。

25ページに野田川駅整備事業の概要を書かせていただいております。主な目的といたしましては、今回の改修につきましては、自転車等で通学いたしております高校生等の安全対策、あるいは老朽化した駅舎の修復と、そういったものが主になります。

まず、(1)に書いておりますように自転車道路連絡通路設置を考えております。連絡通路と警報機の新設、自転車置き場90台の新設でございます。

ご承知のように現在野田川駅は玄関からしか入れないわけでございますが、自転車等で通学す

る生徒が、いわゆる今の踏み切りのところから野田川駅まで右側通行をして通学をすると、それが通勤時間帯等と重なって、非常に危険な状態にある。何とか対策を講ずるべきだとよくご指摘を受けておりました。その対策の一環として実施するというごこととございまして、自転車道路側から野田川駅にも進入できるようにしたいというごこととでございます。

連絡通路は左側の写真に書いてございますように、この自転車道路と、それからここに柵があるわけでございますが、そこにドアをつかまして駅へ進入できるようにするということ。右側に四角で囲っておりますが、ここに自転車置き場、90台の新設を行うというごこととでございます。

それから警報機の新設でございますけれども、これはご承知のように野田川駅の改札口を通っていただきますと、上りの線路がありまして、次、下りがございまして、プラットホームがありまして、その向こうにも3つ目の線路がございまして、ここを通過しなければなりませんので、その安全対策のために警報機の新設を行うというごこととでございます。

それから(2)番の駅舎外塗装というごことと、建設から17年間を経過しておりますので、駅舎外装及びホーム上屋のさび落とし、再塗装を行いたいというごこととでございます。

(3)で名所案内板の改修を上げております。ホーム上に設置されております名所案内板の看板の老朽化に伴い、改修を行いたいというごこととでございます。

それから待合室の整備というごことと待合室に掲示板を設置したいと、こういうような計画で駅舎の改修をお認めいただきたいというふうにしております。

それから、公有財産購入費の関係で土地等購入費1,038万6,000円を計上いたしております。これにつきましては議員ご指摘のように、官舎側を買うというごこととではございません。

駅舎裏側の町有地がございまして、これにつきましては逆上ること、かなり前になるわけでございますけれども自転車道路ができました。自転車道路の本線につきましては、これは京都府に買っていた。しかし残地については、それぞれの町が買う必要があったというごこととでございます。その残地につきましては、土地開発公社で先行買収をしていただいております。既に土地につきましては、すべて公社から買い戻しをいたしまして、町有地になっておるわけでございますけれども、測量設計委託料、これがまだ公社に残っております。それをこの機会に買い取りを行いたいと、公社への債務を済ませたいというごこととでございます。

ご承知のように、ここの土地に昔からいろいろ経過がございまして、府の職員住宅を建設するというような予定もございました。そういう関係で土地開発公社から買収いたしましたときに測量し、それから絵も描いたという実績がございまして、予算等の都合で実現しなかったわけでございますけれども、公社にいつまでも債務を引きずっておるわけにはいきませんので、この機会に買い取りがしたいと、こういうごこととでございます。

以上でございます。

議長(糸井満雄) 服部議員。

17番(服部博和) 私、勘違いしてございまして、前の官舎の部分の買い取りもしていただけて、そこにも自転車駐車を増設していただけるのかなと思っておったんですけども、そうじゃなくて駅裏の方だということなんで、それは了解いたしました。

一緒にちょっと聞かせていただきたいと思うんですけども、先ほど私が申し上げておりましたように、国鉄清算事業団がまだ前の方の官舎、いわゆる昔の駅長、助役官舎でございましてけれ

ども、そういうようなものがまだ現存しておるわけでございますけれども、それらは国鉄清算事業団がまだ持っておって、それらを購入するようなことはできるのか、できないのか、今の時点でわかっておりましたら、課長の方からお答えを願いたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） この前も聞かしていただいておったわけですが、KTRに、やはり国鉄清算事業団とのまだかかわりがあるということでございます。したがって、なかなか売買等については難しいのではないかなというふうに思っております。さらにまた調査をさせていただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） 質問を変えます。次は環境課長のお伺いしたいと思います。

29ページ、30ページのところでございますけれども、いわゆるプラテックの大気汚染に関する委託料として157万5,000円上げていただいております。今まで地域の方々、区民の方々が大変心配をされておりました。危惧されておりました。健康に影響がないのか、影響が出るのではないだろうかというような心配をされておりました。それにこたえていただいたということで、大変地元の方は感謝をしておられるというふうに聞いております。

これも環境課長が精力的に動いていただいた結果でないかなというふうに思って、課長の働きといたしますが、動きに大変感謝を私もとるところでございます。

それでちょっと踏み込んでお伺いしたいと思うわけでございますけれども、この大気の測量につきまして、臭気の問題は当然、これは調査をしていただけたらというふうに思いますけれども、それとあわせて粉塵が大変飛び交っているというようなことも聞かしていただいております。したがって、この調査費の中には臭気とともに、粉塵に対する調査も一緒に行っていたらどうか、まず1点お伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは服部議員さんのご質問に、お答えをさせていただきます。

まず、補正予算の関係でございますけれども、この補正予算額につきましては臭気調査のみでございます。それでこの関係につきましては、企業側も住民の方々からいろんな苦情が出される中で、旧加悦町時代に脱臭装置の設置をされたり、それから防音対策、それからコンクリートブロックの設置等、多額の費用を費やしまして、業者の方も改善をされております。

合併をされましても業者の方も第二次対策というようなことで、臭気対策も実施されておりますし、地元の方につきましても企業努力につきましては一定の評価をされるところでございます。

今回、地元の要望を受けまして補正で計上させていただいたわけですが、これにつきましては調査結果が基準値以内でありましても、さらに地元住民が納得できるような、ひとつの企業努力をお願いしたいというふうに考えております。

それからもう1点、地元からいろいろ出ております排水の関係ですが、これにつきましても地元の方から強い要望がございまして、19年度に調査を行います。これにつきましては今回の補正予算には計上しておりませんが、平成19年度の当初予算の環境美化保全対策事業、この中で毎年水質検査の手数料としまして71万5,000円計上しております。これの内容に

つきましては、町内の2級河川14カ所で21項目の水質調査を実施をしております、この中にあわせまして排水調査も一緒にしたいというように考えております。

もう1つ、粉塵の調査でございます。これにつきましては粉塵といいますか、白いほこり、これの成分につきましても地元の方から研究、検討してほしいというようなことを、8月1日の地元の委員会の中で若干お聞きをしまして、何日が忘れましたが、地元の方からちょっとサンプルを持ってこられました。しかしながら、これにつきましては専門業者にお聞きしますと、調査の対象物質がはっきりわかればあれなんですけども、ただ単に調査をしてくれということでは、ものすごい広範囲なことになりますし、莫大な費用がかかるというようなこともございますので、これにつきましてはもう少し勉強させていただいて、それから対応させていただきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） 今課長の方からご丁寧な答弁をいただきまして、本当に頑張ってやっていただいているというふうにありがたく思っております。

しかしながら予算をつけていただいております、文句を言うわけではないですけども、私はこの予算を150万円もつけてもらわなくても、できたのではないかとというふうに考えてるわけでございます。

と申しますのは、このプラテックの会社の方、奥さんが社長でございますので会長の方ですけども、大変男気のある会長でございます、わかったと言うて返事をされれば、何でも対応していただけるというような方でございます。そのために今課長の方からも報告していただきましたように、今までにいろいろと地域の方々の要望を聞かれまして、そのにおいの関係だとか、騒音の関係だとかというようなことに、多額の資金をつぎ込んで対応しておっていただくわけでございます。

その会社が1年に一度程度、大気汚染の調査をされております、それを報告書として出しておられるわけでございます。私はこの報告書を見せていただきまして、専門的な報告書でございますので、到底私が見てもわかるようなものではございません。したがって、役場の担当の方々にお願いをしまして、この数値等を私にわかるようにいろんなところへ問い合わせ、あなたが勉強してくれて、そして私にレクチャーしてほしいということを一年以上前から申し上げております。しかしながら、全くそれに対してはナシのつぶてで、私も2、3度しりをたたきに行きましたけれども、全くやる気がないというようなことでほったらかしになっとなって、いまだにどうなっているのか、私のところにも報告がないという状況でございます。

これをそういう専門的な方に聞いていただいて、その関係のプロであるわけでございますので、その役場の職員は、私にレクチャーするぐらいのことだったら、わかるのではないかなというふうに思っておりますけれども、それが全くされなかったというようなことで、改めて15万5,000円も出して予算をつけていただいて、それで町独自の測量調査をしていただくというようなことになるわけでございますので、やはり町民からの血税で賄う予算でございますので、その辺のところは、もう少し配慮していただく必要があるんでなかろうかなというふうに感じております。その点につきまして課長の答弁を1つと。



それから地域の方々が、においがする、だれがどのくらいする、どのような日に起こる、天気の良い日か、雨の降る日か、雪の降る日か、また、風の日は、どの辺でにおいがするののかというようなことで月報方式で毎日つけて、毎月それを何月何日にはにおいがきつかった、何月の何日にはどうだったというような日報を、月報方式でつけておられます。それを全部まとめまして役場の方へ出しておられて、それをもとにいろんな対策を立ててほしいという要望もされておるわけでございますけれども、机の下の方に山積みされておったというような状況で、全くその問題につきましても、毎日付近の方が日報方式で、月に一度出しておられるのにつきましても、いわゆる集計もされていない状態だと。

こういう怠慢さが地域の方々にとって、本当に行政というのが我々の側に立って、いろんなことをしてくれるんかどうかなという心配が、先に立っておられるようでございます。そういう問題を1つ1つその都度片づけておっていただきたなら、もう少し地域の住民の方々も行政に対する見目が変わっていったんでないだろうかというふうに思っております。

今後はそういうような問題は的確に、素早く対応をしていただきたいというふうに思うんですけれども、課長のご見解をお願いしたいと思います。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の関係ですけれども、たしか委員会のときだったと思うんですけれども、服部議員さんの方からまだできてないじゃないかというようなことも言われまして、担当職員にちょっと伝えたわけですけれども、それはちょっと思い違いがあったようで、担当職員はそこまでも説明せえでもええような方向で聞いたようなことで、本人はそういうように言っておりまして、ちょっと勘違いだったのかなというふうに思っております。

それから臭気調査の関係ですけれども、業者におきまして調査を実施されております。ただ、悪臭防止法という法律がございまして、与謝野町も地域指定がされております。付近では伊根町はされておられませんけれども、与謝野町もされております。そういった中で、法の第11条におきまして、規制地域の悪臭の測定につきましては、市町村が実施をしなければならないと、そういうことになっております。そういうこともございますので、町の方も予算計上をして調査をさせてもらうと。

それと157万5,000円が多いのと違うかということでございますけれども、これは最終的には見積もりによりまして、若干落ちていくのではなかろうかなというふうに思っております。

それから、17年6月ごろからだと思っておりますけれども、毎月、地元の方々から1カ月分の調査の報告書をいただいております。私も合併をして来ましてから、何のことかちょっとわからずのまま、ずっとときとったわけでございますけれども、8月7日から9月6日までの間のちょっと説明をさせてもらいますと、その月によって出してくる人数は違うんですけれども、今回の場合は20人出てます。

全くにおいの強弱がなしの方が9人、それからにおいがくさい、強い、強烈、この範囲に入りますのが11人というようなことになっております。ちょっと細かい分析はできておりませんけれども、こういったことの細かいことにつきましては、上への報告はしてませんでしたけれども、もっと真剣にとらえて、ちょっと対応ができてなかったかなというふうに考えております。今後

につきましては、できるだけ住民の不安が解消されるように、努力をさせていただきたいというように思っております。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） 課長の方から、今まで真剣に取り組みができてなかったと。今後は住民の不安をなくするように、積極的にこの問題について取り組んでいくという前向きなご答弁をいただきまして、地域の方法もほっとされとるんでないかなというふうに思います。ぜひともそういう方向で、よろしく願いをしたいと思っております。

この際でございますので、ちょっとほかの課長さんや教育長にも聞きたいと思っておりますけれども、いわゆるこの近辺には桑飼小学校があり、その通学路になっております。また最近、学童保育がああ近所に開設されまして、学童の子供たちが放課後、そこで集うということになっております。当然その臭気もするところでございますし、また、学校へ行くとき、下校時なんかは通学路になっておりますので、その近所を通らなきゃならないというようなこと。これらの子供たちに対する教育長のお考えは、どういうお考えなのか。そこまでまだご存じなかったのかどうか分かりませんが、今、私が質問させていただく中で、感じておられるだろうと思っておりますので、その辺につきまして、教育長にお伺いをしたいと思います。

それから、また税務課長にお伺いしたいんですけれども、かつてプラテックの件が、企業誘致か云々かというようなことを質問をさせてもらったことがありますけれども、一貫して企業誘致ではないと、町の方は何らかかわりがないんだと。オープンときには町長と、それから議員さん数人がオープンに出席されたというようなことはあるけれども、何ら関係ないといをことでできております。税務課の方といたしまして、いわゆる固定資産税等でこのプラテックに対しまして、優遇策がとられておるのかとられておらないのか、その辺のところがありましたら、税制面で優遇策がとられておるかないか、ちょっと現在わかっておられたらお答え願いたい。

このお二方にご質問させていただきますが、よろしく願いいたします。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 服部議員の私へのご質問にお答えさせていただきます。

今ご指摘の施設からの臭気につきましては、学校も近所でございますので、校長の話ではときおり風向きによっては、学校にもおいがしてくるということは伺っております。ことし1学期に行いました教育委員の学校視察の中でも、その話が出ておりました。

したがって、議員さんは前の議会でも言っておられましたんで、町の方としてもその対応をしているので、その結果によればまた必要な措置を学校として、あるいはまた子供たちの通学途上での安全確保というような面に対応はしなければならないと、そのように思っております。

したがって先ほど議員さんご指摘のように、今回の調査を私どもとしても注目しておる次第でございます。

以上です。

議長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 服部議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

最初の段階での会社さんが進出されたときの、ちょっとようわかりませんが、プラテックさんについては私どもがお聞きしとるのは、企業誘致ではないということでお聞きしとります。

ただ、今おっしゃられました税制に対しての優遇だとかいう分については、今、私は把握しておりませんので、調べさせていただいて報告はさせていただきたいと思います。勘弁いただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） そしたら、また調べて報告をお願いしたいというふうに思います。

質問を変えます。商工観光課長にお伺いをしたいというふうに思います。

32ページの商工費でございますけども、商工業者の金融支援事業はマイナス128万円出ております。これにつきまして、詳しくお答えをお願いしたいと思います。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） で計上させていただきましたこの金額でございますが、新年度予算を計上いたしますときにもご説明をさせていただきましたが、ご承知のとおり19年度から町の制度融資を廃止したということもご存じかというふうに思いますけども、その段階で、制度融資をいかに取り扱うかという段階において、この金額につきましては責任共有制度、いわゆる町の制度融資を存続するためには、一定の制度化した市町村も負債に関する清算金を持って金融機関、あるいは制度融資を行った市町村、そして保証協会が一体となって責任を共有するというので、この金額につきましては1名分を予測しまして予算化をしておったわけですが、結果的に制度融資を廃止したことによりまして、この金額が不要になったというものでございまして、本来ですと6月の段階でもわかっておりましたので、6月補正で減額すべきところが9月になったということで、今回計上をさせていただきましたものでございます。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） 今課長の答弁で理解したわけなんですけれども、私はたびたび、この前の一般質問でも申し上げておるわけなんですけれども、いわゆる中小企業、弱小企業の商店の方々、私のところも含めてですけれども、大変資金繰りに苦労しておるとというのが現状でございます。

その中で、今まで町の制度融資があったわけなんで大変重宝しとったということは、もう過去にる述べてさせていただいておるわけでございますけれども、いわゆるこれをなくして府の融資一本にしたということで、これの1名分の積み立てが不要になったという結果のようでございます。

しかしながら、予算のときからずっと私もながめとったわけでございますけれども、今回初めてわかったんですけれども、いわゆるそう町の融資に関して、びびることは私はないんでないかなというふうに思っております。と申しますのは、いわゆる町の方に融資を受けに来られて、それに銀行がOKを出した。いわゆる銀行がOKを出すということは、要するに銀行の太鼓判が受けられたということでございますので、別に町の方が心配する必要は、100%とは申しませんが、あまりないのではないかなというふうに思っております。その融資の申込件数が129件で、実際に貸し付けたのが128件、100%近いものに金融機関はOKを出しとるんですね。だったら何もそんな町が法律が変わって、いわゆる保障の関係で最後まで町の方が面倒を見ていかならんということの危険性というのは、大して高くないのではないだろうか、と私は思っております。

だからそれを持続していただくことは、私は当然だと思いますし、また商店業者あたりもそう

していただくことを大変望んでおるのではないだろうかというふうに思っております。この件数の100%近い申し込みに対して、信用金庫等銀行が太鼓判を押したのが128件、100%に近い数にOK出しておるんで、この辺についてどういうふうにお考えになっておるのか。これでもまだびびるのか。これでは全く石橋をたたいて渡らないという言葉が当てはまるのではないだろうかというふうに思うんですけれども、課長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

18年度決算においての数字を、資料から読み取られたんじゃないかなというふうに思います。

確かに与謝野町の新町での制度融資の履行件数は128件ということでございまして、実際に申し込みを受理いたしまして、取り下げをしましたのが1件ということでございます。その他相談件数等があったわけですが、ご指摘とおり100%に近い内容で受理をしたということです。

もちろん、これにつきましては町の斡旋ということですから、町も斡旋した以上は責任を持つということでございまして、それとあわせて金融機関、保証協会との連携の中で、履行したものでございます。

この制度融資を廃止した背景につきましては、平成19年度の新年度予算の中で、いろいろとご意見、ご質問をいただきながら、町の見解を申し上げてきたわけですが、順序は別といたしまして、どれを優先的に考えたかということについてはばらばらになるわけですが、基本的には大きくは京都府の制度融資、あるいは国金さんの制度融資等々につきましては、非常にきめ細やかな制度融資になってきたというところでの要因。それからもう一つは、もちろん責任共有制度が導入されたことによって、町が負担していかなければならない要因。それから、もう一つの要因としましては見え隠れしてるわけですが、この制度融資を利用される方につきましては、いわゆるニューマネー設備、新規で取り組まれます件数につきましては18件程度で、あとの件数につきましてはいわゆる運転資金でございますので、同じ方が回されていることがほとんど多いということもございまして、一定同じ方が利用されている部分もございましたのでトータル的に判断し、特に京都府の制度融資なりも充実された。まして近隣の市町につきましても、そちらの方に移行されてる経過がございましたので、そのような要因をもって廃止したということにつきましては申し上げたと思いますけれども、今ご指摘の履行確認の中で、じゃあ今後びびる必要がないじゃないかというご意見でございますが、確かに旧3町の中でも、いわゆる代弁済につきましては数件であるというふうに思っておりますが、そのことを優先的に考えたのではなくて、先ほど申し上げましたその他要因をもって総合的に判断をしたということで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） ご理解はできません。

この府の融資の拡大、だから責任共有制度ができた。また新規の方が19件で、あとは運転で同じ方が利用されるばかりだというようなことが理由に今上げられたわけですが、いわゆる今、中小業者、零細業者の我々は、本当に資金繰りが大変だということは、先ほどから述べさせていただいているとおりでございます。

というのは、やはり総需要が落ちておると。それからまた購入の流通経路が変わってきまして、

やっぱり大手の量販店なんかから、かなりの圧迫を受けておると。その他人口減の問題だとか、いろいろと要素はあるわけですが、本当に今商店は苦しい立場にある。いわゆる銀行からは、なかなか貸し渋りで貸していただけない。町の融資は廃止される。だったらどこへ行くのかというたら、行くところは1つでございます。

これも私もサラ金の高金利の問題で、大分この議会の場で高金利の問題も論じさせてもらった経過があるわけですが、そういうようなところに行けばどうなるのかということ、これはもう火を見るより明らかでございますので、そんなところには借りに行ったらだめだよということは、私の知るところにも申し上げたり、私もそういうところには行くまいと思って頑張っておるわけですが、やはり我慢にも限界があるという状態でございます。

景気も悪いし、また町の融資制度もなくなった、すべてに見放されたような感じがするわけですが、やはりもう少しその辺のところをご理解をいただきまして、商店が存続できますように、いろんなお知恵を絞っていただきまして、新しい制度、新しい救済策等というものを早急に打ち出していきたい。かように思っておりますので、ひとつ課内で十分取りまとめいただき、また、町長の方ともご相談していただきまして、ぜひともこの問題は復活、ないし新しいスタイルを変えたところでの復活、そういうものを望むわけですが、課長の心意気をお聞かせ願いたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

制度融資につきましては、私どもの方も専門的にと言いますか、誠心誠意バランスシートや資産等々の調査を行いながら判断をし、斡旋をしていくという段取りをしております。最終的には保証協会の問題でストップすることや、それから金融機関との相談の中での問題も出てきますけれども、なかなか一人一人の問題でございますので、細かくは申し上げませんが、私どもとしましても失礼な言い方ですが、これで企業が活性化するか否かという、ぎりぎりの方が非常に多いということもございまして、そういう面では金融機関さんの方にはご無理を言った経過もございまして、そういった中で一定の成果はございましたけれども、最終的には判断をさせていただきました。

今ご意見としていただきました関係につきまして、今回の定例議会の中でも、とりわけ産業振興につきましては雇用も含めた中で、いろいろとご意見をいただきました。当然、私どもの課の職員も含め、いろいろと話をしておりますが、きょうまでは財源問題等につきましては、マイナス財源という形で、いかに減らしていくかという方向に目を向けておりましたけれども、やはりこの危機という部分につきまして所管課としましては、やはりマイナス面ばかりではなくてプラス面も、やはり考えていくことも再認識をしたと言いますか、認識を持っておるわけですが、やはり理事者の方にも思い切った施策、企画をぶち当てながら、いい方向にいけるようなことをしていこうというふうに、この議会中でありまして内部で議論をしておりますので、またその結果をどういうふうに出していくかは今からの話になりますが、意気込みだけをご報告申し上げます、答弁とさせていただきますと思います。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） ひとつ意気込みは十分感じましたので、それを絵に描いたもちではなく、実際に

我々が食べれるもちにさせていただきますことを切にお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（糸井満雄） 服部議員。税務課長の方から、先ほどの調査結果を報告したいということですので。

日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 先ほどは大変失礼いたしました。

優遇措置ということでございましたが、優遇措置はとっておりません。一般の企業と同様の形で課税はさせていただいております。

以上でございます。

17番（服部博和） 終わります。ありがとうございました。

議長（糸井満雄） 引き続き質疑を受けます。

ほかに質疑はありませんか。

勢旗議員。

11番（勢旗 毅） それでは補正予算にかかわりまして、若干お伺いをしたいと思っております。

まず20ページ、電算システム管理運営事業、ここではプログラムのネットワーク設定委託料1,056万3,000円ということで計上されておりますが、お聞きしたときには後期高齢者のシステムとも、これがかかわっておるといふふうに聞いたんですが、そのところはどのようにか。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 勢旗議員ご指摘のとおり、このプログラムネットワーク設定委託料につきましては、後期高齢者医療制度の改正に対応するものでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） としますと、18年度の第4号補正で、いわゆる後期高齢者医療制度システム1,500万円が、これが予算化をされて、繰越明許で今年度、事業が実施されるということになっておりますが、この関係とはどういうことになりますか。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） これにつきましては、全体で3年程度かかるということでございまして、18年度でつけました金額、それから今回補正を上げさせていただいております、それから翌年度にもまたがりまして、全体で約6,000万円程度かかるという見込みでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） それでは課長、今6,000万円という金額が出たわけですが、この根拠といえますか、私はこの6,000万円というのは、ちょっと高いんじゃないかなという気がするわけですが。去年集合徴収が始まって、ことしから税目別徴収になったわけですが、去年でも、この町全体の集合徴収のシステムを組むのに、実際に契約した金額は7,000万円ぐらいだと思っているんですけども、6,000万円といえますと、この後期高齢者の分で非常にちょっと値が張るとするような気がするんですけども、そのことはどうでしょうか。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） どのような改正について対応していくかということでございますけれども、

これは保健課長が説明した方が詳しいんだと思いますけれども、この後期高齢者の医療制度の改正に対応するためには、住基情報等の提供システム、これをいろう必要があるということでございます。それから後期高齢者医療制度保険料徴収システム、これも開発しなけりゃならない。それから国民健康保険保険者システムの改修を行う必要があるということでございます。それから介護保険システムの改修と、こういったような改修が必要になってくるわけでありまして。

住基情報等の提供システムにおきましては、先ほど1番目に申し上げたやつでございますけれども、データ提供及び受け取りシステムの開発だとか、住民票の記載システムの開発、こういった作業が必要でございます。

それから後期高齢者医療制度の保険料徴収システムでございますけれども、広域連合の賦課情報に基づき納入通知書の作成、保険料の徴収、収納情報の管理を行うシステム開発、それから特別徴収にかかわるシステム開発、保険料収納情報等を広域連合に提供するためのシステム開発、こういったものが含まれてまいります。

それから国民健康保険システムでは、保険税の徴収システムの開発、それから医療制度改革に伴う市町村国保保険者システムの開発、国民健康保険料特別徴収システムの開発等、いろんな作業が付随して出てくるということでございます。

高いか安いという議論はあるわけでございますけれども、一応こういった額が必要であるというふうに、我々は認識をさせていただいております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） これは委託先はK K C情報システムと、そういう理解しといたらよろしいでしょうか。

それでは次に、同じく20ページのイントラネットの管理運営事業についてお尋ねをしたいと思います。

ライセンス更新料ということですが、いわゆるウイルスやセキュリティーに対する対策だと、こういうふうにお聞きをしたように思っておりましたが、もう少し詳しくお願いできませんか。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） このライセンスの更新料でございますけれども、新たに岩滝、それから野田川の小学校の先生にパソコンを配備させていただきました。その部分の追加分ということございまして、130ライセンスでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、先ほど服部議員さんから質問がございました28ページの環境美化保全対策事業について、若干お尋ねをしたいと思います。

課長から先ほども話がありましたように、悪臭防止法が昭和47年に施行をされまして、その後、こういった事業所といいますか、あるいは工場や、こういうところからも発生をするということについても非常に規制がかかったわけでございます。

この悪臭公害の一番難しい点は、感覚公害と申しますか、いわゆる先ほどの数字にもありましたが、人によってかなり違うという受けとめ方と、それから臭気の程度がその日によって変わる、あるいは風向きによって変わる、天候によって変わる。そういったことがありまして、非常に苦情の発生にも受けとめる側にも難しい点があるだろう、こういうふうに思っておりますが、今回

お聞きをしておりますと、島津テクノロジーがこれの環境影響調査をやられる会社だと、こういうふうに聞いたような気がしております、私もこの島津テクノロジーは、日本を代表するような企業ですから、これについては非常に安心ができるのではないかと、こういうふうに思っておりますが。

そこでお尋ねをしますのは、この規制基準を見ますと1号規制、これはいわゆる境界線上で測定をするという考え、それから2号基準ということで、気体排出物の規制にかかるもの、それから3号基準ということで、排出水の規制基準というものが、この3つがどれもクリアされなければならないということになるかと思いますが、現在、島津テクノロジーとは、どの辺までの話が事前の話というのはされておりますか。そこのところをお願いします。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、お答えをさせていただきます。

委員会のときに島津テクノロジーというふうにお答えをいたしましたですけども、とりあえず最初の補正予算に上げるのにどの程度かなということで、見積もりを取りましたのが島津テクノロジーでございまして、最終的には見積もり入札で決めていくということです。まだ具体的なことにつきましては調整ができておりませんので、補正予算を通り次第、具体的に調整していきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 仮に環境影響調査をやられまして、それが適合をしていないということになりますと、市町村長が住民の生活を守っていかんなんということ、そういった生活が損なわれると。そういう場合には、改善命令を出すという手続になると思うんですが、この辺のことは課長、どのように現在考えていらっしゃいますか。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、お答えをさせていただきます。

ただいま勢旗議員さんから言われましたように、悪臭防止法の第25条によりまして、市町村長は事業上において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告、改善命令を行うことができるということになってございます。

この辺につきましては、調査したらどのような結果になるかもわかりませんが、できましたらこういったことを出さずに業者の努力で、できるだけしていただきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 初めての部分がありますし、いろいろ大変だというふうに思いますが、地元の人暮らしに障害が出ないように、ひとつ行政としても十分な対応をお願いしておきたいと思っております。

それでは農林課長にお尋ねしたいと思っております。

32ページ、京のふるさと産品価格安定の関係ですね、この負担金58万8,000円計上されておりますが、現在与謝野町で、この価格安定に入っておる野菜だろうと思うんですが、どういものがございませうか。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。



農林課長（浪江 学） お答えいたします。

京のふるさと産品価格流通安定協会負担金ということで5万8,000円計上をさせていただいております。これにつきましては、加入しております野菜の価格が下落した場合に、京都府、生産者、JA、町、これらがあらかじめ造成した資金から、生産者に対して給付金を支払っていくという保険のような制度になっておりまして、旧加悦町当時から加入しておりますのは、トマトとキュウリということでございまして、今回資金の造成にかかる一部負担金を5万8,000円追加するわけですけど、これにつきましてはトマトの造成資金が必要になったということで、今回計上させていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） わかりました。トマトとキュウリということで、それぞれ一生懸命やっていたという農家の方の失望を招かないような格好で、これが発動されるといいなと思っておりますが、ことしのトマト、キュウリですね、天候がこういう天候でございまして、価格はかなり高いときもあったというふうに思っておりますが、農家のいわゆる自分とこの取り分というのは、ことしはふえているのか少なくなっているのか、そこら辺はどうでしょうか、トマトとキュウリ。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） その辺につきましては、町の方ではちょっと情報不足で把握しておりません。

トマト、キュウリ以外のもので申し上げましたら、例えばナスなんかは当初は日照不足で、なかなか生育が悪くて取れなかったということですが、後半になって持ち返したということもございまして、トマト、キュウリについては、どういった状況であったかは把握しておりませんが、農協さん等を中心に、それらについては生産支援をお世話になっておりますので、そちらの方に一度聞いてみたいというように思っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 課長はいろいろお忙しくて大変ですけども、やっぱり今、与謝野町で300棟に近いハウスがあって、そうした農業を営んでいらっしゃる方というのは非常に多いわけですので、的確な情報をつかんでひとつ課長の方で農政に反映をさせていただきたいなと、こういうようなお願いをしておきたいと思っております。

それでは最後に、若干補正とは外れますけれども、税務課長さんにお尋ねをいたしたいと思っております。

実はことしの6月でしたか、いわゆる京都府と共同で徴収をするというシステムがつくられましたね。京都府からそれぞれ滞納者に通知が現在出されております。そうして、その内容を見ますと、今まで町のとときには全く延滞金というものは付してなかったわけですが、今度ははっきりと延滞金も取るようになっておりますが、そのところは課長、十分な話し合いでそうっておるんでしょうか。このことだけお尋ねします。

議長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 議員さんご指摘のとおり、先日、合同徴収の滞納整理ということで出ております。

それで延滞金をつけて通知を出させていただいております。それで過去から、旧町時代からですが、延滞金につきましては通知と納付書には請求はしておりません。ただ、差し押さえのときだとか、競売の方の交付金の請求だとか、そういうときには延滞金をつけて請求なりをさせてい

ただいております。

それから今回の延滞金につきましては、ほかの宮津市さんを含め京丹後市さん、延滞金を過去から徴収されております。共同徴収ということで歩調を合わせるという意味で、今回延滞金をつけて通知をさせていただいたところでございます。今後につきましては多分共同徴収ということになってきますので、延滞金をつけた形での通知ということになるかと思っております。

以上でございます。

1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（糸井満雄） それでは、ここで休憩をとりたいと思っております。45分まで休憩をいたします。それでは休憩します。

（休憩 午後2時29分）

（再開 午後3時44分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質疑を続けます。

質疑はありませんか。

小林議員。

5 番（小林庸夫） それでは、私は20ページのマイクロバス運行事業につきまして、ちょっと大下課長に確認の意味で答弁をお願いしたいと思っております。

せんだって来、一般質問で、公民館事業などがかる質問もなされまして、この公民館講座という形で、私も一端をさせていただいてるんですが、ことしからマイクロバスの利用が、公民館活動に年1回という制約を受けて今日まできておるんですが、教育委員会の方からは公民館活動に大金をいただいて、青少年育成講座から人権講座から10講座以上やっていただきたいと、こういった趣旨でさせていただいてるんですが。

私の地区のことを言いますと、与謝野町市場地区の幾地公民館という形で、青少年育成講座という形で、なかなか中学生、高校生には呼びかけても反応も難しいもんでございますので、小学生を対象に、ずっとやってきておるのが実情でございまして、春5月、6月ごろに市場小学校の生徒、6年生の代表10人ぐらいと、こういった事業を育成講座でしたらいいかというような話し合いも持ったりして、その中で提案された事業を四辻公民館と共同でピックアップして、さしてもらったというのがきょうまできとるわけでございますが、子供さんの多数の意見で陶芸がやりたいというようなこともございまして、近くの四辻にもあるわけでございますが、大宮町のふれあい工房にある陶芸のあそこをお願いしたらどうかということで、一応あちらの方にコネクションをとりまして。子供は10名の代表ですけども、本当に子供の総意なのかどうかという形で学校の先生にもお尋ねしたら、30名ほどあるという形で、5年生も30名ほどあるという形でびっくりしまして、そんなたくさん希望者があるのかという形で教育委員会の方にその旨でお願いしましたら、とにかく年1回ですということで、ほかの大人の事業には、一度使われたらできませんという強い拒否をされましたもんですから、小学校の先生にもご相談して、学校事業やったら使えるということを申されておりましたので、学校事業になりませんかと言うておられたんですけど、それも難しいという形で。

個々に運営委員で現地まで乗せていこうかなとお話して、委員会も開いたりしてたんですけれ

ども、途中で事故でも遭ったときには困るでないかというような形で、とにかく現地集合というところに結論をもっていきまして、現地集合で8月にさせてもらったわけですが、何かそういった一度しか使えないという趣旨が、いわゆる民間の業者の営業の妨げになるという趣旨から、陸運局からそういった通知があったということをお聞きしとるんですが、本当に遠くに行くとかいうのではなしに、この町内でやるとか、あるいは隣の町に行くぐらいのマイクロバスの利用を何とかお願いしたいと思って、各地区の館長さん、主事さんもそのように申されておりますが、せんだっての野村議員さんの一般質問でも年2回という形の言葉を複数回申されておられまして、それにつきまして否定も肯定もされておられませんけども、それが決定されたのかどうか、その辺のことをひとつお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） ことしの4月から要綱を持ちまして通知させていただいておる分につきましては、公民館事業については、原則、年1回というふうに書かせていただいております。

しかしながら、その実情に合わせて、それは相談していただければと思いますので、とりあえず19年4月から、そういう要綱をつくりましたんですけれども、ほかにも不備な点は出てきておるといふふうにも感じておりますので、使いやすいようにはしていくつもりではあるんですけれども、一定の線は引きたいというふうに考えております。相談をしていただいたら結構かと思えます。

その趣旨は、今おっしゃられたように民営圧迫であったり、それから町の主催じゃない方、旧町のときから使っていただければいいということで、使っていただいたんですけれども、それが陸運局の方からの指導もあり、京丹後市の方でも取りやめになりしておりますので、法令遵守の意味から、そういうふうにしていきたいというふうなことでございますので、できるだけご協力をお願いしたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 小林議員。できるだけ議案に沿った質疑をひとつお願いします。ちょっと外れるように思いますので。

5 番（小林庸夫） それではマイクロバスの事業についてという形で、お願いしたようなことでございます。

それではもう1つ、これは28ページの民生費の関係ですけども、新規の京都子育て支援医療事業というのが計上されておりますけども、これはどういった内容のことなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） まことに申しわけございません。もう一度質問をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 再度ちょっと質問してください。

5 番（小林庸夫） 28ページの京都子育て支援医療事業というのはどういうこと。何か新規に新しくつくられたかということをお聞きしたいと思うんですけど、その意味をちょっとお聞きしたいと思います。

福祉課長（岡田康利） 申しわけございませんでした。それではお答えいたします。

今まで京都府の補助要綱の中に、乳幼児医療の補助金交付要綱がございました。それがこの平成19年度に、京都子育て支援医療補助金交付要綱に改正がされました。その関係で、今まで与

謝野町では乳幼児医療制度と、児童生徒医療制度の二本立てで条例を制定をし、事業を進めてまいりました、助成をしてまいりました。京都府のこの補助要綱が変わった関係もございまして、それを一本化させていただいて、与謝野町子育て支援医療の給付に関する条例というのを専決処分させていただきまして、議会の最初の日に、これの承認をいただいたということでございます。

したがいまして、そのときにも今と同じような説明をさせていただいたんですが、そういう京都府の補助要綱が変わったということで、町の方も子育て支援医療ということに条例を一本化させていただきまして、それに伴って9月診療分から、この子育て支援医療事業ということで、扶助費でもって助成を行っていくという内容のものでございます。

したがいまして、28ページから乳幼児医療事業、それから児童生徒医療事業というのを上げておりますが、これは8月分までの診療分で、それぞれ不足をする分、あるいは不用となる分、これを調整をさせていただいているというものでございます。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） ありがとうございます。結構です。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは補正予算について、おおむね4つほどになると思いますが、質問をさせていただきたいと思っています。

1点目は最後の49ページになるんですが、これは地方債の残高調書の関係です。これと後でまた述べますが、関連して前に戻ったりいろいろしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

第1点目としては、この地方債調書にかかわって質問するわけですが、今議会で補正されたのは、結局、総じて本年度の中間点になったわけですが、起債の見込額としてはここに出てるように134億円ですか、残が。ごめんなさい、ちょっと間違っていました本年度のいわゆる起債ですね、いわゆる19年度の起債分としては12億8,000万円ということですが、一方で返済ですね、償還分としては13億9,700万円ということになっております。

これを見ますと簡単に言って、今の段階では返済の方が多くなっており、ほぼ見通しで言えば順調にどんどん年々減る方向になると思うんですが、先ほど言いましたように中間点ですから、あと12月と3月の最終の補正ということが出てくると思うんですが、もちろん国の制度が、かなり地方債の起債をあてにした事業が非常に多いという近年の状況からして、非常に不安な面持ちでこの予想を見ておるところです。

そこで財政部局としては、どういう見通しを持っているのかという点ですね。この点をお伺ひしたいと思います。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 49ページに記載いたしておりますように、12億8,380万3,000円の起債見込額にしております。珍しく3,000円までの起債があるということでございますが、今年度、臨時財政対策債、10万未満で借りておったんですけども、今年度から1,000円単位まで貸すということで、こういう3,000円という端数が出ておることとございまして。一応9月、もう半年以上過ぎたわけとございまして。半年以上過ぎてから、次残りますのは12月の補正と3月の補正があるわけとございまして、工期等から考えて、今後地

方債を発行するという事について、そんなに大きな事業は、もう組めないだろうというふうに思っております。ですから、これに近い数字で推移するだろうという予定を立てております。

以上です。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひそういう努力もしないといけないなというように思ってますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

もちろんこの起債の中には、先ほど答弁にありましたように臨時財政対策債等もあって、どうしても借金が賄わざるを得ないという部分もありますので、その点は非常に大変だと思っておりますが、努力をお願ひしたい。

それから次に36ページに戻って、街路事業で1,900万円が計上されています。また、これとの関連で、阿蘇シーサイドパークの整備事業には、この間論議をされてるように毎年1億円ずつの投入をします。また、加えてそれとの関係で聞いてますと、アクセス道路の整備などもありますし、それから今言った平和通りの事業ですね。また、私がちょっとこの間気になっているのは、下谷の林道の関係です。これも引き続き事業が、これらは旧町からの事業なんですけど、非常に山積してるということが言えると思うんですね。

そこで私はこの間、金がないと。一般質問でも非常にいろんな意見が出ておりましたが、背景は、基本的には国の地方財政対策というのは、非常に大きな足かせになっているというふうに思うんですね。どんどん国からは削減されるという意味で、本町の最大の財政的な問題は、そこに原因があるというのが私の認識です。今後も今の国の財政状況というか方向からすれば、骨太方針なんかを見てましても、一層、地方財政対策には厳しい目が向けられているというふうに思っています。

そうしたことを前提に考えると、一方で、国にはきちっと物を申さないかと、声を上げないかということ1つありますが、一方で現実問題として、町も独自にその対策が必要だというふうに考えています。

よって、先ほど述べたような旧町からの、言うなら継続事業の見直しが必要ではないかというふうに考えています。もちろん機械的な廃止とかいうことは、なかなか難しいわけですが、この点での考え方をどこの担当になりますか、町長になりますかね、ぜひお答え願えたらというふうに思っているんですが。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一般質問の中でも、いろいろと問題がございました。今までの流れの中で、やはり阿蘇シーサイドパーク等も、見直すべきではないかというふうなこともございました。先ほど申されましたように、短絡的にこの事業をやめますなんていうことは、できないわけでございますので、中身をやはり精査をし、まずは住民の人たちの安全を確保するところを、まず一番の視点に置いた形での整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 先ほども言いましたように、私が非常に気になっているのは、来年度も交付税は厳しいものになるだろうということは、皆さんも率直に感じていると思うんですね。

もう1つ厳しいと思うのは、この間も一般質問の中でもちょっと触れた点でもあるんですが、財政健全化法との関係で来年度から、これは吉田課長は感じておられると思うんですが、国からの具体的な指標が出てきたものに対して、まだ出てないですが、出されたものに対してノルマが課せられると。縛りと干渉がかかってくるというのが、僕の認識です。これはきっとそうなると思うんですね。これはきちっとそうなると思うんです。

一方で、地方分権だということで、市町村は独自にいろんな判断ができるような幻想を抱いている方もいますが、これほど縛りがかかってくると、もう何もできなくなるという危惧を非常に強く感じています。このことを述べておきたいと思っています。

次に、第2点目質問に移りたいと思っています。1つは22ページの地域交通の対策費についてです。昨年4月に少なくない町民から要望を預かった、いわゆる地域巡回バスの運行を求める要望書も、前の糸井職務代理になりますかね、前の町長に出して、昨年6月にはこの問題で一般質問もさしてもらいました、バスの実施の問題です。町長からは、実施に向けて具体化したいという積極的な答弁をいただいたんですが、あり方検討委員会も設けられて、その後ことしの3月に答申もできました。それから6カ月、ほぼ半年経過したわけです。

最近というか、この数カ月前からですが、お年寄りさんから数多くの意見が寄せられています。これは担当部局の方もお感じになっていると思うんですが、例えば毎月タクシー代に1万円以上使っているというおばあちゃんの声がありました。それから多くの住民から、いつバスが出るんだと、バスをいつやってくれるんだという非常に強い申し入れと言いますか、意見が寄せられています。ここでこういう切実な声にこたえて、行政側は努力していただいているんですが、いわゆる今度出てるようですが、いわゆる地域公共交通会議ということで、補正の中でも出てるようですけれども、いつごろ具体化するのかという点ですね。そして地域バスの運行実施の見通しは、いつごろをめどにしているのかという点を、こういう切実な声にこたえて当局としてはどう考えていくか、お答え願えたらと思っています。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

公共交通のあり方検討委員会からの答申を受けました。ご承知のように大きく2つございます。

1つは現在、丹海等のバスが走っておるわけでございますが、その既存の公共交通の利便性を向上するということが1点。それから全く公共交通のない地域、これはまちづくり施策の一環としてとらえて、一定の公費の投入はやむを得ないので、町の方で何とかするべきだと、この2つの内容でございます。

この2つの内容の答申につきまして、現在役場のプロジェクトチームの中で検討をいたしております。その役場のプロジェクトチームの中で、おおむねの今議論がまとまりつつあるところでございます。ちょうど議会が空きました9月25日、この日に町長にお願いをいたしまして、まちづくり本部会を招集していただいて担当課の考え方等、これをまちづくり本部会の皆さんに聞いていただいて、一定の進むべき方向を決めたいなというふうに思っております。

そこで今回の補正予算で、地域交通対策一般経費の中に、地域公共交通会議委員報償費というものを出させていただいております。これはできましたら道路運送車両法に基づきます、公共交通会議という位置づけをさせていただきたいなというふうに思っております。そこで、この会議

はどのようなことを議論するかということになるわけですが、あり方検討委員会は、今後の与謝野町の公共交通はどうあるべきかということを議論いただきました。

今回のこの公共交通会議といいますのは、町の方からも具体的に案を出して、いわゆる運賃であるだとか、それからこのような走り方をするだとか、そういったことを協議していく場という位置づけで、設置をさせていただきたいということでございます。

そこで、いつごろ走らせるかということでございますけれども、これにつきましては、まだ明確なご返答はできないということでございます。公共交通会議でのいわゆる調整といったものも必要でございますし、我々としては本当に切実な要望を持たれた人たちもあるわけでございますので、できるだけ早く結論を導き出したいというように思っておりますけれども、今現時点で、じゃあいつからなんだということは、なかなか言いにくい面があるということで、日々努力させていただいているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひそういう今述べたような住民の皆さんの声にこたえて、できるだけ早く実施をしていただきたいというふうに思っています。

次の3点目の質問に移ります。30ページになるんですが、先ほどから出ております環境美化保全対策費として、論議されておりますプラテックの臭気調査ですね、この問題です。

まず今回、初めに理事者の皆さんに評価をしておきたいというように思っているわけですが、非常に長い間、住民の皆さんからは切実な要望もこの間出ておまして、これにこたえる姿勢で予算計上もされたということで、姿勢の大きな一歩を踏み出したんじゃないかというように私は思っています。

そこで1つ目の質問なんですが、環境対策というのは私の理解が不十分かと思っておりますが、基本的に都道府県の管理責任ではないかというふうに思っておりまして、今回の補正計上についても、補助金も京都府は計上されていないというふうに思います。どういうふうに理解したらいいのか、説明を願えたらと思っています。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、伊藤議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

産業廃棄物処理業の許可につきましては、町の事前協議を経まして京都府が許可をするわけですが、以後のことにつきましては、先ほどもちょっと説明させてもらったかもわかりませんが、悪臭防止法の第11条で、規制地域の悪臭の測定は市町村が実施するというので、法律の中で定めておりますので、こういった中で調査をするわけですが、京都府は全く知らないとかそういう形でなしに、京都府の指導もいただきながら、こういった調査をしていくということでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。

この点の2つ目に、臭気調査というのは、本来民間の事業所の責任で財政的にもきちっとしながら対応するということが、基本になるんじゃないかというふうに思っております。もちろんそれを踏まえて、今度の調査ということになるんでしょうけど、この点での考え方はどうなりますか。基本的には、あそこでちゃんとすべきだと、事業所でというふうに思うんですが。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） 事業所ですべきというのは、プラテックがすべきということですか。

7 番（伊藤幸男） 臭気調査の事業所責任は。

住民環境課長（藤原清隆） 臭気調査につきましては先ほど言いましたように、悪臭防止法で定められてまして市町村がするわけですが、業者につきましても住民からの苦情を受けまして自主的に調査をしまして、改善方策を検討しておると。そういった結果もありまして、臭気もかなり落ちてきていると、そういう現状になっております。あくまでも調査につきましては町で実施と、専門業者に委託して実施するわけですが、

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私が聞きたいのは、基本的に今の流れで言えば、今の流れというのは民間が責任を持ってやるわけですから、事業を。民間の責任でももちろん調査はするんでしょうと。これは義務じゃないのかということ言うわけです。

住民環境課長（藤原清隆） 民間というたら、プラテックということですか。

7 番（伊藤幸男） そうそう、もちろんそうですよ。

住民環境課長（藤原清隆） プラテックにつきましては、企業の努力で自主的に調査をしていただいています。町については、法律に基づいて調査をするということでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） よくわかりました。

時間もないのであれですが、私が言いたかったのは、悪臭を出してる民間がきちっと報告をすると。それを定期的に担当課としては、その報告を受ける義務があると思うんですね。それをきちっと持つということと、それでも不十分だということで、今新たな町独自の臭気対策として、調査をするということなんだろうから、ここの部分がまず第一の前提として、当事者の事業所がその責任を果たすと。こうですということの責務を、きちっとさしてほしいということが言いたかったのです。

次の質問に移ります。今回、臭気調査を実施するわけですが、どういう段取りになるのかというのは、1つは住民との関係も含めて、ご答弁願えたらと思っています。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それではお答えをさせていただきます。

まず、臭気の規制につきましては、悪臭防止法の中で現在22種類の物質が悪臭物質ということで規制をされております。これの地域指定につきましては、都道府県がすることになっておりまして、京都府につきましては昭和51年に悪臭の規制地域、それから悪臭の規制基準を定められておりまして、昭和52年1月20日から施行をしております。与謝野町につきましても、規制地域に指定をされております。

細かいことについては、ちょっと勉強ができておりませんが、臭気調査につきましては嗅覚の測定法と言いまして、複数の人間で嗅覚、鼻でにおいをかいで調査をするということになっております。結局、いろんなにおいが混ざっておりますと、人間の嗅覚が一番自然体に近いということですか、機械でしますとなかなか測定ができんということで、人間の嗅覚で調査をするということになっております。



今後の段取りにつきましては業者も決まっておりますし、ちょっと細かい打ち合わせは今後ということがありますので、その辺につきましてはご容赦願いたいと思います。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ住民の皆さんは、これほど長い間いろいろと悪臭に耐えてきたというような経過もあるし、そういう意味では十分そこを配慮して意見も聞きながら、それに対応した対応をしていただきたいというように思っております。

第4点目は36ページになりますが、これは土木費の関係で建設課になりますか、お伺いしたいと思っています。

これは河川の維持管理費が計上されています。今回の補正では60万円を追加計上されて、本年度の累計では700万円ということになりますが、私は3年前の23号の台風による野田川河川の決壊という事故があったわけですが、主要な原因は河川の維持管理、いわゆる浚渫の工事ができてなかったからだと考えています。そこで、京都府が管理している河川、道路の維持管理について伺いたいと思っています。

与謝野町内でいわゆる積算方法があるわけですが、その理論的な積算総額というのは、河川、道路で年間幾らぐらいになるのか伺いたいと思います。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思いますが、今の積算の数字というのは事業費という意味なんですか、面積という意味なんですか。

7 番（伊藤幸男） それは計算方法があるでしょう。維持管理に要する費用という基準があるんじゃない。

建設課長（山崎信之） 費用の積算根拠。

7 番（伊藤幸男） 維持管理する費用、何メートルは幾らというのは。

議長（糸井満雄） 暫時休憩します。

（休憩 午後3時17分）

（再開 午後3時18分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。

建設課長（山崎信之） 草刈り等で言いますと、平米当たり60円程度がかかるだろうと。その辺については草を刈る、あるいは集めるというのが、大体25円から30円程度かかるだろうと。それから積み込みや下ろしたり、運搬するのに十数円かかるだろうと。それ以外に共通仮設、あるいは現場管理、一般管理等を合わせると、平米当たり約60円ぐらいの単価になるんじゃないかというのが、数字になるというふうに思っております。

7 番（伊藤幸男） 全体の総額も言うてくれんとわからん。

建設課長（山崎信之） それで現在、河川の維持管理で言いますと、先ほど言いましたように町が京都府が受けておるのが700万円程度になったということで、道路の方はまた別にありますが、ほとんど道路の方は京都府が独自にやられてます。今回、河川の維持委託料については、京都府から管理委託料を町が受け入れて、町の方がそれぞれの河川に応じた、与謝野町内で大体11河川ぐらいあるわけですが、その河川関連の区、あるいは農事組合等に、草刈りの業務について委託し

ておる金額が、全体で700万円程度になるという計算であります。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっと思ったような答えじゃなかったんですが、23号台風の後で決壊したわけですが、野田川改修の京都府主催の住民説明会がありました。そこで説明があった後、私が聞いたんですね。なぜ浚渫工事をやらないのかという質問をしたら、府の担当者は浚渫工事の予算がないというふうに答えました。改めてこう聞いたんです。こうした災害を受けたのに、なぜ浚渫など維持管理を総額確保しないのかと。金がないのではなくて、高規格道路などの道路予算については別枠のように確保しているではないかというふうに再び尋ねると、担当者はこう答えました。私もそう思う、皆さんの声をぜひ上げてくださいというように居直った答弁をされました。これは本音だと思うんですね。ここに偏った予算の編成があるということ、私は実感したわけです。

そこで旧加悦町では23号で、ご存じのように死者まで出したわけですから、維持管理の事業費は、いわゆる安心・安全ということをうたっている京都府としても、極めて重要な課題だと思っています。このことを踏まえて、次の質問をしたいと思っています。

それは安心・安全をうたう京都府の維持管理費の予算が、この与謝野管内で今言ったような計算方式でいえば、延べ面積はわかりますわね、河川と道路、これは当然やらなきゃいけない、試算しとかなあかん。その上で執行はどのぐらい予算使われたかと。それから町に委託事業はどのぐらいあるのかということ、担当課としてもつかんでおかなければいけないと思っています。

もう時間がありませんから全部言っておきますが、これから台風シーズンを迎えますよ。この台風は前回の23号台風で大きな被害を受けたのは10月20日ですから、いよいよシーズンをまた迎える時期が来る。ぜひ安全で安心できる河川、いわゆる野田川と道路も含めてしっかり維持管理していただくよう、京都府に強く申し入れていただきたいということを重ねてお願いしたいと思っています。

質問は大体そうですが、もし建設課長なり意見があれば、お願いできたらと思っています。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 少し論点が外れるかもわからないのですが、先ほど説明しましたのは、河川堤防の法面の除草作業を委託されとるといいうい方をしております。

それから今、伊藤議員のご指摘の部分については、河川内の浚渫を急げと、やれということだろうと思います。それも当然浚渫要望はそれぞれに年度、年度、あるいはもう年度途中でも浚渫要望は、町長を含めてしょっちゅうさしていただいております。ただ、片側でも河川改修も急いでやっていただかんらんということで、河川にかかわります総予算が一定あるなら、それを両方河川改修、あるいは浚渫を進める、災害復旧を進める、そのバランスを取りながらやっていただいているもんだというふうに思っております。それぞれのポイントで、それぞれの事業について強く要望をさせていただいておりますが、バランスよう今そういうバランスなあって、浚渫については少し進みが遅いということで、そのことについては日々要望はしておるといふことです。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後になると思うんですが、今課長が答弁したのはよくわかるんです。僕が言いたかった点は、町独自でも、いわゆる府が責任を持っているとされている維持管理のエリアです

ね、河川、道路、そして河川であれば法面だとか、浚渫だとかいろいろあると思うんですが、その全体の積算してる理論的な管理費は、ちんちゃとあるのかどうかということも私は見とかないかと思うんですね。だからそうでなかったら予算がついたその中で全部やると、ここの発想だったら一つも今言ってるように、金がないからという京都府自身が言ってるわけだから、幾らでも災害が起きて、仕方ないことになるのではないかというふうに思うんですよ。

だから一番私が気にしてるのは、今言ったように災害に強いまちづくりをしようということ言ってるわけですから、その意味では精力的にそこは、何度も言ってるだろうと思いますが、担当課としても、もちろん町長も頑張ってもらったらいいですが、そういう全体像を金の使い方はこうなんだと、また使うべきだという視点は全体としては、計数としてきちっと抑えとく必要があるのではないかということ言ってるわけです。

時間もありませんから、基本的考え方を私は述べましたので、ぜひ前向きに検討していただくようお願いして終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは42ページになります。教育費の教育振興費の中からお尋ねします。

府の委託事業で、石川小学校の方に英語の授業があるというお聞きしたんですけども、その内容と、予算110万円委託料がついてますけども、その使い道というんですか、使い方というんですか、ちょっとお聞きいたします。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 浪江議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

提案説明でもありましたように、今回、石川小学校が拠点校として、小学校における英語活動と国際理解活動ということで、拠点校の指定をされました。

この事業については文科省の新規事業ということでございます。じゃあそのねらいは何かと言いますと、今の段階では全国の小学校では国際理解教育というんですか、ALTやCIRを活用して、いろんな国際理解活動をやっておるわけなんですけど、それが全国で今まちまちだというようなことでございます。全国的に英語教育についてはばらつきがあるというようなことで、こんな状況の中で国として、小学校の英語教育の充実に向けて、具体的な取り組みを進めていく必要があるということで、今回この拠点校になったわけでございます。

じゃあどういう具体的に内容かと申しますと、今回、府の委託金として110万円の委託金をいただいております。少し町の方も単費をもちまして石川小学校に95万円、今議員さんが言われましたように、教育振興費の中で95万円それぞれ上げております。それから教育委員会の予算として37万円ということで、予算を積み上げております。

その具体的な内容でございますが、講師の謝金、特に日本人の英語指導者というんですか、地域の中でも英語にたけた方もおいでますので、そういった方の謝金も含んでおりますし、それから今回2年間のこの事業ということになっております。したがって、1年目は先進校への視察を行うということで、視察研修に伴い旅費等も含んでおりますし、それから若干の消耗品ということでございます。

ことしに関しては大阪、それから京都市の方に視察研修して、どんな方向性を組んだらいいか

ということで、研修会を組む予定をしております。2年間の短い期間であります、与謝野町としても今回はC I R配置を今年度については主として小学校5、6年生を対象に、この事業を進んでいこうということで考えております。

まだスタートしたばかりということで、具体的なことがまだ見えてこないんですが、視察研修を契機にいろんな資料等もつくっていききたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 42ページのちょっと上の段になるんですけども、小学校管理運営事業のところ、提案説明の中で三河内小学校と石川小学校に加配をしたと伺ったわけですけども、一般的に幼稚園から小学校に上がるときに、恐らく一般的にはわかるんであろうと。実際、当初予算でも組まれているのもありましたし、今回この9月に補正が組まれたということで、入学してから半年ほどたっているわけですけども、ここにくるまでの経過といいますか、そういう事情等がありましたら、ちょっとお聞かせください。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育 長（垣中 均） お答えします。

まず、年度当初にお願いした分も確かにございます。そして今度、2名補正をお願いしております。

その間の事情でございますけれど、まず、1校につきましては、本来1名必要ではないかという児童が入学しておりました。それに加え、今度5月になって転校してきた児童がおりまして、同じ学年に2人ということになりまして、1人の担任では対処できませんので、配置をさせてもらいました。

もう1校につきましては2年生でございます、2年生の1学期につきましては、これは京都府の京都式少人数授業学級とかいうその事業の中で、30名以上のクラスにつきましては、補助教員を府費で入れていただけるわけでございますけれど、2学期からそれはもうございませんで、その間、1学期でいろいろな問題が昨年からずっと出てきておりまして、いよいよ補助教員がいなくなるということ。その事情を勘案いたしまして2学期からつけるという、そういう経過でございます。ご理解の方をひとつよろしくお願いしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今現在、学校現場の方からいろいろと要望等があると思うんですけども、今現在では大体今の体制で間に合っているというか、いけてるというふうに認識したらよろしいでしょうか。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育 長（垣中 均） お答えいたします。

決してそれで事足りたというふうには、私自身はまだ認識をしてませんし、学校現場の方からの要望はまだあります。しかしながら、前回のご質問の中でお答えしましたように、やはり特別支援教育というのは、これは学校全員の教員の方が総がかりで支援していくというのが、これがもう基本であり原則でございます。だからそういう体制が学校の中で整わない限り、あるいはそういう意識がしっかりとしない限り、失礼な言い方になるかもわかりませんが、保育所でも

同じような加配の補助を入れとるわけですけど、そのような形になってしまう。そうしますと交付税措置にもなっている、特別支援教育の理念が失われてきますので、学校現場にはその支援教育の趣旨がしっかりと生かせるような状況ができるまで、教育委員会としては配置しないということ、校長の方には申し上げておる次第でございます。したがって、潜在的な必要な状況というのはあるものと認識しております。

以上です。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

森本議員。

1 4 番（森本敏軌） それでは多くの皆さんがもう質問されましたので、2点ほどお尋ねをしたいというふうに思います。明石香河線の件について、お尋ねがいたしたいというふうに思います。

今回、工事費が260万円減額になっておるといふことではありますが、当初予算で、今回、明石香河線につきましては辺地債が7,770万円ついておりますし、国の補助金として、これは岩屋川線も含めてだろうと思いますが、1億5,895万円という多額の予算がついておまして、恐らく明石香河線には1億円ほどの予算がついておったのではないかなというふうに思うんですが、現在の予算の執行額、あるいは進捗状況についてお尋ねしたいと思うんですが、この明石香河線、今年度の計画では500メートルを予定されておるといふふうに認識しておるんですが、その点、課長の見解をお尋ねしたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思います。

明石香河線につきましては、年次計画でやらせていただいております。平成19年につきましては事業費、工事請負費につきましては1億円ということで、特に頂上部分でやらせていただいております。

今回の補正につきましては、その頂上部分で、6、7メートル頂上の道路を下げるという作業の中で、法をいろいろ切とるわけですけども、その工事につきまして切土量が多いということがありますので、その土について処分せんらんとということがあります。なかなか今処分地が見つからないとか、遠いとかいう形で、事業費が膨れ上がっておるわけですが、いろんな形で例えば京丹後に持って行ったり、町内のほかの工事で処理できるものは回していくということで、残土処分について一定程度工夫をしながら、事業量は計画どおり進んでいるんですが、事業費について随分落とせるような計画になりました。

今回まず頂上部で、夏前からお願いしとる部分で、一定程度ですから約1万立方メートルの残土が発生するということがあって、今度はその受け入れ地の選定に苦慮しております。実は頂上から下りたところに水道施設があるわけですけども、その辺を今工事していますが、その下側が少し道路が細くて右に林があるわけですけども、用地買収をしながら壁を立てて、道路を拡幅するという工事が今年度下りまして、その1万立方メートルの上で出てくる残土を、できるだけ近場で処理したいということがありましたので、後年度でやる工事について、ちょっと事業費も調整しながら今年度でやれるという工夫が出てきましたので、測量や用地買収をしながら、そこでことし出

くる残土を処理しようという形で、今回については工事請負契は減らせるんですけども、用地を買って、それから用地にあります立木の補償をしながら測量の設計をして、残土を処分しようという形です。

明石香河線につきましては、旧町時代についてはもう21年度あたりには、もうすべて明石工区も含めてというあたりで計画があったわけですけども、この間で見直しをかけたしまして、峠の区間については来年度にも工事を実施し、それから来年度以降でちょっと様子を見ながらということになるんですが、シェルターの上部工は21年度以降ということに計画しております。

それから明石については、峠部分の交通量を見ながら明石区間を21年度以降、どういうふうなスケジュールでやるか。当然、国の補助金との調整がありますので、それもまた間延びして、先送りされるんだろうというふうに思いますが、計画とするなら峠部分を来年ぐらいに、一定供用開始がしたいという計画です。

議長（糸井満雄） 森本議員。

14番（森本敏軌） 概略はわかったんですが、現場を私も昨日も行って見たんですが、大体こちらの切り面も大分でき上がりました、それから香河から上がってくるところも相当壁もできておりますし、こういう形になるのかなという想像はつくんですけども、先ほどおっしゃったように、香河の懇談会でもありましたけども、出てくる土地を持って行くところがないということで、工事も遅れとるんだろうというふうに思うんですが、さらに7メートルほど切り下げるといふ状況になりますと、相当の土が出てくるというふうに思うんですが、この辺のことも今後の大きな課題だろうというふうに思うんですが、当初、旧加悦町時代には、その土を明石の部分へ放り込んでするというふうな状況もうかがっておったんですが、そういった残土の処理について、今後すごい量が出てくると思うんですけども、その辺のどうするんだという計画はいかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） そのあたり本当に大変苦慮しとるということなんです、確かに一定工事全体で見ますと、削る量と盛る量が均等になるような形で事業計画を立てるといふことがあるんだろうというふうに思いますが、なかなか盛るところが今回の場合ないといふことで、京都府と、それからあと近隣市町村、京丹後、あるいは福知山市とも工事調整をしながら、土の融通をしようといふあたりで協議しとります。また京都府も含めて20年度、あるいは21年度の計画はまだ見えておりませんので、そのあたりは京都府に中に入っただきながらという形になるんだろうと思うんですが、そういう調整をしながら、工事をしていきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 森本議員。

14番（森本敏軌） それからもう1点、先ほど何か用地を買収して、そこへ土を持ちたいんだというふうなことがあったんですが、ご承知のように明石川、あれがもういつも土砂が入り込んで、堤防がもう1メートルぐらいしか上がらないというふうな状況で、もうちょっと雨が降ったらオーバーフローするというふうな状況なんで、そういったあたりでやっぱり明石の皆さんの意見を聞いておられますと、やっぱりあその峠で工事をしとるさかい、もう何ともならへんというふうなことで、そうばかりではないというふうに思うんですけども、やっぱりそういった点も今後十分注意してほしいというふうに思うんですけども、そういった意味で明石川の砂も、常に浚渫いただきたいなというふうに思うんですが、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） ご指摘のとおりなんです。峠部分であれだけの土をさわりますと、ここのこの夏間の雨で、局地的な集中豪雨みたいな形で峠部分に降っております。相当な量が下の谷に入っているというふうに想定されまして、業者の方もいつも集中豪雨が来るたびに手直しをしてもらっておるような状態になっておりまして、水路をつけたり、また別の工事を発注したりしながら法面工事を保護しとるといふ形になります。

そういう部分では明石川に、相当の土が回るといふ感じがありますので、その明石川の浚渫について一定雨の方が落ち着けば、浚渫に入っていきたいという計画は持っております。

議長（糸井満雄） 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） その点もよろしく願いまして、明石香河線、大体概略格好がついてきたなというふうなことではあると思いますので、期待に沿うように、また進めていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどから明石のプラテックの問題で、いろいろと多くの皆さんからご質問があったわけですが、町長にひとつだけ私、お願いしときたいというふうに思うんです。

旧加悦町時代からの懸案の事項で、その間に合併をいたしまして地元の皆さんも、それから行政の方も、なかなか思うようには取り組めなかったという点もあるかと思うんですけども、やっぱり地域住民の方にしてみれば、毎日の生活ということで大変苦労されているというのか、大変な目に逢っておられるという状況もよく聞かせていただきますし、こういう点を踏まえて、やっぱり行政側もそれに対して今日までいろいろと努力をされてきて、業者もそういった行政の指導と申しますか、地域の皆さんとの話し合いの中で業者も十分努力されて、先ほどの話を聞きますとにおいの軽減を大分されてきたというふうなことでありますけども、やっぱりいろんな面で、粉塵でありますとかそういった面でも大変懸念をされておりますし、今回においの調査もしていただけたということではありますし、地域の住民の皆さんも一定期待をされてるというふうに思うんですが。

それは地域の人にしてすれば、こんなにおいの根源となる会社はなくなった方がいいというふうな思いがあるかも知れませんが、そうばかりいきませんので、やっぱりお互いに会社と住民とが共存共栄ができるように、お互いが信頼し合って共存共栄できるようにするのが、一番いいんだろうというふうに思うんですが、こういったためにも今日までの取り組みを含めまして、何とか行政が中に入って区との覚書、あるいはまた最近できました地域の委員会等もありますので、うまくそういった組織が機能しますように町長以下課長も含めまして、何とかうまくいくようなお計らいを、ぜひとも積極的にいただけますようお願いしたいというふうに思うんですが、町長のご見解がありましたら、お尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） いろいろな地域においても、そうしたことは今までにもいろいろとあったと思いますし、やはりの基本は住民の方たちと行政のそうした信頼関係、また業者の誠実な対応ということだろうというふうに思います。

今回このような悪臭については予算化をいたしました。それはやはり先ほど課長の方が説明し

ましたけれども、本来は業者がきちっと中身について精査し、それを一定の業者との話の中で、その数値についても行政も情報を得ると。その情報を持った中で、町の職員が専門的な地域がない中で、それをどう分析して、どうするかということは、これはもう難しい話でございますので、やはりそれらについては行政が間に入ってプロのそうした数値の読める、要するにお医者さんでいえば処方せんですよ、その辺をきちっと出してもらって、じゃあそれに対してどうするかということ、またキャッチボールしていく必要があるというふうに思っております。

ですから一遍に解決するということはないでしょうけども、住民の方々が不安に思っておられることを、少しでもどういう状況なのかということをはっきりと明らかにしていくということが、まず三者にとっても信頼関係を築く上で大事なことだろうと思っておりますので、そうした手順で進めていきたいなと思っております。

住民の方たちが一生懸命調べた内容につきましても、やはりそれは一定のデータでございますので、やはりそれらも生かしながら、プロが見ればこんなではということになるのだろうと思っておりますけれども、やっぱり風の方向、こっちの地域からこういうことが、この時期にあるんだなというふうな大まかな分析等はできるのではないかと思いますし、そういう住民の方たちの努力もやはり無にしないような形で、1つの参考資料として生かしていけるような、そういうことができるといふふうに思っております。

具体的に実際に進める中で、多分いろいろ問題は出てくるかと思っておりますけれども、あせらず着実にお互いの信頼関係を壊さない形で、情報を提供しながら進んでまいりたいと考えております。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） わかりました。

お互いがやっぱり信頼関係の中で一日も早く和らげられたり、また解決できますように、ひとつ取り組みをよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。

議 長（糸井満雄） それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

4時5分まで休憩をいたします。

（休憩 午後3時51分）

（再開 午後4時05分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

あらかじめ申し上げます。本日5時以降も議事の都合により続行いたしますので、ご承知願いたいと思います。

それでは、引き続き質疑をお受けいたします。

畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 2点ばかりお尋ねをいたします。

28ページで町地域医療確保奨励金の関係で90万円の予算が上がっております。先ほど貸付条例の制定ということで、全員賛成で決まったばかりなんですけれども、ここで上がっている90万円ですね、与謝野町にある公立病院に来てくださる研修医の方がおられるということだと思いますが、金額を見ますと産科、小児科、小児外科は含まれていないのかなと思うわけです。



というのは、産科、小児科、小児外科については5万円をプラスした1カ月に20万円ということになりますので、それ以外の研修医の方かなと思うわけですが、先ほど伊藤議員も申し上げましたが、奈良県での妊産婦の悲惨な事件があったわけですが、この地域でも産婦人科、産科の病院が本当になくて困っています。奥の方では弥栄病院がお産ができなくなり、今は年に数人というふうに人数を限ってできるようですが、昔というかちょっと前までは、この宮津市でも立派な病院があったわけですね。かつてはお産をするなら太田病院ということで、もうほとんどの方が太田病院に行かれてた。与謝の海病院に産科ができたのも割に新しい話でありまして、もうほとんど太田病院だったわけです。今は宮津は武田病院となってるわけですが、この武田病院は公的医療機関ではないということで、今回の対象から外れているのではないかなと思うんですが、なぜあれだけの大きな病院でありながら対象にならないのかということと、今、武田病院では産科・婦人科両方含めてあるのかなのか、そこら辺の状況もぜひともお尋ねしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） お答えしたいというように思います。

まず、なぜ武田病院がこの公的医療機関にならないのかとのご質問ですが、基本的に町内の公的医療機関等ということになってございます。したがって、この与謝野町内で考えてみますと与謝の海病院と、石川にあります与謝野町診療所の2院ということになります。

宮津市さんの条例等を見ておきますと、これは公的医療機関等ということになってございまして、これも市長が認めた場合については医療機関を、先ほど申し上げましたように京丹後市さんでしたら丹後中央病院とか、それから舞鶴市さんでしたら共済病院、舞鶴医療センターということで、「等」によって拡大されております。

したがって、宮津市さんについても、この「等」という言葉が入っておりますので、市長が認めた場合については、恐らくこの武田病院さんも「等」の中に入ってくるんじゃないかなというように思っております。

しかしながら、これについては宮津市さんのこととございまして、条例なりが通った段階でははっきりするというように思いますけれども、今の段階では、その「等」の中に入ってるというように私は理解をいたしております。

それと産科についての状況なんですけれども、やはり申し上げてますように子供さんを生む場合については、本当に予期せぬ事態が起きることがあったり、また24時間で体制を設けなければならないということがあります。こういったことで、本当に産科医さんについての病院が減ってくるということでございまして、現在では武田病院さんの方では、産科の方は受け入れておられないというように思っております。この管内では、与謝の海病院だけというように理解をいたしております。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） 今、産科の研修医の方は、入ってないんじゃないかということが答弁漏れになっているのと、それとこの金額はいつから始めて、何人分の何カ月分ですか。そういう内容についてお尋ねをいたします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 議員さんご質問の今回の補正で上げさせていただいてます90万円の内訳を申し上げたいというように思います。

産科なり小児科の医師については、入ってないんじゃないかなというようなご指摘なんですけど、そのとおりでございます、今回90万円を上げさせていただいてる内容につきましては、与謝の海病院に来られる方を対象にしておりますので、とりあえず15万円がお一人分なんで、その半額、宮津市さんと与謝野町で半額ずつ持つということでございますので、7万5,000円掛ける2人分、月に15万円掛ける6カ月ということで、10月1日からの実施ということで、半年間お二人分の奨学金を出すということでございます。

ご質問のように産科医、それから小児科医については5万円ずつ上乗せをします。与謝野町が持つのは2万5,000円の上積みになりますけれども、この分については今、京都府の方を対象の小児科医があるかと聞いておりますと、一般診療かなということでお聞きしておりますので、今回については、一般のお医者さんの分だけ計上したということでございます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） 与謝の海病院におきましても産科の医師が3人と、先ほどの内容でした。武田病院がゼロということで、宮津与謝を全部カバーするのが与謝の海病院ということになりますので、これは3人で十分かという、恐らく十分とは言い切れないんじゃないかと思っておりますので、この先もまた要望していただいて、産科の充実にもぜひご努力いただきたいということと。

それと小児科も最近1人の先生が、医院を建てられるということになっておりまして、こちらの方もまた小児科不足じゃないかなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に移ります。次に、小学校管理費でお尋ねをいたします。

修繕費が42ページに出ているんですけども、その中の内容が、加悦小学校のプール除毛機修繕というのが20万4,000円入っているということを委員会でお聞きしたんですけども、これはどういうものかというのが1つあるんですけど、ちょっとお聞きしましたら、水が循環するのを濾過するような装置という考え方でよろしいかなと思うんですけども、そうでありましたら、これはプールの安全、衛生面での安全のために、子供の健康から考えても大事なものだと思っております。加悦小学校以外に、こういう修繕が必要なところがなかったでしょうかというのか1つと、既にプールの授業が終わっているわけですね。もっと早い時期に補正が必要ではなかったのかなと思うわけですけども、その点についてお尋ねをします。

それと安全面という関連でお尋ねしますけれども、プールの授業での見張りの体制ができてるかどうかということなんです。ちょっとお尋ねしましたら大変あやふやで、置いておられないような感じなんです。昨今、子供の水死事故がちょっといろいろとありまして、プールの場合もことはなかったと思いますが、外での事故が多かったわけですけど、今の見張りを置かない状態でいいのかということが大変心配になるわけです。

先生たちも本当に多忙をきわめておられます。先生をもう1人つけるということは困難なのかもしれないけれども、シルバー人材センターにお願いするとか、保護者のご理解をいただくとか何らかの方法でできないものかと思っております。1クラスの人数が多い学校は、岩滝小学校、市場小学校、加悦小学校などあるわけですけども、こんなところでもし事故が起こったら取り返しがつかないことになりますので、ぜひとも考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょう

か、お尋ねします。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 畠山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

42ページの小学校管理運営事業で、修繕費が97万2,000円上がっております。この修繕料については、町内5校の小学校の修繕料の集計でございます。

その1つ、今言われました加悦小学校のプールの除毛機の取りかえということで、今議員さんの言われた部分でございます。なぜもっと早くということでご指摘がございました。実はプール開始の前に、それぞれ機械器具の点検を4月上旬から中旬にかけてしておりまして、その間に取りかえが必要だということで、事後で申しわけないんですが、この部分についてはプールの開始までに修繕をさせていただいたということで、申しわけありませんが、そういうことでさせていただきます。

プールの事故、民間、それから学校の事故等々、この夏大変たくさんありました。教育委員会としても校園長会議で、こういう事故のないようにプールの開始までは排水口、それから機械器具の点検をしてくださいということで徹底をしまして、それぞれ学校の方から修繕、それから細かい修繕も上がってきたというようなことでございます。

それからプールの管理体制のことでございます。今ご指摘がありましたように授業というんですか、教育課程の中でプール指導については学級担任、クラスでは1人、当然そうなりますが、プラス1人置くというような形で今体制をとっております。例えば2学級ある学年でしたら3名体制で指導をしてるということでございます。

大きなクラスでありましたら大変な人数で見えていくということになりますし、ただ、プール指導については全員がプールの中に入るのではなく、ある一定の時間を置いて、例えば20人は入って、20人は上がって見学するとかというような形もとっておりますので、40分まるまるプールに入っているような状況ではございません。

ただ、そういういろんな事故等も考えられますので、指導者というんですか、教員には十分気をつけるように指導の方は徹底をしております。

それから夏休みのプール指導の関係なんですが、おかげさまでPTAさんのご協力によりまして、3名、4名常時出させていただいて、それから教員が出るという体制をとっております。今のご指摘については授業におけるプール指導だというふうに思いますが、今後もし、いろんな状況の子もいますので、3名なり4名の体制で、できるだけたくさんの教員が回れるように今後も指導していきたいと思っておりますし、シルバー人材センターの方をお願いするという方法も、1つの方法かというふうに思っております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） ただいまのご答弁ですと、学級担任以外に1人を配置するということですね。それをきちっと徹底していただいて、来年もあるわけで、子供たちは海があるんですけど、すぐに行ける海はありませんので、プールの授業も大変楽しみにしてると思っています。子供たちにことしは何事もなかったのが大変よかったわけですけれども、いつ何が起こるかかわからないのが子供たちの特性ですので、ぜひとも十分にこれは気をつけていただきたいと思います。

それから衛生面の安全でも、いろんなプール熱だとか目が赤くなるいろんな病気もありますね。そんなもありますので、衛生面でも十分配慮していただきますように、くれぐれもお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

議長（糸井満雄） ほかに。

廣野議員。

- 4 番（廣野安樹） 今、畠山議員が質問されましたプールの件につきまして、ちょっとお尋ねをしておきたいと思いますが、指導される先生は、それぞれ泳ぎの方は指導できる先生がされておるのか。私はプールに行かせていただいて、1回見させていただいたんですが、まるきり水遊びしとるような感じの授業のようにとれましたので、そういった体制はどのようになっておるのか。この点を、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

いささか質問がちょっと外れとるようですけど、答弁してもらいます。

教育推進課長（土田清司） ご質問です。小学校の教諭はプールで泳げないんですか。それはもう採用試験でプールの競泳の試験がありますので、全員指導はできると、泳げるということでございます。

議長（糸井満雄） 廣野議員。

- 4 番（廣野安樹） それではプールに対しまして、過去に古くなってくるとたくさんの修理費がかかるということで、加悦の3小学校にはそれぞれプールがありますし、野田川ではどうだったか知りませんが、そういったことは、これからあそこを修理しながら管理をしていくということになりますと、防災の面でプールを使うということになれば、またそういった方法も考えられるわけでございますが、プールの管理につきましても、やはり指導者が少ないということになりますと、1つのプールを3の小学校で順番に使っていくというような方法も、経費の削減から考えていく必要があるのではないかというように思っております。

それでは質問を変えます。20ページ、自治振興費でお尋ねをいたしたいと思います。自治振興費971万円のことにつきまして、お尋ねをいたしたいと思います。

この点につきましては、自治振興費の18年度の決算をちょっと見せていただいて、資料をいただいたわけでございますが、それと本年度の決算資料が25ページに出とるわけでございます。

その中で14番の金屋地区の金屋区あじさいまつり、昨年度は30万円の事業費、そして補助対象が30万円、そして昨年度の補助金が15万円ということでありましたが、今年度は18万円の補助金がついております。それから幾地地区につきましては、本年度は22万2,000円、昨年度の決算で見ますと18万8,000円、これも3万4,000円の増額。それから11番の加悦区の第6回加悦区夏まつりは補助金が20万円、本年度はついております。昨年度の決算で見ますと15万円、5万円のプラス。それから算所区はさんさんまつりですか、これにつきましては今年度22万7,000円、昨年度の決算で見ますと15万6,000円、7万1,000円の増額ということになっております。

それは事業の対象の内容が変わったから、こうなったんだということはわかるわけですが、本年度、町長は何遍も言われておりますように、非常に厳しい予算の中で、なぜこうしたいいわゆるイベント事業が、これだけの多額の増額になっておるのか。この点について、お尋ねをしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

ご指摘のとおり、こういったイベントに要する経費について、前年度よりも補助金額は上がっておりということでございます。廣野議員さんご指摘のとおり、昨年度よりも対象事業費が多くなったということでございます。大体対象事業費としてみておりますのが、花火ですとか、それからステージなんかの設営料、あるいはそれらの借り料、それからポスターですとかいろんな事務費、そういったものを対象にさせていただいております。確かに財政は厳しい折でございますけれども、私どもといたしましては、こういったイベントにいつまでも補助金を交付するという気はないわけでございます。

例えばの話として聞いてほしいんですけども、立ち上がりから3年程度補助金はつけさせていただいても、同じイベントについて4年目からは自立していただくと。こういうような格好でもっていけたらいいかなというふうに思っております。

それからイベントがいいか悪いかという議論はあるわけですが、自治振興補助金につきましてはハード面、いわゆる集会所の整備ですとか、あるいはこういったイベントのソフト面、両面からみさせていただいております。しかし、こういう地域の祭りということにつきましては、私自身は大変重要なことではないかなというふうに思っております。地域力を今再生していくんだということで、京都府でもそういった取り組みがなされております。そういった中で、地域力を再生していくといいますか、強くしていくためには、こういった取り組みも必要なんじゃないだろうかというふうに思っております。昔から、いわゆる村祭り、こういったものがございました。これは大体歴史をひもときますと五穀豊穡を祈念して、いわゆる氏子が催してきたもの。そういった祭りはそういった祭りで、加悦谷まつりですとか、岩滝まつりですとか、そういったことでずっと引き継がれています。それはそれといたしまして、さらに自分たちのやりたい祭り、これを地域で団結してやっていこうじゃないかと。この心は大事にするべきだというふうに思っております。

ただ、これを毎年、毎年、何十万円つけてという気はないということでございますので、ご理解をいただきますようお願いしたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） もちろん地域力、またそうしたイベントをされる方々は大変だと思いますが、やはりこうした中でほかの補助団体、いわゆる社協とか、ボランティアにお世話になってる補助団体には、お聞きしておりますと自分らで勉強に行く、研修会に行く費用ですら自分で持ていかないかなというふうなことまでお聞きしておる中で、こうしたイベントに対する、昨年度と同額なら私はわからんわけではないですが、1つの四辻地区で行われております親水まつりにつきましては、前年度と同額になっておるわけでございます。その中から出てくる内容が、いわゆる補助金対象の内容がアップしたから、今年度は2分の1それに対してつけるというんでは、いかさま金額が私にしては15万円のうち、1つとりましても5万円アップ、3割アップです。それから算所地区につきましては15万5,000円、それが7万1,000円のアップということになりますと、いわゆる2分の1アップと、5割アップということになります。そうしたこと自体が私には納得ができません。

やはりこうした厳しい予算を計上しとるんだといつも言われておる中で、あるもんにつきましたは、クアハウスの温泉券につきましたも、もう1年で見直しというようなことになります。こうしたイベントに対して、私はいかなこと、先ほど言われました地域力を強化するためには、いいイベントだというふうにおっしゃいました。それから町長は中身について精査し、予算をつけるということをお聞きしております。十分中身を検討されてこのような予算になったのか、私はわかりませんが、この点につきましたは決算、そして19年度の申請内容の資料をいただきたいというように思っております。この内容につきましたは、課長またいただけますね、資料。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 18年度の申請と17年度の申請書ということでございますね。それは出させていただきたいと思います。

それから廣野議員さんとの見解が、また違うかもわかりませんが、確かに非常に厳しい財政状況の中でございます。そういう中でいろんな団体等への補助金もカットをさせていただいております。

そういう中で、大変申しわけないことをしておるわけですが、例えば3月議会でしたか、ここの議会の中でも、地域といわゆる密接につながった補助金だと。これは多くつけてやるべきだというご意見もちょうだいした覚えがございます。それから、また役場の中のまちづくり本部会でもいわゆる協議をいたしました。でも予算の範囲内でやっていかざるを得んのと違うかという話もしましたが、やはりこれは役場と地域とをつなぐ密接な補助金だと。そういったものを予算の範囲だとかということで切り捨てるのは、ちょっと酷じゃないかという役場の中の意見もございましたので、こういったことで予算をつけさせていただくこととございますので、ぜひともご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） それでは町長にお伺いします。

先ほど言われました中身を精査し予算をつけると。こういった厳しい中で、今担当課長は地域力の強化、これに対しましても理解をいただきたいというようなことをおっしゃっておられますが、町長としてほかのソフト面でも、随分ボランティアで頑張っておられる方々があるわけですが、そうした方々に対しては補助金の削減をされたり、いろんな迷惑をおかけになっておるといように私はお聞きしております。この点につきましたもう一度、この事業の内容、いわゆる予算の編成につきました、お聞きをしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） いろいろと考え方のちょっと相違もあろうかというふうに思います。

確かにお金だけで換算できないそういう地域コミュニティの盛り上がりや、自分たちでやろうとしておられるものを応援していくということと、もうとりあえずは補助金をもらわんとできないというものの考え方と、やっぱりその辺はおのずと違うと思うんです。恐らく各地域のこういうお祭りといいますのは、町がある程度削ってもやっていこうという、そういう思いの強いお祭りではないかなというふうに思います。

それはそれぞれの地域のこれまた歴史があったり、考え方があられるわけですし、運動会やそういうものでも、みんなから寄附金を集めてでもやろうという区もあるでしょうし、もう全然そんな

もんがないならやめたという区もあるでしょうし、いろいろな考え方があると思います。しかし基本は、やはり地元の人たちが自分たちでやっていこうと。それにはできたらこれだけの補助がいただけないかということについては、全く言われるままということではなしに、やはりその中身については当然精査する必要があるし、ある程度の妥当性のあるものについては、やはり応援していくという姿勢も、これはコミュニティづくりには大事な視点ではないかというふうに思います。

実際に地域力再生の中身を見ておりましたも、別に地域の盛り上がりでやっていこうという中身もありますし、またそうではなしにボランティア、あるいはNPOでやっていこうという中身もありますし、いろいろと考え方があるというふうに思いますけれども、一定の補助団体については、その中ではやはり工夫していただく部分もあるというふうに思いますし、どうしてもこの事業に対しては、これだけのものがなければ、その事業そのものが成り立たないというようなものもあるというふうに思いますので、非常にまとまりのない答弁になりますけれども、やはり一つ一つの積み重ねが大事だというふうに思いますので、むだなお金というだけではなしに、それは削っていく必要があると思いますけれども、生きたお金の使い方ができるものであれば、少々やはり考える余地があるのではないかというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 今おっしゃってることはよくわかるわけですが、それでもやはりイベント事業で5割アップ、こんなことは私はもう絶対考えられません。そら地域力をつくるんなら、滝のオール運動会に、多少なりとああいった大きなイベントをやられるのだったら、そんなら補助金をつけましょうということで、岩滝区の区長の方から要望があった場合は、そういったことができるかどうか。また野田川町では、そういった運動会は地元の区費でやっておられたり、寄附でやっておられるということはお聞きしておりますが、岩滝地区において大きなイベントをやるといいますと、秋なんかはオール運動会が随分大きなイベントで、町民挙げてのイベントだったんです。それが結局、町からの補助金がないために今はそのイベントができてないというのが現状でありまして、こうした予算をいわゆる何ぼかつけていただけるなら、またそういった地域力をつけるためにも岩滝のオール運動会も、また生まれてくるのではないかと。また新しく与謝野町の岩滝地区のオール運動会として、イベント事業ができるんでないかというように私は思うわけですが。

やはり厳しい予算の中でございますので、ここにあります5点の中で昨年度と同額の予算が1カ所、あと4カ所が増額になるというようなことは、私は予算編成において考えられないというように私は思っております。今度の大内峠の紅葉まつりも10月21日にやる予定でございますが、恐らく昨年と同じような同額がいただけたらなというような内容の中で、一生懸命また祭りを成功させたいということで、今実行委員会を立ち上げて頑張っております。そういった中で、やはりこういったことは今後起きないように、十分検討していただきたいということを申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（糸井満雄） ほかに。

野村議員。

1 番（野村生八） それでは3点ばかり質問をさせていただきます。

まず、先ほどもありましたが後期高齢者のプログラムという回答で、6,000万円の総額でというご答弁がありました。このシステム改修の予算について質問します。

私は当初、新しく導入されるという意味かなと思っていましたら、今のKKCのシステムを改修するというので、それが1点と。ほかにもその連合会に対する後期高齢者のシステムは別に整備されているという、その2本立で庁舎内と、それから広域連合用ともう既にあるというふうにお聞きをしました。6,000万円というのは、庁舎内だけの費用になるんでしょうか、広域連合用にかかった経費というのが別であれば、幾らかお聞きをしたいのが1点。それに対する国の補助ですね、これは幾らあったのかということ、まずお聞きします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 野村議員さんのご質問にお答えしたいというように思います。

吉田課長の方から朝、概要については報告をしていただいておりますので、この後期高齢者の関係と、それからこの6,000万円とはどのように違うかということについて、お答えをしたいというように思います。

まず、この6,000万円と言われる金額につきましては、ありましたように住民基本情報でありますとか、後期高齢者の医療制度の保険料システムでありますとか、また国保の方で75歳になられたら後期高齢者になりますので、国保の方からすべて抜いてしまわなければならないと、このようなシステム改修が含まれておるということでございます。

それで後期高齢者のシステムについては、広域連合の方で実施をいたしております。この費用については19年度の当初予算にも計上しておりますけれども、後期高齢者の分賦金といたしまして918万円分賦金で与謝野町が支払うということになってございます。その中に広域連合でのシステム開発費用も入っているということでございます。

ただし、この分賦金の中には各市町村に1台ということになってございますので、与謝野町については3つ庁舎がございまして、あと2カ所追加ということでございますので、今後広域連合の分賦金が、当然この部分については賦課されて掛けられてくるのではないかなというように思っております。

国の補助金について、ご説明を申し上げたいというように思います。

この国の補助金については18年度の繰越明許の中で、1500万円の18年度予算をして繰り越しをしたわけでございますけれども、これの補助金金額というのは本当に少ない金額になっておりまして、まず、この中で国保の分とその他高齢者の分とがございまして、国保の分についての基準額が500万円ということでございます。それから後期高齢者の分についてが、ここの自治体の人数等々によりまして、基準額プラス人数というようなことかございまして、これが後期高齢者にかかる部分の基準額が808万7,000円ということございまして、合計金額が18年度の1,500万円の繰り越しに対しては1,308万7,000円の補助基本額ということになっております。

それ以降の19年度予算でありますとか、また20年度についても若干このシステム改修についての費用、すべて6,000万円の中にあるんですけれども、これについては補助金としては準備されておりませんので、18年度に予算措置をされます補助基準額が1,308万7,000円に対するものが、大体2分の1の補助金が入ってくるわけなんですけれども、それ



がすべてということになって、あとは町の負担ということになってまいります。財政にとっては、大変苦しいシステム改修ということでございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） これだけ6,000万円かかるというのは、コンピューターのこういうシステム改修ということですから、大きい自治体でも小さい自治体でもこれぐらいかかると。しかもそのうちの本当にわずかな金額しか国がみない。事業費をそもそも1,500万円で作るといふうにしかみてないというところに問題があるんだと思うんですが、そこら辺は非常に問題があるなというふうに思います。

後期高齢者の制度というのは、国が法律によっていわば無理やり新しいシステム、75歳以上の高齢者をほかの保険から引きはがしてつくるという、そういう事業ですから、当然その必要な経費について、もう国が責任を持って手当てをしながらやっていくべきであって、これほどの負担を自治体に押しつける、こういうやり方はいかなものかというふうに思っています。

これについては今後も国からつけていただく見込みは全くないのか、この辺は後期高齢者の議会も始まっていますので、その辺でもぜひ議論もしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 先ほども申し上げましたように広域連合の方でシステム開発をしています部分については、先ほどいいましては町としては分賦金という格好になっております。それ以外に町が実施する事業について、今後予算の見込みはと言われますけれども、現在のところでは18年度に緊急に予算措置をしたというのが国の方の方針でございまして、これ以降の追加補助等々についてはお聞きしておりませんが、当然、今議員さんご指摘のとおり、本当に町の負担が大きくなるということでございますので、国、府に対しての要望は続けていきたいというように思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 企画財政課長に質問します。

先ほど言いましたようにKKCのプログラムを改修するということですが、今、前から言われているように、府がこういうシステムについて共同開発するということで、間もなくそちらに移行するという話が進んでいます。その場合に、今回これだけの費用をかけて改修したものが、むだになるということはないのかどうか、その辺はどうでしょうか。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

京都府共同開発システムでございまして、この京都府が開発中の共同開発システムの後期高齢者医療制度対応は、開発範囲に含まれるというふうに聞いておりますので、与謝野町が共同開発システムに切りかえを行った場合に、再度経費を負担することはないというふうに考えているところでございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） それはそうだと思うんですが、言ってるむだというのは、この後期高齢者医療制度は20年、来年4月から始まるということは前からわかっているわけで、これだけの府下の市

町村にすれば、ものすごい金額ですよ。こういうことについて先行的に取り組めるような、そういうことがもしされていれば、今回改修せずに済んだというふうなことがあるのではないかと。そういう視点に立って府の開発というのは、なされていなかったのかどうかということをお聞きしているんです。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 共同開発システムの関係でございますけれども、平成18年度から用件定義の開発が行われております。それから共同開発システムの福祉系につきましては、平成19年度から用件定義等開発、これらが行われているということでございまして、共同開発システムがすべて稼働するのが、平成21年度からというふうに聞いております。先行してということでは、なかったということでございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） K K Cでもほかの市町村が使ってるT R Y - Xも、同じようにこれぐらいの恐らく金額をかけて、今回の件で府下全部、全国で改修されるんだというふうに思います。そういう意味では今、自治体に対しては、先ほどあったようにその予算を、必要な経費のわずかしが国が手当てしてという中で、市町村は大変な苦勞を四苦八苦してやっていると。先ほど廣野議員も質問されましたが、その1つの苦勞している中身だというふうに思います。

一方でこういう形で莫大なお金が、もう少し早くそれがわかっていて、それに合わせようということが早くからできていれば、この改修する前にその共同システムができていれば、これが必要なかったのではないかなというふうに思います。その辺は今後、建設事業でも同じところを何度も掘り返すというようなことが昔からあったわけですが、こういうことについても早急に対応していくような形で、むだのないような形を今後ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、46ページの図書館の運営委員の関係について、教育長にお聞きします。

条例で図書館の協議するための協議会を置くということに基づいて、つくられるということでの必要な予算組みだろうというふうに思っていますが、この目的等々がそれ専用の要綱もありませんので、図書館のこの条例だけだろうというふうに思っています。

そういう点では、この協議会がどういう目的で、どの程度のこの予算については会議をされようとしているのか。当然、図書館の館長さんを専任で配置をしていただきましたので、さらにそれについては今後精力的にやっていただけたらと思いますが、内容について振興課長でもよろしいですけれども、お聞きします。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えをしたいと思います。

今ありましたように、この5万4,000円については図書館協議会の設置ということでございます。予算の方をお認めいただきましたら、9名の委員さんを委嘱をしたいというふうに思っております。町の条例に関しては設置をするというようなことだけで、何をするかというのが入っていないと思います。ただ、図書館法で図書館協議会については、図書館の運営に関し館長の諮問に必ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる機関というふうになっております。

具体的に言いますと、図書館サービスについての館長に意見を述べる機関だということ

でございます。今年度に関してはお認めをいただきましたら、19年度については2回の会議を持つ予定をしております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 教育長に質問します。

図書館の運営についても、最近というよりも大分前から大きく変わってきているのはご存じだと思います。情報ステーションのような内容だったり、サロンのような内容だったり、あるいは一番大事だと思うのが住民による運営形態、こういうのもどンドンと進んでいます。建物のつくり方も、大きくそういう意味で変わったのも生まれている。

そういう状況の中でこの協議会というのが、年にそれだけの回数で与謝野町のこれからの図書館のいろんな運営の方向や、そして形態、仕組みづくりも含めて協議していただけるんだと思うんですが、十分かなというふうに思うんですが、その辺はこの協議会の中で、現在の与謝野町の図書館の運営方向が、現状を維持して進めていくということも大事ですが、それ以外に先ほど言いましたような方向で、新たな仕組みづくりや運営方法等も大いに研究しながら、取り込まれるということが含まれているのかどうか。私はぜひそういうことも含んで取り組んでいただきたいと思っているわけですが、どのように教育長としてはお考えでしょうか。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えさせていただきます。

現在の図書館の運営ということにつきましては議員がおっしゃられたとおり、いろいろ幅広い人材の活用を行いながら、図書館活動を展開していくことは、本町においてもその傾向にあります。

したがって今、未設置でございます、ご指摘を受けたところで協議会を立ち上げることになりました。年度途中でございますので、先ほど推進課長が言いましたように、本年度は費用弁償としての2回分を計上してもらっておるわけでございますけれども、通年になりますと、もっと回数はふえてくるはずでございます。また新年度の予算では、ひとつよろしく願いたいと思います。

その協議会の中で、やはり時代に合った、そしてまたこの地域に合った図書館活動、そうしたものについての提言もいただきたいと、そのように考えておるわけでございます。多くの地域の人材を活用しながら図書館活動を進めていくということは、たしか新町になって初めての議会のときに、そのようなご質問があって、お答えをさせてもらったと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 本補正の中でも、小中学校の図書費の増額を早速していただきまして、学校の方の図書の充実にも取り組んでいただいております。引き続き、本館や分室を含めた図書費についても、全国的な目で見ればまだまだ低いという、そういう現状もありますし、その辺も含めてぜひ今後とも大いに進めていただきたいというふうに思います。

次に、38ページの住宅の関係で質問します。

町営住宅の維持管理事業として、尾の上団地の屋根の防水工事費を320万円ということで計

上されています。建設課長に質問します。

住宅については、旧岩滝町では、ほぼ建てかえが終わっているのかなと思いますし、旧野田川町では、道半ばあたりまでいっているのかなと思います。加悦町では、建てかえについてはどういうふうになっているのか。当然住宅の修繕というのは、そういうことも加味しながら計画的にするということが必要だと思っているわけですが、その辺では新しい与謝野町として今後の建てかえの計画ですね、マスタープラン、これは進んでいるのかどうか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

それで今回改修する尾の上団地は築何年ぐらいで、どのような改修計画に基づいてやられているのかということと、先ほど言いました建てかえとの関係を含めてお聞きします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 野村議員のご質問にお答えします。

今回補正に上げさせていただいております尾の上団地の屋根の防水工事につきましては、昭和50年の建物でございます、1棟で4戸が構成する住宅です。うち昭和50年の築ということで、既に32、3年たってるということになります。

屋根につきましては、いわゆるセメントのスレート葺きという形になっておりまして、大体耐用年数は25年というふうな形で言われておりますが、30年を経過し、この棟について住民から、天井裏の方に水が漏れとる様子がある。については漏電等も含めて大変危険な状態であるということをお知らせしたので、この棟について精査しまして、この棟の4戸分について防水塗装をかけたいというふうに思っております。ほかの棟もこの40年後半から50年初頭にかけての棟があるんですが、それぞれ調査した結果、そこまでまだいってないということで、この棟について屋根防水の塗装を実施すると。

特に計画はなかったんですが、建物そのものについてはもう少しもつということがありますので、取り壊しと、それから維持補修した後の維持保全期間との比較をしまして、今回は320万円なんですけど修繕をして、屋根だけ防水塗装をして、もう少し建物そのものは、貸せるような状態にしたいということで考えておるものでございます。

それから与謝野町全体の公営住宅の考え方なんですけど、平成10年初頭に国の方では、昭和40年代に建築された公営住宅が大変多くなって、平成10年以降、どんどん建てかえが始まるようなことになるということがありましたので、公営住宅ストック総合活用計画という形で、それぞれの町にいわゆる建てかえ事業、あるいは建てかえ計画、あるいは改修、改善計画、あるいは維持保全計画、今後、平成10年時分から10年をめぐりにした、そういったそれぞれの町の公営住宅の活用計画を定めなさいということで、旧町域、それぞれ平成14年3月、あるいは15年12月、16年1月という形で、3町とも活用計画を建てております。

その中では10年程度の団地の整備方針を定めておりまして、例えば加悦町で言いますと昭和41年ぐらいに建てております正導寺団地という一定の団地があるわけですが、そこについては平成18年から22年度にかけて、一定空き家があったら取り壊し、あるいはもう少し先にいきますと空き家にならずとも、いったん移転をしていただいて改築をする。そのときには温江地区にあります尾の上団地と総合的に含めて移転と改修と建設を計画するというあたりで計画を持っておられます。

それから野田川地域でもそういった形で、三河内地域の小谷団地、あるいは矢倉団地が、昭和35年、昭和29年の築なんで、その辺について大藪団地の30年代後半、40年代初めの建物等を含めて、改修計画を平成21年、22年ぐらいからやりたいという、計画としては持っております。

ところが合併をいたしましたので、本来でいいますと与謝野町の、これは改修、改善計画、当面10年のということになりますが、本来的に言いますと公営住宅の、基本的にもっと整備計画が要るんだろうと思っております、それについては多分上位計画、そこからということになりますので、与謝野町の総合計画を定めた後に、住宅についても基本的な整備計画を定めるのがいいんじゃないかというふうに考えております。

それにつきましては、それぞれ旧町で公営住宅のストックについての活用計画を基本にしながら、今度は3町域が一体になったわけですから、3町域全体を見渡した形での公営住宅の整備計画というのを、新たに立てるべきだろうというふうに考えますので、旧町域の活用計画を基本にしながら総合計画を待ち、与謝野町の住宅の基本となる整備計画を立てていきたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 野田川の残っている住宅も建てかえ予定で、非常に古い住宅が多いですし、お聞きしますと加悦も多いということで、非常に難しいのが建てかえる計画と修繕していく計画といいますが、そこら辺をどう組み合わせるかということが非常に難しく、むだのないようにやっぱりそこでやらないと、先ほどの話と同じようなことになっていくと。修繕してすぐにつぶすという形が生まれてくるんだろうというふうに思っています。その辺で、計画的にぜひお願いしたいと思うんですが、今の話を聞いていて再度お聞きしたいのが、総合計画をつくってからというふうに言われるのでお聞きするんですけど、基本的に住宅について総合計画の中で、今ある住宅の戸数を減らすという可能性があるのかないのか、その辺を、まずお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 旧町域ではそれぞれ、今、与謝野町域では21団地、351戸を管理しとることになりますが、それぞれの町の中でそれぞれの団地数、あるいは管理戸数を持って管理しておられました。そのことが適正な規模なんかどうかはわかりませんが、そのことはいったん与謝野町として合併するならば、21団地、351戸が適正な規模なのかどうか検討しているかならんということがあると思います。

それともう1点、総合計画を上位計画にしてがらというのは、全体的にまちづくりの中で住宅団地を今のまま、旧町にある団地を単に建てかえるだけでいいのか。どういう整備計画を持つのがいいのかというあたりも含めた中で、まちづくりの中で住宅の管理計画、整備計画を持った方がいいんだろうというふうな思いから、総合計画を待ちながらということをご提案させていただきたくてという事です。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 再度述べますが、修繕も加悦町でも計画に基づいてやっておられたというふうにお聞きしますし、野田川でもそのようにしています。新しい建てかえというふうな状況の中で、

その修繕計画に基づいて計画的に一方では修繕しないと、住んでおられる方の人権も守れないという問題もあるということで難しいわけですが、十分予算の効率的な形で進められるように、取り組んでいただきたいということを指摘して質問を終わります。

議長（糸井満雄） ここでちょっと休憩をとります。今10分でございますので、25分まで休憩をいたします。

それでは休憩いたします。

（休憩 午後5時09分）

（再開 午後5時25分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。引き続き質疑を行います。

赤松議員。

10番（赤松孝一） それでは一般会計の第2号補正予算の中から質問をいたします。

まず最初に、24ページの民生費の空間福祉事業の交付金1,500万円、それから26ページの同じく高齢者の福祉施設整備事業の1,800万円、この補助金の交付団体並びに事業内容につきまして質問をいたします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

24ページの与謝野町地域福祉空間整備事業交付金1,500万円につきましては、9月3日の全員協議会でご説明を申し上げましたように、こういった福祉施設の整備を図るのに当たりましては民設民営を基本にいただきまして、それに国の交付金が事業認定を受けたものについては、それも受けていただき、また、それで不足すると思われる部分もございますので町単独で上乘せをして、それらの整備を図っていこうという考え方でございます。

それでこの1,500万円につきましては町単独分ということでございまして、小規模多機能型介護拠点整備ということで、補助金を交付してまいりたいというように考えております。

それでこの関係につきましては与謝郡福社会の方で、こういった非常に待機者が多い中で、法人としてもこの事業に取り組んでいこうということで、いろいろと町と調整をする段階におきまして、民設民営で取り組んでいこうということになりましたので、それに交付をさせていただくというものでございます。

それから26ページの高齢者福祉施設整備事業の補助金1,800万円につきましては、国の交付金を受け入れまして、それを交付をしていくというものでございます。施設整備分が1,500万円、それから設備備品類が300万円ということで国の内示を受けておりますものにつきまして、交付をしていこうということでございます。

小規模多機能居宅施設整備につきましては、以前にも説明をしておりますけれども通い、デイサービス、それから泊まり、ショートステイ、それから訪問介護ということでホームヘルプ、こういったものを組み合わせて事業を行っていこうというものでございます。

施設の登録定員につきましては25名以下ということでございますし、通いの定員につきましてもおおむね15名以下、また、泊まりの定員につきましてもおおむね9名以下。こういったものが小規模多機能居宅介護施設というものでございます。現在考えておりますのは、与謝郡福祉

会に、この施設整備に補助をやっていきたいというように考えております。

ただ、今まだ場所が決定していないという状況にあります。ただ、こういった予算計上もなしに、それをどんどん進めていくということも1つ問題点があるかと思っております。場所がまだ決定はしてありませんが、予算計上をさせていただいたというものでございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 今質問しました件ですが、場所が決定していないというようなことで、じゃあこれが補正を組まれたわけですから、やはり緊急を要するといえますか。ところが場所は決まっていなくて、じゃあ工期は、これはいつの完成予定をされているのか。

いわゆる普通は、この場所に、このようなものを建設すると、内容はこうですと。それに対して国からの交付金、町単独の補助金というふうなのが普通提案の、補正を組まれる以上は、当然そういったものがあるかと思うんですが、場所も決まっていなくて、したがって、場所が決まっていなくて、建物だって建つかわかりません。どうもこの提案の仕方がおかしいと思うんですが、この点についてどのような見解だから場所がわからないものに補助金対象になるのか。そして工期は、じゃあいつなのか。その点につきまして、見通しをお願いいたします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

国の交付金並びに町の交付金につきましても、小規模多機能型介護施設ということでございまして、それで国の交付金はその年度中に完了するということが基本になります。ただ、場合によっては繰越明許も認められるということはお聞きをしておりますが、その繰越明許も例えば豪雪であったとか、そういうような条件でないと、なかなか認めてもらえないというように聞いております。ただ、この分につきましては、これから国の方と協議をしていく考えでございます。基本的には、3月末には完了というのが基本になってまいります。したがって、この交付金を受けていただくということになりますと、原則としては3月末完了というものについて交付をしていくということが、基本になってくるということでございます。

したがって、場所が決まっていなくて、これから先3月末までに完成させるということについては、厳しいなという思いを持っておるのも事実でございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 国からの交付金をいただきたいがために、場所も決まっていなくて補正を組まれて提案されるということは、私はちょっと問題があるなと。やはり場所はどこでもいいんですけども、例えばどこでも空間とか言われてますけども、やはりこれは事業内容がわからないものに対して、補助だけ先走りするということなどは、いささか私の考え方としては納得がいかない。

また、今のお話を聞いていますと、3月末に完成する見通しは非常に少ないと。繰越明許も許される部分はあるが、それは先ほどおっしゃったように自然の雪とか大雨とか、そういったものにやはりなるようでございますし、なぜこのような場所がわからないなんていうのが、与謝郡福祉ともあろう団体が、本当に場所もわかっていないのに、このようなことを町にお願いするのでしょうか。

私はどうも理事長も知ってますけども、個人的にも話してますけども、場所なんかははっきり言

ってわかっているん違うんですか。最初の場所はだめだったようですが、なぜこれ場所がわからないなんていうことを言われるのか。私はむしろ反対に何があるんだろうと。巷間では場所をほとんどの方が知っておられるわけですから、なぜその場所が発表できないんだということが、私は不思議でならないんですけども、どのようなことがその後ろにあるのか。あのような立派な公の団体が場所も決まらずに、こんなことを果たして本当に町に無理言われるのでしょうか。お願いします。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、公設民営で考えておりました与謝地区内の土地につきましては、民設民営ということに法人の方で考え方を改めていただいたときに、あまりにも法面が非常に高いものがあると。法面に擁壁を積んでというような工事になりますと、非常に造成工事にお金がかかると。これについては法人としては少し無理があるということで、また与謝の区長さんの方の紹介もございまして、旧国道の方にその場所を可能性があるということで、その検討をされてまいりました。

ところが地元の方々の意向として、横に町道があるわけですが、3・4メートルの幅員だそうです。それを拡幅してもらおうのが、もう条件だということになったようでございます。したがって区長さんの方から、可能性があるだろうかというお話があったわけですが、そこをこの施設整備のための条件として、そこを拡幅改良していくことについては非常に無理があるということのお話をさせていただく中で、区長さんのお話では、その道路拡幅改良が絶対の条件だということのようですから、そうなりますと、その部分を町が道路改良をしていくということが、なかなか困難というようなこともございまして、それが1つのネックになって、まだそこが確定してないという状況でございます。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） ということは、今の最初のところは法が高い、近所のいろんな批判もあったということですけども。次の場所へ行ったら、今度は3・4メートルの道路を拡幅してほしいと、これが絶対的条件であると。それは町の方としては無理だとなると、場所はないわけですね、現実。決まってないのだし、場所がないということになりますわね。

次の候補地があるんならわかりますよ。今のお話を聞いたら、場所がないということですよ。場所がないのに、この補助金つけると。おかしいと思われませんか、これだけ。条件次第では今の場所が可能なんならわかるんですけども、今のお話でしたら、絶対的にそれは無理な条件だと。ところが地元の方は、それを絶対的条件と言ったら。したがって場所がないと。場所がないのに来年の3月末に建つはずがないですよ。こんな無理を承知で提案されるということはなぜなんです、これ意味がわかりません。おかしい話ですよ、こんなことは。町長はどう思われますか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先日、福祉のそうした地域福祉空間の補助要綱をつくったわけです。その中で当初のお話では与謝郡福祉会との話、与謝郡福祉会だけではなしにほかの福祉会、あるいはその他のNPO法人も、そういう方向で補助金のそういう要綱があれば、何とか取り組みたいというお話を聞かせていただきました。



とりわけ与謝郡福祉会では、できれば土地も自分たちで求めてやっていきたいと。当初、公設民営という話が出ておりました。こうした施設についてはなかなか、与謝郡福祉会は割合でき上がったときから、行政が応援をしてやってきましたので、財政的にはどこも厳しいとは言いながら、まだいろいろと事業を展開していくには、十分まだ体力のあるところですが、福祉関連のNPO等については、なかなか一からすべて自分たちでやっていくというのは難しいという思いの中で、町としては何とかそうした土地、あるいは建物についての応援ができないかということで、いろいろないきさつがあって現在に至っているわけですが、民設民営の中でいろいろとした場所が決まってないからどうということもあります。確かに今の段階では厳しい状況かも知れませんが、そうした要綱をつかった中で町の姿勢として、そういう申し出のあるところについては、できるだけ与謝郡福祉会であれ、ほかの法人であれ、そういうものに対応していけるための金額の確保という意味で、1つはこれ上げさせていただいております。

先ほど来出てますように、建てる土地がないじゃないかということですが、与謝郡福祉会の申し入れの中では、理事長さんのお話の中では、与謝でいろんなことを展開していきたいというところでとまっておりますし、それが見込みができなかったどうだということについては、与謝郡福祉会の中で、一定の整理がされているのではないかなというふうに思いますが、そのことについては福祉課は直接の担当ですから、そういうあれがありますけれども、もうできませんとも、やりますともいうお答えについては、まだ返ってきてない状況でございます。

ですから、1つの先ほどの医師の派遣でもそうでしたけれども、じゃあどういう医師が、1つの施策の中での財源確保という意味で、今回こういう形で提案をさせていただいてるということでございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） そしたらもう一度念を押しますけれども、町長に。

じゃあ今与謝地域で展開するというのが、まず第一条件なわけですか。それともう1点は、本当に今この第1候補、第2候補以外には、ほかの候補地は全くないわけですか、それとも多少でもあるんですか。全くないんでしたら、もうこれちょっと異常だと思うんですけども、その辺のところをはっきりとおっしゃってくださいな。どうもあやふやでわかりませんので。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 全くないかということにつきましても、民設民営での中での補助要綱でございます。ですから民である与謝郡福祉会が今どういう状況で、これが無理だという判断をされておられるのか。また、それにかわる新しい場所を探そうとされているのか。一番初めはかわりは、町がかかわってきたわけですから、そのかわってきた場所については、町としては責任がいろいろとあるというふうに思いますし、その間に立っての交渉については、区との交渉についても町が当然入ってお手伝いするという形をしておりますけれども、その後のことについては実際どうなのかということについては、町としては今のところ計りかねているという状況でございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 民がすることだからわからないなんて町長はおっしゃいますけども、町から単費で1,500万円、国の交付金とはいえ1,800万円、3,300万円の予算を執行するのに、民がすることだから、場所があるのかなのか私は知りませんなんて、そんな答弁がありますか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっとその辺の考えが少しずれ違っているというふうに思うんですけれども、決して民がするから関係はないとは言っておりません。先ほど言っておりますように、当然一番初めに区から、同じそういうものをつくれるんなら、ぜひ与謝につくってほしいという区長さんの思いがあって、区長さんがいろんな土地を探されて、いろいろとご提案いただいた中で、一番初めの場所について提案があったんですけれども、その中でいろいろと地元との、与謝郡福社会も間に入られたでしようし、町も間に入っているいろいろとしてきましたけども、なかなか難しい状況の中で、また違う場所を今度は町が提案したのではなく、与謝郡福社会の方でそういう情報を得られて、探す今状況になっているということでございますので、全く町は知りませんということではない。与謝郡福社会で、自分たちのそうしたものを建てていきたいという思いについて、町としては応援をしたいという意味で、この予算を上げさせていただいてということですから、全く町は知りませんという、そういうものではないというふうにご理解いただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

1 0 番（赤松孝一） ちょっとやりとりが絡み合わんのですけども、私の認識が悪いのかもわかりませんが、もしも、そうしたら町でもう一度尋ねますけど、今町長が知っておられる情報では何も土地はないわけですか。例えば候補地はあるけど、私は知りませんとか、全くないのですか。それとも町長として、知らないなら知らないで結構ですよ。もし知っておられるんなら、いや、ここの町道の横は3.4メートルは無理だけれども、もう1カ所、今交渉されているようだとか、与謝の地域内で、そういう情報は何も無いわけですか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） ですから先ほど来申し上げておりますように、一番初めにそういう区長さんとの話の中で、じゃあここならいけるだろうということで、区も町も一緒になって提案させていただいた中身については、非常に難しい状況が起こったということで、また違った場所を見つけ、そしてそれについて検討されてるというところまでしか私は知りません。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

1 0 番（赤松孝一） そしたら私は別に何もこれを反対しようとか何とかいうんじゃないですよ。実際に3,300万円も出す事業の場所がわからない、来年の3月末には普通完成すべきものが、完成できないことがわかっていないがらされるということに対して、甘くないかということをお私に言っとるわけです。

だから自分自身も理解がしたいために、この事業を理解をしたいために何度も質問しているわけであって、ただ、私は少なくともきょう補正を組まれる以上は、やはりある程度、町長自身も、そういう与謝郡福社会のことだからでなしに、もっともっと密接に議論されて、じゃあ今の町道の横はだめでもこの辺があるだろうとか、それをある程度もっとニュースソースを持ってもらっておかないと、知りませんだけでは、私はちょっと申しわけないなと、この予算を上げられるについてはお粗末だなと私は思います。

もうこれは議論がかみ合いませんので結構ですけど、ただ、私は意見を言うならば、場所もないものを予算を上げることは、私は基本的におかしいと思ってます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） それ成り立つかどうかについては、やはり与謝郡福祉会が今思っておられるところについて、やはり交渉していきなり何なりをして、3月31日までにある程度の進みができたらそれでいけるわけでございますので、非常に難しいという、これは町の補助要綱ですから、国の方を生かしていこうと思えば、それまでということはあるかも知れませんが、工事が着工できるようなところまでいきなり、あるいは着工に入ることができればいけるわけでございますので、時間との競争になるかというふうに思いますけれども、全く与謝郡福祉会からここはあきらめた、ここもあきらめた。次、探してくださいというような、そういう情報については、今の段階では、私のところには入ってきてないので、それについておっしゃるように、できれば町も応援したいという思いはずっとあるわけですから、なるべくいい方向に進むように町も頑張っていて一緒に土地を確保するための努力も、それは当然していくべきだというふうに思っておりますし、そのことについてはそういうスタンスで、今回のこれを上げさせていただいたということでございます。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 町長が今おっしゃるように、何とかかなりそうな話があるんだったらいいですよ。先ほどからの課長や町長のお話を聞いていますと、私はお二人からしか入ってこないわけですから。ただ、ちまたのうわさではあそこだろうということで聞いてましても、実際に正式には、だれからも聞いてないわけですね。だからそうやって聞かしてもらおうと、今の候補地は全部だめなわけでしょう。今の3.4メートルの道路幅も絶対的条件だと、それは無理だと課長はおっしゃいましたし、じゃああらへんということでしょう、現実に、空だということです。それをなおかつ提案されることに対して、私はどうも納得いかんのですが、まあまあこれはよろしいですね。

次、お願いします。保健センターを今度改修されますね。これもまた当然地元の要望としまして、特に今度作業される場合に荷物の積み下ろしもあって、隣のあれは町道じゃなしに里道だと思んですけども、里道の幅並びに舗装等が条件になっているわけですね、それについてはどのような、地元に対する正式なご返答をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

住民説明会を開かせていただきまして、一定のご理解をいただくということであったわけですが、非常にその説明が遅いということでお叱りを受けたということでございます。

ただその後、いろいろとご理解をいただいております中で、厨房のところに車をつけて、そこへ食材を搬入する、できた弁当をそこから搬出をするということで、それが現在では農道という位置づけでございます。

ただ、農道でありまして昭和51年に用地買収を行いまして、そこを広げたという経過が過去でございます。それでも幅員が2.7メートルということで、かつ蛇行をしております、特に冬場なんかは今でも危険だということでございます。それにあわせて、そこで荷物の積み下ろしをするということになりますと、上の人家が4戸ございます。その4戸の方々が車で移動ができないというようなことがございまして、何とかそのところを既に区長さんの方からは、町道認定をしていただいて周回道路を整備してほしいという要望が、ずっと以前から出ておるわけで

ございます。したがって、そういった状況の中にあつて、この保健センターを改修する事業の中で福祉課が管轄して、その道路整備も図っていくということで現在考えております。したがって、今回はその用地測量費を100万円計上させていただくということでございます。

必ずしも沿線をすべて用地買収をして広げることまでしなくても、側溝の水路に溝ふたをかけるとかということでも拡幅ができるというように考えておまして、それらについては今後、地元区長さんとも協議をさせていただいて整備を図っていきたくと。所管としては福祉課の所管ということで、整備を図っていきたくというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） ただいまの保健センター、今度はグループホームの基地になるわけですが、その周辺というのは西側隣の道路につきましては、今度は福祉課の範囲で改修していただくようでございますが、たまたまそういうことになってますけども、けさほど町道認定の話もございましたが、あの道路はぐるっと回れます。なおかつ少し幅をもたせれば、十分町道認定の対象になります。既に現在4戸のお家が建ってます。もう1戸、うわさでは建築されるように聞いていますので、でき得るならばただ単の場合当たりの、その場しのぎの溝にふたをするような道路ではなしに、近隣の方々もそういうことならば用地は提供してやろうというふうもおっしゃってる方もございますので、福祉課のみならず建設課の方からも出向いていただいております。十分調査していただきまして将来に禍根のないような、立派とは申しませんが、利用のしやすい道路建設をお願いしたいというふうに思っています。

それから先ほど来何度も質問しました、与謝で行われようとしてます小規模多機能センターにつきましては、くれぐれも一日も早く用地を決定されまして、事業の推進ができますことを心より念じています。

以上です。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

多田議員。

12番（多田正成） 商工観光課長にお尋ねをいたします。

34ページの織物振興対策事業についてでありまして、産建でも若干お聞きはしたんですけども、今回、織物対策費として大変いろいろと出してはいただいておりますけれども、丹後ファッションウィークに負担金ということで、40万円以前に補正をされて100万円を当町が持つということでもありますけれども、このファッションウィークについては考え方によっては、京丹後市が1,140万円つぎ込んで、丹工が200万円つぎ込んで、このファッションウィークをされるということでもありますけれども、考え方によっては、よその資金でうまく情報発信がしていただけるなという考え方になるんですが、私はこれでは与謝野町として、織物振興に対する主体性があまりにも弱いのではないかなというふうに思っております。皆様もご存じのように織物業界は大変厳しいですし、本当に今さら手をかけて、どうかなというふうに思われるかもわかりませんが、やはり地場産業でもありますし、また、昨年的一般質問でも織物振興について聞かせていただきましたし、ファッションウィークのことも触れさせていただきました。

町長はもちろん織物は、まだこの当町にとって経済のかなめであるから、今後十分考えていき

たいというふうに答弁をいただいております。これにつきまして、このファッションウィークが、今年度は東京であるということをお聞きしておりますけれども、私はこのファッションウィークに対する織物業界の今後のポイントがある。衰退していく中でできる気のある方のポイントがここにあるだろうというふうに思っております、単なる割り勘をはらって参加しているということではなしに、この協議に入られたときに与謝野町がどこまで参加の意識を出して発言をしていただいとるのか、ちょっとその辺をお尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えをさせていただきます。

このファッションウィークにつきましては昨年、18年度からの事業でございます、18年度につきましては与謝野町として負担金は全く出しておりません。引き続きの継続事業ということで、2年目を迎えます、当初予算としましては40万円、補正をさせていただき100万円ということになったわけですが、中身的なものを申し上げますと、組織で申し上げますと、やはり京丹後市、そして与謝野町、宮津、それから伊根も、一応組織だてとしては編成しております。加えまして丹後織物工業組合も一緒になりまして、織物の振興を図っていくという事業でございます、一昨年からの目標は同じでございます。

そういった中で予算的には今言われましたとおり、与謝野町としましては60万円と40万円ということで100万円ということですが、確かに京丹後市は450万円を690万円補正をかけまして、大きな額を認めていただかれたということでございますし、丹工はそれなりの基金で予算を確保されたということで、当初710万円の予算を1,440万円というような大きな額で事業を展開するというところでございます。

この背景の中には、事業内容によってこういう形が生まれたわけですが、従来どおり町の中でファッションウィーク、要するに一定の期間を織物の振興で町の中で賑わいをというような形での計画だったんですが、やはりそうではなくて、デザインも含めたいろんな形で産地とそれから消費者、とりわけ首都圏、今はそういうところにターゲットを絞らせて、キャッチボールをする必要があるということで、予算編成が大きく変わったということでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、今、多田議員が言われましたように東京でファッションショーなり、それから丹後の織物のPRをしていくということが柱になっておりますが、そのほか東京の文化大学、デザイン学校、それからあわせて京阪神の野田川の商工会とコラボをされておりましてマロニエだとか、そういうデザイン学校3校とのコラボによりまして、それを東京で大々的に発表していくということでございまして、素材についていろいろと、そういう専門的なデザインを目標とする子供たちに、絹のよさを知っていただくということも1つの柱となっておりますし、それからさらには今回は外への発信の中で、デザイン学校とのコラボの中では単なる生地提供で、生地だけの魅力を発信するのではなくて、実際に丹後で物をつくっておられる企業と学校との情報交換、いわゆる生のキャッチボールをしていただいて、今後デザインを目指す子供たちと産地とが連携を結んでいく。単なる素材を見せるだけではなくて、実際に教壇に立って、その子供たちにいろんな絹織物に関する情報を提供する。

絹織物の中でも例えば広幅もありますし、それからとりちりもあれば正絹がございまして、その産地の京丹後市と与謝野町の企業家が一緒になって大学に足を運び、実際その内容をきちっ

とレクチャーするというところまでの取り組みということを大きな3本柱としてやっていく。とりわけ予算が拡大しましたのは、やはり情報発信というところで、東京でそういう一定期間中、ファッションショーなり展示会をするということに、かなり経費が費やされるわけですが、それでもそれぐらいやっていかないとだめだというようなことで、首長さん方の思い、丹工の理事さんの思いが一つになって、今回の展開となったわけでございます。

ちなみに宮津市と伊根町さんにつきましては、負担はゼロということですが、一丸となってやっていこうという取り組みが今回なされたことによりまして、補正を上げさせていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 今課長の要するに今回の計画を聞かせていただきましたけれども、この計画だけを聞かせていただいておりますと、要するに京丹後市さんがたくさん銭を出されて、それにうまく便乗させてもらって、非常に当町としては効率のいい乗り方だなというふうに、一見そういうふうに見えるんですが、私は当町の織物自体を振興させていこうと思えば、要するに課長みずからこのことについて丹工に投げかけるとか、商工会に投げかけるとかしてもらって、本来は丹工がこれは丹後全体の織物振興ということで、丹工が本来は取り組むべきだと私も思っております。

だけでも京丹後市は市長さんのアイデアによって、こういうことをリードされと思うんですよ。ですから私の言うのは、与謝野町は3町が一緒になりましたんで、服地、広幅、岩滝は広幅、それから小物もありますし、それから加悦谷は要するに着物ということでありますし、現に商工会の方もマロニエと取り組んで青年部がやっておるようなこと。そういうことを、どうこの当町で生かしていくかということをもっと真剣に考えていただいた中での振興であれば、私もああ、よう頑張っと思っておくれるというふうに見えるんですが、確かに賢い乗り方だと思うんです。

それは発信についてはなんですが、みずからこの当町で、織物をもっとどういうふうにしていくんだと。若い者のやる気のある企業をどうしていくんだということをも、もう少し考えた事業にしていきたいなというふうに思っています。今年度のこの事業が、私は決して悪いということではありません。この事業をしっかり見ていくと、本当に今後の織物業界は、こういうふうに変わっていくかと、この仕組みをしないと発展しないだろうなということにあるんですが。

私がいつも言うところなんですが、全部行政のやられることはイベントに見えてしまう、イベントで終わってしまう。イベントではなしに、この産業の振興になっていかんとあかん、地場産業の業者が振興していかないかんわけですから、イベントで終わってしまうような気がしとります、イベントでされるんだしたら100万円でもいいと思うんですが、本当に振興していこうと思えば、こんな100万円がこの当町の織物業界が振興したりしませんし、ほかにもいっぱいしてもらってますので、それは今はちょっと言い過ぎですけども、それも踏まえながら言っておりますが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

この間もちょっと宮津の市長さんとお話することがあって、観光と織物のリンクという話をしとったんですけど、ぜひともそういう仕組みができればいいなというふうに思われて、課長、その辺は当町の織物振興に対してどういうふうにしてもらえるか、もう1点お尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 今回の事業につきまして、金額面的に言いますとそういうとらえ方をして、思いが薄いんじゃないかととらえるかもわかりませんが、京丹後市さんには非常に失礼な言い方になりますけれども、私どもも入りまして、また地元の業界の方も巻き込んで取り組みをしていこうというふうに提案をさせていただきましたのは、私どもの方から提案をさせていただきました。

先ほどのイベントという形になりますが、最終的にはイベントという形が濃いかわかりませんが、そのプロセスの中にはやはり金額は100万円しか出してませんが、思いとしては町長の方からいろいろとアドバイスを受けまして、やはり地元の業界の方と、例えばデザイナーの卵とが、いかに意見を交換して未来につなげる形がないと、単なる着物ショー、着物まつりだけでは、もうだめだと。やはり内輪で理解し合うことも大切ですが、外に発信することの方が大切だということで、もちろんそれは丹工も、それから京丹後市の方も理解をさせていただいて取り組むということになりましたので、細かいことは申し上げておりませんが、決しておしりから引っついていってような状況ではないというふうに認識をしておりますので、この事業がどんどんどんどん広がっていくこと。やはり町長が言われますように、業界とそういう消費者、それとデザイナーがいかにコラボをすることによって、今後の未来が見えてくる。

要するに地元業者の方も、失礼ですが社長さんといいますか、年齢の大きい方ではなくて、次の世代を担っていく方々を選抜いたしまして、学校の方にも行っていただいて、みずからのものよさをPRしていただいたこともありますし、それからそれに対します意見、報告書もきちっとつくり上げて、それを参加してない方々にお配りするような方向も、私ども方から提案をさせていただいておりますので、結果が見えませんが状況でありますけれども、必ずこの取り組みは、将来的につながる大きな事業であるというふうに認識をしております。

それから今後、今回の議会の中でも話がございましたように、織物振興については本当に大変な状況にありますけれども、そういうように与謝野町だけでできない部分は京丹後市、丹工との連携の中で、やはり活性化をしていかなければならないというふうに思っていますので、それも重々考えておりますし。

それから織物と観光ということにつきましては、私も旧野田川の時代から、それはもう必ず必要だと、大きな柱だと思っていますし、近に観光振興ビジョン準備委員会の立ち上げをさせていただきます。その中には観光関連の方だけではなくて、織物関係の方も農業の方も一緒に入っていて、いろんな意見を出しながら20年にはビジョン策定の会になるというような流れで、今企画を進めておりますので、またそれも結果は出ておりませんが、そういうものを長い目で見ていただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

議長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 課長に努力していただいとすることは、私たちの毎日の生活の中で見えておりますので、若干言い過ぎた面もあるかと思っておりますけれども、そういった形で最終的に我が町にどう外貨を稼ぐという仕組みをすることが、やはり業界の発展になるわけですから、そういう仕組みをどうつくり上げていくかということでもありますけれども、今の課長のお話で、発信からということでもありますので、これは我が町でそういうことができ、全国から多くの方がこの町に集ま

ってくるまでにするまでの段階で、このことに努力してもらっては大変結構だなというふうに思っておりますので、ぜひとも来年度、再来年、この事業に向かってそういう言葉を発信してもらって、この町によそから寄ってもらって、そういうことを見ていただけるようにしていこうと。

ただ、今では学校の力を借りたりということで、一番最初はなっただすけれども、それを業界のためのほんまもんこの町でしていくという設計を会議の中でどんどん話していただいて、やっていく必要があるのではないかなというふうに思います。

その辺は課長にお願いしときまして、次に48ページの江山文庫管理運営事業ということでお尋ねをいたします。

かなり補正が外されて、それから新しく負担金と補助、交付金ということでありますけれども、これで45万円ということでプラマイゼロということになっとうですけれども、補正についてはそうなおるんですが、この江山文庫は非常に当町にとってもすばらしいとこだなというふうに思ってますし、それこそ与謝野晶子さんと鉄幹だとか、重要な文化財もあるようですけれども、この町にも民間にもすばらしい財産、そういう美術品だとか書物だとか、そういう物を持つとられまして、それが眠ってるというと失礼ですけれども、そういうものがあるんですけれども、そういうものをもう少しお借りしてでも、江山文庫に新しい仕掛けができないかなというふうに思ってます、その辺のお考えはどうでしょう。

議 長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えをしたいと思います。

江山文庫は定期的いろんな展示会ですか、展示を行っております。今議員さんご指摘のとおり、与謝野町においてたくさんのそういう文化財、貴重な資料なんかもたくさんあります。学芸員も備えておりますので、今後いろんな企画展も必要かなというふうに思っております。

いろんな材料、メニューがたくさんありまして、今年度については事業展開の方はまだあれなんですけど、20年度以降、そういった貴重を文化財を活用した企画展もやりたいですし、平成23年に国民文化祭が京都府でございます。与謝野町としても何とか俳句を、今京都府の方に申し込みというんですか、手を挙げさせてもらっております。そういう点でも、そういう機運を盛り上げる上でも、そういった企画展も必要かというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 今お答えいただきまして、そういうことも計画したいというふうにお聞きしましたんで、ぜひしていただきたいなというふうに思います。そういう文化財をお借りして、1カ月ごととか3カ月ごととか、そういうふうにして変えていけば、仕組んでいけば、もっと交流と言うよりも入り込み客もふえてくると思いますので、ぜひああいうもの静かなところを活性化させるには、やっぱりそういう仕組みをつくっていくということが大切でありますので、ぜひともそういうことに、予算を使っていただきたいなというふうに思います。

当町のそういう財産というのは、民間のやつを借れてるんでしょうか、その辺も調べておられますでしょうか。

議 長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 民間でお持ちの方からお借りをしたというような、旧町時代も結構ありまし



て、新町でも旧野田川町、岩滝町から掛け軸やなんかをお借りして、展示をしたというようなこともあります。まだまだ眠っておる部分もありますし、ただ、これについてはちょっとほかには出たくないというふうな方も確かにあります。しかし、まだ眠っている文化財等もありますので、できるだけ展示の取り組みもしていきたいなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ありがとうございます。

工芸の村も活性化させるためには、ぜひともそういうことのアイディアを出して頑張っていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは2、3点質問させていただきます。

1つは、先ほど赤松議員の質問されました多目的の部分ですけど、公設民営から民設民営になって、もう町は関係ないんだというような発言もあったやに聞こえたんですけども、与謝でというのは公設民営ということで、こちらが町の方から提案があって、与謝郡福祉会に話しかけられた経過もあります。本当にあとは町としては関係なしで、与謝郡福祉会にすべてを任せるといって、あまりにも何か冷たい言葉のような気もしております。

例えば町道を広げなければいけないということであれば、町道を広げるのは、これは町の仕事ですね、町道を広げなければ理解がとれないということであれば、だからその辺のところ、町道の問題と福祉の問題と一緒にかみ合わせてやってしまうというのもおかしなことですし、それからやっぱり町の土地もあるんですね。その辺のところでもやっぱり折り合いを持ってやっていくというのも、1つの方法やないかなというふうに思うんですけども、そういう考え方というのは、やっぱり出てきませんか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどから何度も申し上げますけど、決して町は知りませんということではないということ、ぜひご理解いただきたいと思います。

これは町がやはり同じ1つの町の中でやっていくには、区がある程度離れたところで、地域の地域密着型でありますからやっぱり区で、それも割合に建物が連たんしているような中で、地域のお年寄りの方が通えるような場所をという中で、やはりそうしてくると加悦のところが場所を見つけるんがいいんじゃないかなというふうな考えの中から、その中で与謝の区長さんも、それならうちでというような思いもあっていろいろと探していただいた。

その前にも提案していただいたところがあったんですけども、区の土地でどうだとかいろいろあったんですけども、その中で1つ候補地として上げていただいたんが、先ほども言いましたように壁を上げなければならぬんじゃないかと。町の方の職員は安全性を考えたら、より安全ということでは、それでもいいかもわからないけども、町の技師の2人が見た中では何とかそれは別にしなくてもいけるというふうな判断もした上で、いろんな提案をさせていただいてきたということがございます。しかしなかなか地元で、具体的にどう動かれたかは、ちょっと私は承知しとらんですけれども、なかなか非常に難しいということで、また1つ新しい場所も考えら

れていると。

その町道でということについても、正直、私きょう初めて聞いた話でございます。その中身についてはいろんな交渉事ですので、与謝郡福社会の方たちもでしょうし、町もですし、やっぱりそこでまだ過程の段階の中での話ですし、それが条件でなかったらあかんという。多分、予算に上げさせてもらったときは、そんな動きになってなかったときでした。補正で上げさせていただくのに、もう前を向いてとりあえず進んでいく中で町も補助要綱をつくって、そしてできるだけやろうとされてる事業が前へ進むような、そんな思いで町は取り組んできたつもりですし、地元での理解がどれだけ得られてるんか、区との関係もあるでしょうし、与謝郡福社会の中での話もあるでしょうし。

ですから先ほど申し上げたんは、区からも直接ここがだめになったということも聞いたことがないですし、与謝郡福社会の中でどのようにまとめをされたのか、その辺のところもまだ聞いてない状況の中で、全くこれはできませんという判断は、私はつけかねたということですし、そういう方向で進めてきてるということでございます。

理事長さんからもそんな話は全然お聞きもしてませんし、今後についてはできるだけ与謝郡福社会が設置をされていくというのは、やっぱり与謝郡福社会の思いというのも大事でしょうし、当然その財布の中身もいろいろとかかわってくることでしょうし、別に土地については、ここがだめだから次こっち、ここがだめだからこっちというようなやり方は、非常にそれはいろんなことをやるについてもなかなか難しいことだというふうに思いますので、この議会が済めばといいますか、この期間中でもいいですけども、一度やっぱり与謝郡福社会にも区も集まってもらって、どういうお考えなのか、町の思いと両方、ゆっくり話させていただきたいなというふうに思ってます。

担当課としては、いろんな情報を収集する中で、地域の方からもいろいろと聞いてしてることはあるかと思えますけれども、まだその結論めいた話までは、今の段階ではなっていないので、私の方からは、そういうコメントしかできないということもご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

この件についてはちょっと休憩をとりながら、またゆっくりと協議する場所が必要じゃないかというふうに思います。

というのは、今あっちはいかん、こっちはあかん、こっちはいかんと町長は言われましたけれども、1、2、今探しているところは3つ目なんです、3カ所目だというふうに、もう既に。だからそれがまたどこへ飛ぶかわからんという状態の中で、我々はこの予算を認めたいという思いがあるから、何とか先行きできないんでしょうかということをするということなんです。

だからこの議論は、これで置いておきたいと思えます。

あとはちょっとKTRの件でお尋ねいたします。

乗客が少ないわけですね。これで例えば東京へ行くときには町の出張、それから議員でもそうですけども汽車に乗って行くのが多いんだけど、京都に行くのは全部もう自動車で行ったりすることが多いんですが、陳情やとか出張についてそういう方向で、公費で行く場合には汽車で行くと、KTRを使うというようなことは考えられませんか。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 職員の京都出張につきましてはビジネス特急券を購入いたしまして、極力KTRに行っていただくようにと、ご協力をお願いしております。議員の皆様も、ご協力いただけるならばありがたいというふうに思っております。

ついでに申し上げずならば、野田川駅から本当は乗ってほしいんですけども、野田川駅の販売の手数料になりますので、そこで切符を買ってもらった方がいいんですけども、宮津から乗っていただきますと駅の横に駐車場がございます。それがリンクしとりまして、往復したら駐車料金はただになると。こういうことでございますので、ぜひともご協力をいただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 府庁への陳情なんかあって、バスあたりで行くんですけども、そういうときにもKTRを利用するというようなことも考えていただいたらいいんじゃないかなと。そうして1つでも赤字を少なくするというのも大事なことはないかなと思いますので、ちょっと申し上げております。

それからKTRの裏に自転車道がついて、踏み切りもできるわけですけども、以前にはあの踏み切りは、とてもやいなけど無理だという話でした。ところが今回、ああして自転車道から駅への踏み切りをつけてもらえるということになりました。

この間、駅の名前のことがありましたけれども、前には1億円とか2億円かかるという話でしたけれども、これについては今調べられてないん違うんかなと思うんです。この間もいろいろなところで、合併やいろんな中で駅名の変更をされるところがあります。だから私は駅名については、こだわるつもりはありませんけれども、加悦の方々は結構駅名のことを言われます。だからその辺を一遍調べていただけたらありがたいなということです。後で答弁を求めます。

それからもう1つは、KTRの裏のあの土地、今回、服部議員の方からありましたけれども、私は以前、KTRの売り上げ促進のために、あそこに高校の宿舎を建てたらどうですかということ、京都府にも申し上げたことがあります。一遍そのことも再度交渉をしていただいて、海洋高校、宮津高校、それから峰山高校、それから網野高校、そこらも今寄宿舍がありません、高校生の。加悦谷高校も当然ありません。だからそういう寄宿舍を設けて、広範囲の方がそこに泊まらせていただいて、KTRを利用してもらうというようなことも。あの土地はあります、十分、府の職員も大事ですけども、私は高校生の寄宿舍をつくっていただけたらありがたいかなというふうに思いますので、その点もう2つ、答弁をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 駅名を変えますので、かなりの多額のお金が必要ということにつきましては、これはかなり前の調査の結果でございます、億円とかいうものは、現在はどの程度かということについては、また再度詳細に調べたいというふうに思っております。

それから駅裏の高校生の寄宿舍の問題です。これは私には問題が大き過ぎまして、答弁するだけの資格はないだろうというふうに思っております。

議長（糸井満雄） いささかちょっと外れとるんですけど。太田町長。

町長（太田貴美） 旧野田川町長時代に、何度かそれも提案もし、申し上げましたけれども、非常に

職員住宅も難しいそういう状況の中で、府立のそうした学校の寄宿舍も非常に難しいという結論で、それ以後は申し上げておりません。

現実の問題として、民間のそうした下宿といえますか、そうしたところもまああふえてもきておりますし、そのことだけのためにということについてはもうあまり期待をせずに、あきらめた方がいいんじゃないかなというように私自身は判断します。それよりもっと違った使い方、有効な使い方を町民のために、あるいは今後の与謝野町の発展のために使っていくことの方が、いいんじゃないかというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） K T Rの利用促進と兼ねて考えておりますので、そういう発言をさせていただきました。

次に、32ページに造林事業があります。これも関連になって申しわけないと思うんですけども、これはもう19年度の事業として、緑資源機構と大きな契約を与謝野町はされました。緑資源機構は今年度をもって廃止されます。この間も町長は「つれづれ日記」に書いていただいております。その後、緑資源機構がなくなった後、結局、与謝野町との契約はどのような格好でなるのか。また今後の予定というか方向性ですね、その辺のところをもしあれだったら、よろしく説明をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 正直なところ職員の方といえますか所長あたりでも、今後どうなるかというのがはっきり見えてこないという、機構の方の所長もそういうふうにおっしゃってました。

今後は独立法人みたいな別の部門でいくのか、あるいは今ある中での造林部分だけを継続していくのかということについては、造林部門については今後もそうなくしていくという方向ではなしに、続けていくというふうなお答えでした。形はどのようなふうになるかは、今のところあまり明確ではないんですけども、そういうことでした。ほかのことについては都道府県に移行していただくか、いろんなそういう方向性が今探られているところがございますので、今の段階では、私の方からもきちっと申し上げることはできないんですけども、何度も言いますが造林部門については引き続き、大切な部門であるんで残していくということでした。

議 長（糸井満雄） この部分につきましては決算までに、農林課長、ちょっとしつりと調べておいてもらえますか。

議 長（糸井満雄） 浪江農林水産課。

農林課長（浪江 学） この件につきましては、先日、緑資源機構の職員さんなり所長も来ていただいて、造林協議会というのがございますので、地元の加悦を中心とした財産区の会長さんも交えて会議を持った中で、それなりの立場の機構の方からお聞きしておりましたのは、今町長が申し上げましたとおり、造林部分については引き継がれるということはもう明確におっしゃっておいりましたので、それがどのような形でありましようが、そんなに影響のあるものではないというふうに思っておりますので、もう少し細かな状況については、もう少し先になるようにおっしゃっておいりましたので、今議会中にはちょっと難しいだろうというふうに思っております。この問題についてはどちらにしても、町としても状況を見きわめていきたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 仕事の方は富山興業さんにやってもろとるわけですけど、やはり緑資源機構の方から金が出るとるわけですね。やっぱりあと続けて出してもらおうようなことにならんと、せっかく何十年先の森林をあてにしとって何もならんことになりますので、よろしく願いをいたします。

次に、40ページに消火栓の400万円ですかね、これは何本を移設されたのかということ。それからあわせて聞きますけれども、消火栓でやっぱり回らないというのが結構あるようですね。いざ火事がいったときに回らないとか、何で回らんのや思ったら塗装を上から吹きつけてしもって、塗装が固まって回らんようになってるとか。そういうのも点検の指示、いわゆる地元で組長さんあたりでも、近くにある消火栓の点検をしてもらおうというようなことは前にも申し上げたんですけども、いまだに徹底がされてないように思うんですけども、その辺は徹底されておられますか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） まず最初のご質問の消火栓の移設工事費、これは5基分でございます、緊急分ということで計上させていただいております。最近、1基当たりの単価が高くなりまして、これも80万円ほどになっておるんですけど、旧加悦町さんでは止水弁みたいなものはつけておられなかったんですけども、今後はもうそれをつけてしていくということで、その部分でも若干高くなっておりますし、いろんな要素があって、これはもうしっかりした見積もりでございますので、新設がなかなか進まないという状況でございます。

それから点検の件でございますが、これにつきましては自治会さんの方で、消火栓は点検をしていただくということで、昨年の全体の区長会でも既にお願いをしておりますので、そこから申しわけないんですけども、下への指示が行ってないのかなと。また今回、28日に区長会がございますので、再度お願いはしたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） よろしく願いをいたします。

42ページに山田小学校の修繕やらあります。これについてもちょっとあれですけども、この修繕がいつごろに終わるのかわかりませんが、今耐震の工事をやっていただいております。石川小学校でも耐震の工事があつとって、回覧板が回るとるわけですが、校長先生も「学校だより」でも、予定より遅れて2学期になりましたということで、ちょっと困っておられます。また、区でも今度の30日に運動会があります。

耐震工事は私も大変大切なんで、早いことやっていただいたらいいわけですけども、この間も委員会で言いましたら、京都の審査会が何かの遅れだということでしたが、私がちょっと聞きましたら、申請も遅かったん違うかというような話も聞きました。2学期中というのか、子供たちが2学期の体育授業をちゃんとできるのかどうか、ちょっと心配しております。

これの理由、何で夏休みからかかれずに、2学期にまるまる12月までかかってしまうのか。これは石川小学校の回覧ですけども、あとの三河内小学校、山田小学校はどういう状態なのか。それもあわせて答弁をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 井田議員さんのご質問にお答えします。

過日の文教の中では、私の方から先ほど議員さんがおっしゃいました、京都府の判定委員会、その診断があるというようなご答弁をさせていただいておりましたが、私の勘違いといえますか、記憶違いでございまして、その旧野田川町の石川小学校、山田小学校、三河内小学校の体育館の部分の耐震補強の工事をするわけですが、それにかかります実施設計につきましては昨年度、18年度にさしていただいております。野田川町の場合はもっと以前ですけど、合併までですけど、ほかの学校については18年度に耐震診断はすべて終わりました、そして実施設計は18年度にさしていただきました。その実施設計につきましても京都府の判定委員会にかけなければならないという回答をさせていただいたわけです。それについては先ほど申し上げましたように、私の勘違いであったということはおわびをしたいと思います。

それではなぜ実施設計の完成といえますか、それが遅れたのかと。そして補強工事にかかります入札等の手続が遅れたのかということにつきましては、担当の方にも確認をしておりましたが、1つには実施設計をしまして、実際に実施設計の成果品が上がってきました。それで18年度に当然、委託料については支払いが済まされておるわけですが、その後の状況を聞いておりますと、例えば石川小学校にしましても、体育館を補強工事をするということになってきますので、1つには、ご承知だと思いますけどバスケットゴールが体育館の中にございます。そのバスケットゴールの取りかえといえますか、それを外してまたつけかんならんということになるわけですが、そのバスケットゴールにつきましては、設置をしましたときのメーカーが倒産をしておったということとして、まずは新しく設置をするための、そのメーカー探しからしていかならんというような原因も1つにはあります。

それから照明の関係ですが、照明の関係につきましては石川小学校の場合は、オートリフターではないんですが、オートリフターをこの際考えていきたいなど。そういった耐震補強工事とあわせて、そういったことができないかなということも検討をさせていただいております。

それからもう1点は、これは旧野田川町のときにも、そういう耐震診断をしいく上でのご質問等があったと思いますが、積雪加重の問題です。それで成果品が上がってきました中に、耐震診断のときには積雪加重の計算等も含めて、実施設計をしていただくようにというような依頼をしておりましたが、設計が上がってきております中では、そういった積雪加重の計算等もできてなかったという、主にはそういった要因がありまして、再度業者の方に手直しをさせまして、いわゆる実施設計のやり直しをさしてもらいました。それによりまして、その成果品が上がってくるのがずれ込んだということでございます。

その成果品が上がってきましてから建設課の方の手を借りまして、業者発注するまでの積算等を得まして、それから入札に入るという手順になってまいりますので、いろいろな要因を申し上げましたが、そういったことが遅れたといえますか、日程がずれ込んだ要因の1つでございます。

9 番(井田義之) よその体育館も一緒。

教育次長(鈴木雅之) 石川小学校の例を今中心に申し上げましたが、あと体育館の関係につきましては、山田小学校と三河内小学校と予定をしておりますが、それらにつきましてもこの夏休みの期間には、この工事の着手ということにならずにできなくて、それで9月、今月から一応工事期間は定めておまして、山田小学校につきましては、若干、工事日数といえますか期間が早くなる計画でありますけど、石川なり三河内なりにつきましては、今の予定としまして工期的には12月

の半ば、山田小学校につきましては11月末をめどにさせていただけるだろうというところで、準備を進めております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） こういうものを区民の方へ回覧板を回されるときには、やっぱり日にちぐらい入れて回したっていただかないと、日にちも何も入ってないで、こんな回覧板が回ってきとるいうて、これも大分言われます。

それからちょっと教育長にお尋ねするんですけども、2学期まるまる体育館が使えないわけですね。この辺で授業に関係はないんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

体育館が使えんということは、教育活動に影響があるということでございます。しかし、それをどう補っていくかということにつきましては、幸い旧野田川地域の学校でございますので、野田川の体育館、それを利用して体育館で行われなければならないような場合については、そこで授業をしていくよう取り計らっております。そのために町のマイクロバスの使用もさせていただくこととなります。

いずれにしても、当然夏休みから入れば1カ月短縮ということは可能でございますので、私どもそれで取り組んできたわけですけど、先ほど次長が説明しましたような状況の中で、学校の方には迷惑をかけた、あるいはまた地域の方には迷惑をかける。また、何よりも子供たちに迷惑をかけた点につきましては、深くおわびを申し上げます。

以上です。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） これで終わりたいと思いますけれども、何か先ほど聞きました説明でも積雪加重がどうかというようなことについては、もうそれは当然のことですので、そのことで設計のし直しをしなければならなかったなんていうのは、一般的には通らないと。それよりもやっぱり夏休みからかかっておれば、地元の住民の方々、また学校関係者の方も、そんな文句をようけ言われなかったん違うかなというふうに思いますので、今後はやっぱりそういうことは慎重にやっていただきたいというふうに思います。

とりあえず9月30日には石川小学校で運動会がありますので、多くの皆さんからいろんなことが聞けるだろうというふうに思いますけれども、せいぜい行って聞いていただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） ほかに何人ほどありますか。

（「はい」の声あり）

議 長（糸井満雄） それでは、ここで休憩をいたします。

その後に冒頭で、今田議員もう1名で締め切らせていただきますけれども。そしたら2名でよろしいですか。あとはありませんね。2名で締め切らせてもらいますよ。

（「ちょっと議運を開きますので、お願いいたします」の声あり）

議 長（糸井満雄） それでは議運を開くということでございますので、議運の委員は集まってください。それでは7時まで休憩をいたします。

暫時休憩します。

(休憩 午後6時45分)

(再開 午後7時00分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会が開催されまして、その結果について申し上げておきたいと思います。

本日この後の取り扱いにつきまして、議会運営委員会で協議されました。

この後、一般会計補正予算(第2号)につきましては質疑を行いまして、その後、討論、採決を行います。

なお、特別会計については26日に行いたいと、こういう結論になりましたので、お知らせをしておきたいと思います。そういうふうな取り扱いをさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) それでは引き続き質疑をお受けいたします。

今田議員。

13番(今田博文) それでは補正予算につきまして、質問をさせていただきます。時間も迫っておりますので、手短かにやらせていただきたいというように思います。

小規模多機能の関係で先ほどから議論が進んでおるわけですが、その中で町長が、まだそんなことは何も聞いてないと、地域からも与謝郡福祉会から聞いてないということがあったんですが、本当にそうなんでしょうか。課長はそれなりに、もう少し深く聞いておられるんじゃないかなと、先ほどの答弁を聞いてそう思ったんですが、町長に報告は上げておられないんですか。

議長(糸井満雄) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) お答えをいたします。

細かい部分までは逐一、町長に報告はしておりません。ただ、今動きが地元与謝区、あるいは与謝郡福祉会の状況がこうだというあたりのことにつきましては、報告は入れております。

ただ、先ほども休憩時間にお話をしとったんですが、近いうちに与謝区としてもどうするかということも最終決定をされるようですし、それから与謝郡福祉会の方でも、そういったことを決定をされるというようなことになるんじゃないかというようなことは、お聞きをしておることでございます。

議長(糸井満雄) 今の課長の答弁で、それなりに地域の事情、あるいは与謝郡福祉会の考え方といいますか進め方も、ある一定掌握をしておるというふうなご答弁があったんですが、どの程度まで今の段階で課長は承知をしておられますか。

議長(糸井満雄) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) 先ほども申し上げましたとおり、もう近いうちに与謝区としてどうするかということはもう決定される。それから与謝郡福祉会の方も、どうするということを決められるというように聞いておりますので、今そういった段階において私が知り得る情報を、果たしてずらずらと述べていいものかどうかというようなこともございまして、先ほど赤松議員さんの質問に対しましても、あのような答弁をさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思っております。



議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） そもそもこの事業を進めるというのは、昨年から話があったわけですね。この場で私は2度も3度も申し上げたんですが、最初は公設民営だったんです。そうしてそれが途中から民設民営に変わったという経過があるんですね。

一番最初はその建設予定地についても行政が探してこられた、ここにどうですかということ踏まえて、与謝郡福祉会もその土地を見に行き、ああ、なるほどええんと違いますかいなということで、行政と福祉会、法人と、それから地権者、この三者がある一定の合意といいますか、まあまあ進めてもええんと違うのかなというふうなことになったんですね。仮にそのまま公設民営でいくなれば、そこでいけたかもわからん。

ところが途中から、大きくハンドルを切られたんですね。それはだれが切られたかと言いますと、行政が切られたんです。公設民営から民設民営になったんです。そしたら与謝郡福祉会さん、あんたここでやってくださいということで見に行ったらというよりも、わかっとったわけですが、向こう側の法部分を手当てをしなければだめだろうという話になりまして、その法の手当てをするには多額の金が要ると、とてもそんな負担はできないということになったんです。

そこから話が何かややこしくなってきました、これは元をただせば、行政がそっちに舵を切られたからこういうふうになったんです。前回にも申し上げましたけれども、その舵の切り方でもわかりません、私は、道を外れたような切り方をされたように思うんですね。

もう一度経過を言いますが、昨年11月、12月、このときに与謝郡福祉会で公設民営と決めたと、それは行政もOKされとったんです。ところが年を越して1月、2月になったときに民設民営でどうですか、法人もお金を一定出してくださいという話が出てきたんです。そこから話がややこしくなって、今は民設民営になりましたけれども、そういう経過があるんですね。

これが当初の予定どおり、計画どおり公設民営だったら、これまで話はややこしくなっていないというふうに思うんですね。その点いかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） ハンドルを切ったのは行政だということでしたけれども、与謝郡福祉会との話の中で、私も具体的に内容はどうかわかりませんが、会計処理上行政ではだめだということが出てきて、社会福祉法人がやはり自分の土地を持って、その土地の上にものを建てていくという、そういう方向になったんで、与謝郡福祉会の方から民設でやらせていただきたいという方向へ変わったというふうに私は聞いておりますし。

それからもう1つは、公設民営で非常に福祉のところにおいては、いろんな条件があったり難しいだろうから、公設民営というふうなことを考えておりましたけれども、それもやはりもう1つのNPOの部分についても議会でも否決をされましたし、それも1つの方法かなと。行政が建てるんじゃなしに、法人がみずからのあれでやられると。それに対して国や町の補助を、要綱をつくって支えていくという方向に変えるということになったんで、その辺のところは私自身、ちょっと具体的にはわからんので、もしわかっているんだったら課長の方から答えてもらいますけれども、どちらからこっちからという話ではなしに、与謝郡福祉会からも会計処理上、これではだめなんですということをお聞きしたということでございます。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

町の方から公設民営でやりますというようなことを、お約束をしたということにはなっていないと思うんです。まず1点そここのところを。確かにこういった事業展開、福祉の整備を図っていくと思いますと、公設民営で今後も与謝郡福祉会としてはお願いをしたいということを理事会で決められて、その旨、町の方に要望されたことはお聞きをしております。

ただ、その中で与謝郡福祉会にも一定の負担をお願いしようということで、公設の中に与謝郡福祉会の負担をとお願いをする中で、例えば寄附金であったり、分担金であったり、法人の会計からそういう名目を出すのはできないということですので、この際、民設民営で取り組んでいきたいんだということで決定がされたというようにお聞きをしております。

それからもう1つ、一番最初になるのかどうか分かりませんが、法面の高い土地につきましては、町といたしましては幾分法面側に残地といいますか、土地が残るということですから、あえて法面まで擁壁を積まなくても、そこで事業展開ができるのではないかなということで当初は考えておりました。ただ、常任委員会の中では、やはり擁壁をしっかり積んで安全対策をするべきだというようなご意見を伺っておいたのは事実でございます。

しかしながら、そういった中で民設民営で法人の方もやっていくんだという中であって、その擁壁を積み上げていくには造成工事が非常にかかるから、この場所についてはもう無理だということを決められて、次の土地を与謝の区長さんの方からご紹介があって、そこで取り組もうというようなことを検討されたというように聞いておりますけれども、そこについても横に走っております町道3.4メートルを拡幅するのが条件だというようなことになってまいりましたので、それが条件ということで町道整備を図るのはとても困難だということから、今の状況に至っておるということでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） 行政は公設民営でいくということは約束をしとらんという課長の答弁ですが、私は与謝郡福祉会にかかわってきました。2期目になるんですが、その中で理事会でもはっきりと、これは議事録を見ていただいたらいいわけですが、公設民営の提案がしてあるんですね、議事録、議案に。そんな提案するのに、なぜ行政が約束しとらんとか、そんなことになるんでしょうか。それは法人がそこをぴしっと確認してOKをとって、そして理事会に出されたらと、こういうように私は理解しているんですね。そこで理事会で議論をして、そしたら公設民営でいこうと。そして旧町単位でそれなりにつくっていったらどうだと。一番最初は旧加悦町でいったらどうだということで理事会で合意がとれて、それがスタートだったんです。提案の議案書の中にはっきり書いてあります、それは公設民営と。それはお互いに理解が、あるいは確認がとれとらんだったら、法人だってそこまで書きません。そこはそうして主張されるんですから、それはそれでいいでしょうが、私はそれはそんなふうにはとれませんね、どう見たって。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 今田議員さんがおっしゃるように、当初、我々も公設民営でと、法人の方でもそういう確認をされたというふうに思いますし、それを受けて町もそういうつもりで。できればほかの法人とは違って、与謝郡福祉会が一番初めの設立のところから行政がかかわってやってきましたので、いろいろとお聞きすると結構、次のために財政も積み立てをされてるようなことも、

財調もあるようにもお聞きしましたし、できれば法人の方にも一定の負担をお願いをしたいなというふうには、投げかけたこともあるやに担当の方からも聞きました。

しかし当初はそういう形でしたが、それは3月、議員が理事をしてられるんが3月末まででしたか、いったん。その後、新たに理事に選任されてというのは、いつでしたでしょうか。

1 3 番（今田博文） ですから連続でやっています。

町 長（太田貴美） その中で一定の方向が出てきたというのも、そんなに早い時期じゃなくて寄附金、あるいはそういう分担金を会計処理上そうして上げていくには、これは無理があるというようなことが出てきたのが、あれは7月ごろだったか、ちょっと私もあんまり。6月の終わりか7月、議会が済んだ後だったというふうに思いますけれども、そういう話も出てきて、そこからこう変わってきたということです。

それから先ほど来の1番目、2番目の土地の問題もですけれども、ちょっと先ほど担当の方で聞いてますと、9月7日のころにそういう話があって、ここ10日ほどの間に何かいろいろと変わってきてるということで、その間、福祉課ともすれ違いがあったりして、なかなか報告も聞いてなかったんで、知らないということは、これは何もうそをついてない、本当のことです。

ということで、決してこの地域福祉交付金については、与謝郡福祉会だけではなく、ほかのNPOの法人、あるいはほかの社会福祉法人も含めた中での予算ですので、これについては全部使い切るということは断言はできませんけれども、3月31日までに執行していきたいという思いと、執行できるそういう状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 今町長が言われたように、与謝郡福祉会はそれなりにお金があるから、少しでも出してもらえんかなと、ここが発端だったんです、ここからひっくり返ったんです。ここから公設民営から民設民営になったんです。いかにも与謝郡福祉会が民設民営にしてくれみたいな言葉を言われますけれども、そうではないんです。そうではなしに、それが発端で法人も断り切れなんだ。だからこういう形になったんですよ。だから私はこういう今土地のことで、町道拡幅とかいろんな建設予定地が二転三転してますが、大もとはそこにあると。公設民営から民設民営に変わったここに大もとがあると、こういうふうに1つは思っているんですね。

そこでこの間の全員協議会でもお尋ねをしたんですが、公設民営から民設民営に変わりました。今町長からもありましたように5月か6月ごろか、私は2月ごろに聞いたんですね、そのお金を出してくれという話は、行政からそういう話があるという話は2月ごろ聞いたんですが、それはそれとして、町長は今6月ごろからそういう形に変わっていったんだと。正式にそういう申し入れをしたんだということなんですが、安心どこでもプラン、こういうことについて公設民営から民設民営に変わったということで、8月16日でしたか、それなりの法人なりNPOなり集められて、新しい制度の説明を担当課、課長がされているんですね。町長みずから、そうですか。

それはいいんですよ。前回も言いましたけど6月20日の日付が入っているんですね、ここに新しい要綱の中に。これはこのときから変わったというふうにとったらいいのか、いやいや、これはたまたまそのあたりで日付を入れたんだというふうなことなのか、いつからこの制度を変えられたんでしょうか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） まず、前回の全員協議会、9月の3日の日に、この交付金関係の創設の説明をさせていただきます。そのときも今田議員の方から、この6月20日の日付に非常にこだわりをもっておられたということで、その説明の中で私も十分に承知をしていなかった部分が、あやふやな答弁になっておったというように思っております。

その後いろいろと日程等をもう一度日誌等で確認をしてみますと、この原案を作成して、民設民営で事業を進めるお手伝いをしていこうと、支援をしていこうということで、町長の方から福祉課の方に、そういった原案を考えるという指示がございまして、福祉課の方での原案作成が、この6月20日。それにつきましては、まちづくり本部会等々でも協議をするということから、あのようなまとめ方にしたわけでございます。

それでその後すぐに、まちづくり本部会が開かれたようなことを全協の中ではお話をしましたが、確認をしてみますと1カ月余り後の7月25日にまちづくり本部会を開いて、福祉課のこの原案について協議をお願いした。全協でも申し上げましたように、補助率を設定すべきではないかというようなご意見もあったのも、そのときでございます。しかしながら民設民営と言いながらも、備品類等もそろえてということになりますと、かなりの負担がかかってくるということから、やはり限度がこれということを出発をさせていただこうということで、そのように最終的に決めたものでございます。

そして8月9日の文教厚生常任委員会にも説明をいたしまして、8月16日の社会福祉法人の懇談会で説明をさせていただいて、9月3日の全員協議会になったということでございます。そういったことが、一連の流れでございます。

ただ、6月20日にこういった交付金をつくろうということをお考えしたのは、確かに与謝郡福祉会の場合は公設民営ということで今まで施設整備を図ってまいりましたけれども、NPO法人、それから医療法人、そういったところは全部民設民営で、施設整備を図っておられるということがございます。医療法人までその中には含んでないわけですが、NPO法人、社会福祉法人が今後そういった施設整備を図られるには、一定の補助金を交付して支援をしていこうということで、その町長の指示を受けまして、6月20日に原案を作成したというのが流れでございます。

ただ、先ほど与謝野町郡福祉会は、公設民営ということだったということなんですけど、できることなら民設民営でお願いしたいんだということは、町の方から申し上げました。その結果として理事会の方では、公設民営でお願いしていこうということを決められたんだというように思っております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

13番（今田博文） 今、交付金の創設についての課長の一連の流れを聞かせていただいたんですが、まちづくり本部会を開かれたり、それから法人を集めて説明会をされたり、全協でもありましたね、9月3日に。一連の流れはわかったんですが、いつから制度を変えられたんですかとお尋ねしたんです。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

制度を変えたということではございません。ただ、今後法人等が施設整備を図るに当たっては、

こういった交付金等を設けて民設民営を支援していこうということで、この要綱案をまとめたということでございます。

したがって、先ほども申し上げましたように、既に民設民営で多くの法人が事業を展開をされております。したがって、そういった部分については、おい、ちょっと待てよと、公設民営ということで町の方から応援しますよというふうなこともやってきませんでしたし、そういった流れはもう既に民設民営の機運で施設整備が図られてきたということでございます。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） 新しく制度をつくったのではないということですが、これは新しくつくられたんじゃないですか。今言われたように6月20日に原案づくりが始まったということですが、町長がそう指示されて始まったんでしょう。新しい制度ではないんですか、これは。公設民営だったんでしょう、行政が手当てをして法人に運営をしていただくと、これが今までの形、流れだったんですよ。それをええられたということは、制度をええられたんと違うんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 先ほども申し上げましたようにこの交付金制度を設けて、そして支援をしていこうということで、新しい交付金制度を設けたのは、その6月20日以降にいろいろと協議をして設けたということでございます。

それから今でも申し上げましたように、もう既にNPO法人なんかでは、一切そういった行政の支援を受けずに、これまでから民設民営でやっておられるということでございます。そういったものを少しでも整備をしやすくするために、この交付金制度を新しく設けたということでご理解いただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） 何度も言いますがスタンスは公設民営だった、今まで福祉施設でもそうだったんですよ。それをええられたんですよ、民設民営に。そうでしょう。そしたら5月二十何日ですか、臨時議会がありました。工芸の里を福祉の里として使いたいと、こういう提案だったんですね。あれは公設民営ではないんですか。今の説明とつじつまが合わんでしょう。そういう流れにもっていきたい、あるいはそうして今NPOが展開されとるから、そういう人にも支援がしたい。あれは公設民営ではなかったんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり公設民営でしょうとしたんです。だけど否決されましたんで、その事業ができなくなったということは、否決されたということは、もっと町が高い安いという話もありましたけれども、NPO法人がされることが現実ではできなくなったんですので、ですからそうであるなら、少しでも行政として交付金制度を設けるなりして、福祉を支えていきたいということで、その後この交付金制度を考えたわけでございます。

先日でしたか、11人の方たちが議会でのそうした方たちも、今はやはりそうした交付金制度を設けるなど、補助をするなどのそうした形をとというような申し入れと言いますか、要望書と言ったらいいの、そういうものも出しておられましたので、我々の思いと一致するなというふうには私自身はとらえております。

なかなか厳しい状況の中で、とりわけNPO法人の方たちが土地を求めて、自分たちでその土

地を確保して、そしてその上に上物を建ててやっていくということは、これは至難の技だというふうに思います。それは与謝郡福祉会であろうと、北星会であろうと、ほかの社会福祉法人の社協であろうと、大体皆さん同じだと思うんです。そういう中で行政として協力できないことがないという知恵の中で、臨時議会の後、すぐそういうことについて何か方法がないか研究するように福祉課に指示をしまして、そういう取り組みをして、そしてそれをまちづくり本部会、これは課長以上が全部出てますので、その中でこういう方向性で打ち出すということを確認した上で話をさせていただきました。

それともう1つは軌道修正した大きな中に、6月16日に福祉法人の方やNPOの方たちとお話をさせていただいたときにも、たしか与謝郡福祉会にちょっと確認をさせてもらったときに、やはり寄附だとか、分担金だ負担金だというのを法人の方から出すのは、これは不適切だというふうなことも会計上の問題もあって、これは民設民営でやるというのが適切だろうというふうなことも聞かせていただきました。そういうことも含めての判断でございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） どこまでいっても話が交わりませんけれども、今町長の答弁を聞いたら、5月28日議会が否決したから、これはもうだめだということで、この制度を新しくつくったということでしょう。そういう答弁じゃなかったんですか。違ったら言うてくださいよ。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 私の話し方が下手だったというふうに思いますけれども、これがだめだったからということではなしに、行政としてお手伝いできる方法が何かあるかなという中にも、一定の補助要綱をつかってやろうというふうな案もございました。ただまずは、やはり町が全面的に支援していくという格好の中で、進めていくべきであろうということで提案をさせていただいて、それがならなかったということは、その場所で法人が、これは自分たちの財源でやっていくということは、もう困難なことだというふうに感じましたので、そこで場所のことでなしに、その要綱をつくることによって、いろいろな試みをしようとしている福祉法人やNPO法人に対して行政としてお手伝いできる、支援できることではないかということで、そういうことを研究して一定の要綱をつくるような方向へ、担当課にそういう指示をしたということでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） 今町長の責任を聞いたんですが、私は十分理解ができませんね。

臨時会の公設民営の提案の前に、もう既に法人に対しては民設民営だと、一定のお金を出してくださいということすらおっしゃっているんですよ。そしてその後、いわゆる工芸の里の公設民営の提案をされた。そして今度はこれが出てきたんです。これいつからですか言うたら、6月20日には町長から提案を受けて、それからまちづくり本部会を開いて、委員会を開いて、全協に提案して、いつからだと言うても、はっきり何月何日からという答えも出てこないということなんです。どうも私は町長のおっしゃっていることが理解ができません。また後でやりますけど、もう時間が、皆さんお疲れですんで、もう1つだけ聞きます。

先ほど町長の答弁の中に、今の土地が手当てができないと、難しいと、今の提案が、小規模多機能の関係が、3,300万円の予算をつけてるんですが、今のところはわからないと、難しいと。町道の拡幅が1つのネックになって、なかなか進まんのだということをおっしゃっているんです

が、先ほどの答弁の中で3月31日までには、何とかなるというふうな答弁があったんですが、見通しあるんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 与謝郡福祉会の件かどうか、それはわかりませんが、いろいろなほかの法人の中でも、地域福祉空間のそうしたいろんな提案がされておりますので、そうした法人やNPOが、新たなそういう土地がやっ払いこうというところが出てくれば、この補助要綱を使っただいて、執行していこうというふうに思っておりますし、それが1,500万円、100%になるのかその辺については、それで足らなければまた補正をかける、また余った場合には落とすという格好になろうかと思っておりますけれども、いろんな動きの中で、そうした補助要綱を使ってNPO法人にしましても、法人が事業を展開していこうという、そうした気持ちを持った法人もあるということでございます。だから地域福祉空間のそういう補助要綱に従った格好で進めようとするところもあるんで、3月31日までには、何らかそうした見通しも持てるんじゃないかというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 地域からも与謝郡福祉会からも、正式に今回の与謝区の土地の件については正式にだめだと、あるいは断りというのは聞いておられないんですね。

課長から答弁があったように町道の件もあったり、そのほか何が私はあるかわかりませんが、難しいような話を今されてますね。その中で町長が、新しい法人も意欲があるということをおっしゃったんですが、そうするとここ2、3日、あるいは4、5日、1週間以内に、恐らく今の与謝に計画している土地についての答えが出ると思うんですね。正式に、それは担当課なり、与謝郡福祉会にもあるんでしょう。ということは、それがだめだったら意欲のある法人に乗りかえて、そこで今回の小規模多機能をやらしてもらおうという考えなんですか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 安心どこでもプランを見ていただいたらよくわかると思うんですが、あの中には小規模多機能だけではなく、介護予防の

1 3 番（今田博文） 今は小規模多機能の話をしてるんです。

町 長（太田貴美） 私はこの予算の話をしてるんですが、

1 3 番（今田博文） 予算・・・小規模多機能の。

町 長（太田貴美） ですから小規模多機能でも、ほかの法人で取り組もうというところがあるかわかりませんが、介護予防の事業をやっ払いこうというところもあるかわかりませんが、そういうためのこれは交付要綱でございますので。

1 3 番（今田博文） 要綱の予算の話でしょう、小規模多機能の件と違うの。

町 長（太田貴美） ですから小規模多機能で、与謝郡福祉会をやっ払いこうということなら、それについて町も当然応援させていただいて、何回もさっきから申し上げて、その中で町のやるべき役割もしていこうということですが、それが地元の理解やら法人の協力や、そういうものがなければできないということは、これはあり得るというふうに思いますし、できるだけそうしてほしくはないと思っておりますけれども。

ただメニューの中には、いろんなメニューがたくさん入っておりますので、その中で執行でき

得るものもあるというふうに私は考えております。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 先ほど公設民営の関係について、ちょっと私の勘違いがございましたので訂正をさせていただきますと思います。

それで与謝郡福祉会のこういった小規模多機能の事業展開に当たりましては、一番最初、NPO法人のように、民設民営でお世話になれないだろうかというお話をさせていただいたのは事実です。その中で与謝郡福祉会としては、公設民営でお世話になろうということを決断をされて、その旨を町長の方にお伝えにいられたのも事実です。

ただ、公設ですから全額を町が負担をするということについては、そこまでの約束がなかったということで、私の方が公設なんですけども法人にも一定の負担をと、そういう思いであったと。公設の中に法人の負担金が入ってくるということですね。それを町を望んでおるということで、ずっときておったということについては、確かに負担割合がどうであれ、町が建物を整備するということをいったん考えましたので、そういう面からいったら公設であったということで、そのあたりについては、私のちょっと勘違いであったというように思っておりますので、そのあたりをご理解いただきたいと思います。

それから、これはいろいろといろんなものがありまして、先ほど町長が臨時議会の後ということだったんですが、実はそのところに法人さんの方で、民設民営ということで取り組むとなれば、町の方から一定の補助なんかも考えてもらえるんだらうかなという話があったのも事実です。それを受けまして町長の指示によって、こういった今後どこでもプランを進めていこうと思うと、やはり町からも一定の支援をしていく必要があると。だからそういった考え方、要綱等をまとめなさいという指示があって、その原案を6月20日付でまとめて、それから先ほど申し上げましたような経過で、いろいろと議論をしてきたということでございます。

それで近いうちに恐らく与謝区の方も、それから与謝郡福祉会の方も最終的な決定をされるんじゃないかなというように思っております。そうなった後、実はNPO法人が何とかこの小規模多機能に取り組みたいということが、実は町の方に要望が来ておるのも事実なんです。ところが、介護保険の事業計画の中では圏域に1つという考え方ですので、それがじゃあ加悦圏域に2つ一遍につくって、どちらもが交付金の対象なるかということになれば、それは対象になりません。

したがって、そういったことでNPO法人の方から小規模多機能で取り組みたいんだということで、もし与謝郡福祉会さんが、加悦圏域の中でことしは無理だということになった場合には、何とか私の方の小規模多機能ということで支援をしてほしいという、その要望を聞いておりますので、そのことを町長が先ほど何とかこの3月末までには、それが執行できるんじゃないかなというような答弁をさせていただいたということなんです。

そのNPO法人につきましても、当初、小規模多機能的な事業展開を考えて民家を買われて、そしてそれに改修をしてというようなことでやってこられました。その当時に、じゃあもう小規模多機能ということで進められたらどうですかということも、町の方から提案させていただきました。いや、小規模多機能にはいろんな制限がかかるもんだから、制限のかからないデイサービスであったり、託老所であったり、そういったことでこの地域で活用しやすいものを、何とか取り組んでいきたいんだということで、ずっとその整備を図りつつ、いろんな建物の改修計画等も



つくってられました。

ところが府の福祉のまちづくり条例、あるいは消防法の関係等々いろいろと設計を組み立てていく中であって、民家を改修するというのは、非常に難しいというようなところに今直面をされておられます。そういった段階において、財源的にも非常に厳しくなってきたということですから、その法人にはもし与謝郡福祉会さんが、もう無理だというような判断をされた場合には、何とか私のところが小規模多機能に取り組むということで、お願いをしたいということもお聞きをしておりますので、そういった方向で今後は考えていきたいなというように思っております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 今課長が言われたNPOの法人が、どこのことかわかりませんが、やっぱり今、与謝郡福祉会が進めておるわけでね、その順序を間違えんように、手順を間違えんように、今後どういうスタンスを町がとられるかわかりませんが、そのスタンス、順序はぜひ間違いがないように、お願いをしたいというふうに思います。

終わります。

議長（糸井満雄） ほかに。

上山議員。

3 番（上山光正） 確認がさせていただきたいんですが、32ページの工事請負費ですね、リフレかやの里なんですが、この予算執行に当たっての内容ですね、それをお聞きしておきたいと思いません。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えさせていただきます。

今回、リフレかやの里の工事請負費191万2,000円を計上させていただいております。

内容的には2つございまして、保健所の立ち入り調査がございまして、その際に指導を受けております。1つにはレジオネラ対策として、さらに安全を期するために塩素消毒装置を設置するという工事費について149万4,000円。それからお風呂の脱衣室、男女に1カ所ずつ飲用水専用のウォータークーラー、足踏み式で上から出るという方式のウォータークーラーを設置する工事費41万8,000円をそれぞれ見込みまして、今回計上をさせていただいております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいまの塩素関係の保健所から指導があったわけですが、これは管理者制度を受けられるときにも、既にそういう状態だったんですか。

それとウォータークーラーですね、これも従来はどういうものを、上からねじってダーッと出る冷水器というんですか、そういうので対応しとられたんですか。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） まず1点目の、昨年9月1日から指定管理者制度に移行しまして、リフレッシュ丹後さんに指定管理者になっていただいておりますが、それ以後の本年に入りまして5月17日に保健所の立入調査がございまして、それを受けての話でございますので、指定管理者になっていただいた時点では塩素殺菌装置はつけてなくて、別の銀イオン殺菌装置という方法で建設当時から設けていたというものでございます。

しかしその方法では残塩が残らないということがございますので、塩素を使いません関係上、

したがって基準の中にある方法ではあるんですけども、有効な方法ではない、確認ができにくいということから指導を受けまして、今回は塩素殺菌装置に切りかえていきたいという、そういう考え方に立ったものでございます。

それからウォータークーラーにつきましては、脱衣室なりに専用の飲料水を設けておりませんでした。しかしそこも指導がございまして、専用の冷水を保健衛生的にも設けられた方がいいんじゃないかということがございましたので、今回指導がございました後はポータブルで、今、水をかえながら使っておりますが、それでは頻りに水をかえなきゃならないということで、常備するような形のウォータークーラーを設置をしたいということでございます。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） そのウォータークーラーの件なんですけど、水はどういったものを使用されているんですか。上水道ですね、それを濾過して、ただ硬水で出しておられる。軟水にして、これ出されとるんですか、硬水ですかということをお尋ねしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 町の水道水を使うということでございます。それが軟水か硬水かは、ちょっと私は専門じゃございませんのでわかりませんが、脱衣室内に自動販売機がございまして、そこまでは水道管が来てるんですけども、その先が来てないので、設置する場所まで接続し、ウォータークーラーを設置する。町の水道を使用しているということでございます。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 水道水は恐らく硬水だと思うんです。人体には、私もこっておりますけど、軟水が好ましいということなんですけど、少し金額的には、また軟水の場合はお金がかかりますけれども、やはりお客様にサービスをし、また健康維持を図っていく上からには、やはり外からやさしく取り入れるのも結構ですが、内からもあわせて取り入れた方が健康増進につながるんじゃないかなと私は思いますので、一応一考していただければよいかなと思います。

また、2点目に移りますけれども、先ほどもお話が出ておりましたが、53ページの工事請負費の内容ですね。これ温江の町営住宅の維持管理、その点なんですけど、先ほど来お聞きしておりますと、これに類する古い住宅がたくさんあるわけですね。これセメントのスレートですか、この屋根に塗装を吹きつけられると。これで多分もつのは10年ぐらいだと思うんですけど、その中でお話を聞いておりますと、こういった住宅の建てかえ計画というのか総合計画、これを10年をめぐりにしておられると。そうすると、年間どれぐらいお建てになるかわからんのですが、これをすべて完了するまでには、およそ何年ほどかかって、どれぐらいの費用が要るのかなということがわかれば、お伝えしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 先ほどの計画につきましては、旧町でそれぞれ持たれとる計画というのは、その当時持たれとる管理戸数に対して、昭和40年代から40年代以前に建築された公営住宅についてどういった改修計画、あるいは建てかえ計画を持つかということで、その10年をめぐりにした計画を立てたということですので、旧の加悦町域でいいますと、先ほど申しましたように正導寺という住宅が昭和40年代初頭に立てられておりますので、今はその入居については、退去されたら取り壊してという作業をしておりますので、最終的には全員退去になるか、全員退去

の少し前には移動していただくなりしながら、その整備計画を立てていくという計画を、平成15年当時に加悦町で立てたと。それを10年間の間に、その程度まではやろうということで計画を持ったということです。

だから建てかえ計画そのものは、まだ全然持ってませんので、それについては与謝野町域になったときに、新たな公営住宅をどうするかという基本的な部分を検討しながら、整備計画も立てていかならんでしょうということを先ほど提案をさせていただきました。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） わかりました。

それでその間、やはりかなり老朽化している住宅でありますので、借りておられる皆さんの安全の確保ですね。これもし大きな災害が起きれば、これは町の大家の責任になるわけですが、この辺の考えはどのようにされているのでしょうか。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） その辺が、先ほどの野村議員のご質問の中にもあったんですが、建てかえにもっていくのか、修繕で当面をもたす、それから建物との比較がありますし、修繕についてはそれぞれの部分で耐用年数を超えたりする部分がありますので、それを修繕した方が有利なのか、もう取り壊した方が有利なのかは、その都度判断する、あるいはストック計画の中にあります古い住宅については、もう修繕はかけないで取り壊しにかかっていくとか、それから建物がもう少しもつ部分については、一定程度いろんな屋根、あるいはトイレだとか水回りが傷んだ部分については多少の経費ならかけても、10年ほどもたした方がええという判断をするかというあたりで改修計画を持っておりますので、通常の補修と、それから建てかえという部分は、都度、都度修繕の要望が来たときに判断をしながら計画的にやっていきたいということ、現在では建設課では考えておるといことです。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） そのお考えの中に1つ組み入れといていただきたいのは、その部分的な補修等につきましてはそれでいいと思います。しかしこれ人命と、それからそういった補修で、どちらが安くなる、高くなる、こういうのは基準になりませんね。だからこの辺のところも十二分に判断をしておいていただきたいなということで、これはお願いしておきたいと思います。

それから最後になりますが、やはりここへ来てしまうわけですが、先ほど来この与謝野町の地域福祉空間事業、これをずっと私、お話を聞かしていただきとって、私もことしの2月までは職務代理として在籍をしておりました。したがって、途中までの経過等々につきましては、よく存じておるわけですが、これは幾ら皆さんが話し合われても、なかなかかみ合わないというふうに私は思います。

私はちょっと提案というのか、お尋ねしたいのは、この補正予算（第2号）、これどうしてもきょう採決までもっていかんらんかということです。といいますのは、たくさんの履行すべき事項がこうして提案されておるわけですが、実態が見えない予算計上は、これを置いてほかにはないんです。みな形が見えてます。その形を見て我々議会は判断をさしてもらわなければならないので、その1つがどうしても不透明ということになりますと、この全体の補正予算を審議するにおいて、非常に難しい事態になるということで、私の提案なんです、ここの部分の修正案を出していた

だき、町の方から。そして明らかに事業が組めるようになったときに、臨時会で決定をしていくと。この福祉空間施設については、私どもはできるだけ早い時期に先へ行っていただきたいと思うんですが、先の見えない中での採決というのは、非常に私ら苦慮をいたしますので、その辺のところは町として、この部分的な部分での取り下げですね、これはできないかということ、まずお尋ねしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっとそれはおかしいんじゃないかと思うんです。

といえますのは、財源の裏づけがないものを上げてるのであれば、それは言えるんですけども、一応この1,500万円については条例でもあるし、そしてその財源の裏づけも持って提案している。実際に道路でも何でもそうですよね。計画を立てる前にはやっぱり予算がないとできないわけですから、それが実際になることもあれば、ならないこともありますけれども、この今年度については地域福祉空間については進めていくという中で予算を上げて、そしてそれに向けてやっていくということで、予算を計上してないのに何もできるとも言えないということですので、それはできません。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 今町長は、できませんと言いつられたわけですが、前回にも工芸の里で、そういうことがあったわけですね。だから私どもは福祉施設は前に進めたいと。しかし、実態がまだ見えてないわけですね、説明をずっと聞いておっても。だからこれをここの部分的なものだけ取り下げただいて、修正案を出して、そして一度これを可決しておく、そして実態が見えてから提案をしていただくと。一遍これ否決するとどうにもなりません、という提案ができないかということをお尋ねしとるんであって、一遍に話し合いの中で、いや、できませんと言われると、これは非常に難しいなと私は思うんですが。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 議事の進め方の中で、いったん上程されとるわけですね。それでこの部分だけ引き下げてということをおっしゃっているんだと思いますけれども、また日を改めてするなんていうことは、これはできないことですし、そういう意味でできませんということをおし上げたのと。それから工芸の里の場合には、あれは要綱の中身の話だったというふうに、直接の予算は上がっていなかったかと思えますし、それとあの場合には、5月の臨時議会はその議案だけでしたので、だからそのことについては、やはりいろんなご意見があっただろうというふうに思いますが、これは一定の予算としてこれを上げさせてもらって、今いろいろと出ている、まだ結論の出ないものもありますけれども、それを執行する努力をしていくというのが、筋だというふうに思っておりますのでということです。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 休憩をお願いします。

ちょっと議長に調べていただきたいのは、この議案を定例会中であれば私はいいと思うんですが。

議 長（糸井満雄） 暫時休憩します。

（休憩 午後8時07分）

(再開 午後8時20分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしまして、この後の取り扱いについてご協議をいただきました。その結果について皆さん方にお諮りをしたいと思います。

まず、ただいま上山議員が13分を残しまして、質疑中でございますけれども、本日は日も大分暮れまして時間も経過いたしましたので、一応ここで終了させていただきまして、26日、改めて冒頭に質問を続けていただく。その後、採決をしていただくと、こういう取り扱いにしたいというふうに思います。

したがって、理事者の方につきましては、本日の意見もたくさん出ておりますので、一応統一見解的なものを再度精査していただきまして答弁をしていただきたいと思います、このようにお願いをしておきたいと思っております。

ですから本日はこれをもって終了ということにさせていただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) それではご異議なしということでございますので、以上、本日終了いたします。

次回は9月26日9時30分から開議し、本日の続きを審議していきたいというふうに思います。

さらに特別会計につきましても、あわせてそのときをお願いをしていきたいというふうに思います。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

大変ご苦労さんでございました。

(延会 午後8時22分)